

平成23年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成23年12月 2日 開会

）

平成23年12月16日 閉会

吉田町議会

平成23年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

○町長あいさつ	4
○開会の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸報告について	5
○議会閉会中の委員会活動報告	12
○議会改革特別委員会委員長報告	16
○議案第48号～議案第56号の一括上程、説明、委員会付託	19
○散会の宣告	30

第 2 号 (12月13日)

○開議の宣告	31
○一般質問	31
藤 田 和 寿	31
枝 村 和 秋	42
平 野 積	53
山 内 均	67
佐 藤 正 司	76
○散会の宣告	82

第 3 号 (12月16日)

○開議の宣告	83
○議事日程の報告	83
○議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決	83
○議案第48号の質疑、討論、採決	84
○議案第49号の質疑、討論、採決	87
○議案第50号の質疑、討論、採決	88

○議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	8 8
○議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	9 0
○議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	9 1
○議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	9 7
○議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	9 7
○日程の追加について	9 8
○議案第 5 7 号～議案第 6 0 号の一括上程、説明	9 8
○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	1 0 2
○議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第 5 8 号の訂正の件	1 0 6
○議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	1 0 9
○発議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○発議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
○議員派遣について	1 1 3
○議会閉会中の継続調査について	1 1 3
○町長あいさつ	1 1 4
○議長あいさつ	1 1 5
○閉会の宣告	1 1 5

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） おはようございます。

本日ここに平成23年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には公私ともに御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長からごあいさつをお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

議員の皆様には、本当に元気な顔を議場にそろえていただきまして、町長として本当にうれしく思っております。

もう霜月も終わりました、もう師走の月暦一枚になりましたけれども、本当にきのうから寒さがこたえるようになりました。いよいよ冬が来たのかなど、また、先生方も走る月になりますので、ぜひとも定例会、走っていただきたいと思っております。

議会というものは、もう皆様、脳みその中に何度も刻み込んでいることだとは思いますが、議事機関の構成員でございますから、皆様は会議を起こして議案を審議し、表決を下すということは、皆様の課せられた最大の仕事でございますので、しっかりとして町民の利益、町の利益に達するような最終の表決をしていただきたいと思っております。よろしくお

○議長（八木 栄君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は全員13名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、9番、大塚邦子君、10番、増田宏胤君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日から12月16日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

9月16日金曜日、静岡県町村議会議長会総会並びに議長会議が静岡市の県市町村センターで開催されました。協議事項として、総会では、1、平成22年度静岡県町村議会議長会事業報告について、2、平成22年度静岡県町村議会議長会歳入歳出決算について、また、議長会議では、1、平成23年度定期総会について、2、関係団体役員候補者の推薦について、3、県外調査について、それぞれ審議を行い、いずれも承認されました。

10月12日水曜日、平成23年度静岡県町村議会議長会定期総会が、静岡市内で開催されました。初めに、自治功労者表彰があり、県内の町議会から2名の方が表彰されました。続いて、議事に入り、平成23年度定期総会要望事項として、災害対策の充実強化を初めとする8項目の要望事項が承認されました。さらに、定期総会決議として、真の地方分権改革のさらなる推進を求め、8項目の要望事項や速やかなる実現を期待する決議案を採択し、閉会いたしました。また、午後に行われた議長・副議長・事務局長研修会では、東京大学名誉教授大森彌氏による「議会改革と議会の役割」と題しての講演がありました。

10月31日月曜日から11月2日水曜日まで、静岡県町村議会議長会県外調査に参加し、熊本県益城町と御船町を視察しました。益城町では「調和と交流による人づくり、まちづくり」に基づき、地域を支える交流情報拠点となる中心的施設を訪問し、住民の交流と情報、学習の場としての活用、利用状況とともに、施設の役割、方針などについて調査してまいりました。また、御船町では、議会基本条例制定の背景や経過、導入から現状までの状況など、議

会改革・活性化の取り組みについて調査してまいりました。

11月4日金曜日、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会の議員研修会が、島田市で開催されました。当日は、講師に島田市民病院薬剤部長の寺本健次医師と救急科主任医長の松岡良太医師を迎え、「災害医療について」と「被災地における救急医療」をテーマに、災害時の医療について、過去の震災と東日本大震災における現場での医療の実際についての研修会が行われました。

11月16日水曜日、第55回町村議会議長全国大会が、東京のNHKホールで開催されました。大会宣言の後、議事に入り、初めに、真の地方分権型社会の実現を目指して、東日本大震災からの早期復興を初めとする24項目の要望事項が承認されました。続いて、15項目の要望事項を求める決議案を採択、さらに決議に伴う5項目の特別決議案を採択し、閉会しました。また、閉会后、東京大学教養学部非常勤講師などを務め、日本財団特別顧問の谷内正太郎氏による「アジア太平洋時代の日本外交」と題した特別講演が行われました。

11月17日木曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会の主催による第2回政策研修会が、静岡市内で開催されました。当日は、特定非営利活動法人・国際変動研究所理事長、軍事アナリストの小川和久氏により「巨大地震が問う日本の危機管理」と題して、東日本大地震発災時における国の対応を例に、世界的に通用する危機管理の重要性について講演が行われました。

以上で、議長報告を終わります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から、例月出納検査並びに財政的援助団体監査、定期監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきました。御了承願います。

なお、定例会に説明員として、出席通知のありました者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

続いて、町長からの行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成23年第4回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概況等につきまして御報告申し上げます。

本年3月11日の東日本大震災から9カ月が経過しようとしておりますが、被災地ではいまだ復旧のめどが立っていない状況であります。特に、津波被害による福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故は、被災地だけではなく、私たちの日常生活にも影響を及ぼすとともに、農業、製造業を初めとする日本の経済活動そのものにも甚大な影響を及ぼしております。特に、原子力災害につきましては、その影響を受ける範囲が大であるとともに、国は国策として、原子力エネルギー政策を推進してきたわけでございますので、今回の福島第一原発の事故は、国の責任において、事故の対応、損害の補償、そして災害の対策を講じていただき、一日も早い被災地の復興、そして日本経済が復興することを切に願っております。

また、現在、国の原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループにおきましては、福島第一原発の放射能漏れ事故を教訓に、緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZを30キロ圏域に設定する方向の考え方が示されたところですが、当町は浜岡原子力発電所から30キロ圏内に位置するところから、このUPZの区域に含まれるものでございます。

しかしながら、現時点では、万が一、原子力災害が発生した場合の防護措置はもちろんのこと、基準となる数値、具体的な措置及び対応策等が全く示されていない状況であります。私は、原子力発電は、日本経済を支えるエネルギー需要を満たすための過渡的なものであり、直ちに人類にとって将来につながる、より安全な代替エネルギーの開発を進めるべきであるという考えのもと、将来的には原子力発電をゼロにすべきであると申し上げてまいりました。そして、特に浜岡原発につきましては、東海地震の震源域となる可能性の高いところに立地されており、町民の安全・安心を最優先に考えたとき、町民の生命、財産を守るためには、浜岡原発は廃炉にすべきということを上申してまいりました。原子力発電は、国策として進めてきている以上、原子力災害のリスクは当然のことながら、国の責任において行うとともに、原子力発電の安全性の確保、そして、万が一災害が発生した場合の措置、対策等は、すべて国の責務において行うべきであると考えております。このことは、今回の福島第一原発の事故を見てわかるとおり、各地方公共団体における小手先の対策では遅々として進展しないことは明白でございます。

私は、原子力災害対策は、国の責務において実施すべきであるとの認識のもと、特に浜岡原発につきましては、一日も早く廃炉にすべきことを、今後も国・県を初め関係機関に対して申し上げていく所存でございますので、町民の皆様を初め、議員各位におかれましても御理解、御協力をお願いしたいと申し上げます。

それでは、今年度における事業の進捗状況等につきまして御報告申し上げます。

まず、津波防災対策につきまして御報告申し上げます。

当町では、津波防災対策を最重点施策に位置づけ、津波防災町づくりの強力な推進を図っているところでございまして、6月の吉田町議会定例会において補正予算の承認をいただきました津波ハザードマップ作成及び津波避難計画策定事業のいずれも順調に事業が進んでいるところでございます。効率的かつ効果的な津波防災対策を講じていく上で、基礎データとなります津波ハザードマップは、他の自治体に先駆けて既に完成し、今月6日に隣組を通じて町民の皆様にお届けする予定でございます。

この津波ハザードマップは、現時点で考えられる最悪の状況を想定したシミュレーションに基づいて作成しております。そのため、これまでの第三次被害想定ではほとんどなかった浸水区域が拡大しておりますが、この津波ハザードマップを被害想定基準とすることで、どこに、どのような対策を講じれば、町民の生命、財産が守れるかということをも具体的にイメージして、効果的な津波防災対策を講じることが出来ますので、大変貴重な資料を手にしたわけでございます。町の津波被害想定ができ上がりました今日を境に、これからは、その対策へと重点が移行していくわけですが、町民の皆様生命、財産を守るためには、あらゆる効果的な手段を講じていかなければなりません。

今後は、津波避難計画を策定し、各地域における避難場所及び避難方法等を町民の皆様と検討していくとともに、国・県を初めさまざまな関係機関を通じまして、津波防災対策のソフト事業、ハード事業を一体的にとらえた対策を講じてまいりますので、今後とも引き続き御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、富士山静岡空港を活用した交流促進事業につきまして御報告申し上げます。

去る10月19日から21日までの3日間の日程で、福岡県八女市から橋爪隆幸副市長を初め、商工会議所、商工会、観光協会、農業協同組合、観光ボランティアガイドの会及び市観光振

興課から総勢10人をお招きし、モニターツアーを実施いたしました。

今回のモニターツアーは、昨年度から進めている交流促進事業の一環で、観光施策を探求している他県の人の目から当町を見ていただき、地元の人では気づかない地域資源や観光資源を発掘するとともに、今後の地域間交流の推進を目的として行ったものでございます。

八女市の皆様には、小山城、吉田公園といった観光施設の見学、ウナギの選別作業、漁港、シラス加工場での産業体験に加えまして、富士山5合目周辺の散策を体験していただきましたが、それぞれの体験場所におきまして、吉田の魅力創造委員会のメンバーの皆様が主体的にかかわりを持っていただきました。

そして、最終日には、主催者側に吉田の魅力創造委員会の方々にも御参加をいただき、モニターツアー参加者と意見交換会を行いました。この意見交換会では、八女市の方々から忌憚のない御意見を伺うことができ、今後の吉田町の観光施策の課題などを明確にさせていただきました。

今回のモニターツアーで得られました課題や問題点などの成果を、平成24年度に策定を予定しております交流事業計画づくりなどに生かしてまいります。

次に、地域支え合い体制づくり事業につきまして御報告申し上げます。

町では、地域における要援護高齢者等への支援を目的として、行政、民生委員、地域包括支援センターとの協働により、地域が一体となって、要援護高齢者等を日常的に支え合う体制づくりの構築を目指し、要援護高齢者等福祉システムの導入を進めているところでございます。

このシステムは、地域における要援護高齢者等の世帯の状況、緊急連絡先、相談の履歴、福祉サービスの利用状況など、その要援護高齢者個人に関する情報を電子住宅地図に反映させることによりまして、地域における見守り支援や要介護高齢者等に必要な各種福祉サービスを円滑に提供することが可能になるものでございます。さらに、今回、町の津波防災対策の基礎データとして作成されました吉田町津波ハザードマップにも関連を持たせることによりまして、津波防災対策の視点を踏まえた要援護高齢者マップを製作する予定でございます。

現在の進捗状況といたしましては、要援護高齢者の所在データとさまざまな福祉情報との照合作業を行っているところでございまして、この照合作業が終了次第、津波ハザードマップの情報と関連させまして、平成23年度末までにはシステムを稼働させる運びとなっております。

今後も、地域で支え合い高齢者が生き生きと活動し安心して生活できるまちを目指して、さまざまな施策を展開してまいります。

次に、教育関連事業につきまして御報告申し上げます。

まず、町の将来を担う子供たちの学力向上に向けた教育環境の整備でございます。学校での生活環境整備としまして吉田中学校の屋内運動場のトイレ改修を行ってまいりましたが、このほど完成し、10月6日から供用開始をしております。清潔で明るく快適なトイレに改修され、子供たちからも好評をいただいております。

今後も引き続き、子供たちの学力向上に向けた教育環境の充実を図ってまいります。

次に、吉田中学校第2グラウンドの夜間利用の状況につきまして御報告申し上げます。

町民の皆様の健康づくりの一助として、夜間でも明るく安全な場所で、安心してウォーキングやランニングなどの運動をしていただけるよう、6月から吉田中学校第2グラウンドに

設置を進めておりましたナイター設備の工事が完了し、9月から利用していただいております。現在、ウォーキングやランニングなど、だれでも気軽に運動ができる場として、大変多くの方に利用していただいております。また、子供連れの御家族での利用も多く見られ、スポーツの推進のみならず親子の触れ合いの場にもなっております。利用者からは、夜間に道路を走っていたころは薄暗く危険であったが、第2グラウンドは照明やコースが整備され、安心して走れるという声をいただいております。今後も町民の皆様安心して気軽に運動ができる場所として、より多くの方に御利用いただきたいと思っております。

次に、図書館事業につきまして御報告申し上げます。

11月29日から12月2日までの4日間、文部科学省と愛知県教育委員会の主催により、平成23年度東海・北陸地区図書館地区別研修が愛知県図書館で開催されております。

この研修会は、図書館員の資質の向上、中堅クラスの司書を対象とした図書館に関する最新のテーマや図書館業務の専門的知識や技術の習得を目的として、毎年全国を六つのブロックに分けて開催されておりますが、今回、この研修会に、当町職員が講師として派遣依頼をいただきまして「地域の拠点としての図書館」と題した事例発表・パネルディスカッションを行いました。

図書館の開館以来続けてまいりました学校司書派遣事業や学校図書館の蔵書の充実、データベース化等の施設の整備、さらには、子供たちの読書活動や調べ学習を支援するためのネットワークづくりなど、図書館での取り組みを発表し、関係者から非常に高い評価をいただきました。そして、ここ数日の間だけでも全国の図書館から視察の問い合わせが数件来ている状況でございます。

次に、昨年度から実施しております施設配送貸し出しサービスでございます。事業開始当初は、町内の2カ所の介護福祉施設への配送貸し出しを行ってまいりましたが、本年度からは四つの保育園、中央児童館、子育て支援センター、自彊小学校と合わせて九つの施設への配送貸し出しサービスを行っております。

各施設からは大変喜んでいらっしゃる様子から伝えられておりまして、職員が地域に出かけていくことにより、読んでみたい図書の要望や図書館に対する意見を直接いただきながら、より身近な図書館として事業展開を図っております。

今後も引き続き、職員研修を積極的に行い、図書館が町の知の拠点となれるよう努めてまいります。

次に、国民健康保険事業につきまして御報告申し上げます。

平成20年度から義務づけられました特定健康診査につきましては、これまで平日に限って集団健診の実施をしてまいりましたが、今年度からは、土曜日健診の実施や個別健診の実施機関の拡大を図ってまいりました。これによりまして、以前に比べて受診しやすい環境となりましたことから、徐々に受診者の増加が見られ、受診率の向上につながっております。また、特定健康診査同様に国民健康保険事業の一つとして、人間ドックの受診費助成事業がございますが、年々人間ドックの利用者は増加傾向にありますことから、今年度は人間ドックの委託先をこれまでの3カ所から7カ所へと拡大してまいりました。その結果、昨年と同じ時期よりも30人ほど増加している状況でございます。

これら事業を実施する上で、町民の皆さんが受診しやすい環境を整備することによりまして、生活習慣病の予防や早期からの健康づくりを進めることができ、これからの医療費の抑

制につながるものと考えております。

今後、医療制度改革により、国民健康保険制度を取り巻く環境が変化していく中、引き続き、被保険者の健康増進と、健全な国保財政の維持に努めてまいります。

次に、幹線道路及び生活道路、河川改修等の土木整備事業につきまして御報告申し上げます。

初めに、幹線道路の整備でございますが、社会資本整備総合交付金事業で進めております榛南幹線の町施工区間である新田工区につきましては、本年度も引き続き用地買収及び物件補償を進めており、予定しております17人の地権者の皆様のうち10人の方々から同意をいただき、10月に契約の締結をいたしました。残りの地権者の方々につきましては、年度末までには契約を締結させていただき、事業区間のすべての用地取得及び物件補償を完了する予定でございます。また、幹線道路内に排水路を設置する工事につきましては、既に10月に工事の発注を済ませ、来年3月の完成に向けて整備を進めている状況でございます。

そのほかの幹線道路の工事発注状況は、東名川尻幹線を9月、大幡川幹線を10月に発注を済ませ、それぞれの工事も着手し順調に進んでいるところでございます。なお、東名川尻幹線の施工箇所が、主に高畑高島線との交差点部に位置しておりますので、車両通行等にも十分配慮しながら工事を進めてまいります。中央幹線につきましては、東名川尻幹線との交差点部の用地取得に向けて地権者の方と協議を進めているところでございますが、1月に契約を締結させていただき予定でございます。

次に、生活道路の整備でございますが、静岡空港隣接地域振興事業で整備を進めております愛宕前2号線道路改良工事につきましては、9月末に工事の発注を済ませ、進捗状況といたしましては、年末までに工程の約30%の整備を行う計画で、来年3月の完成供用開始に向けて進めております。また、西の坪大浜5号線及び亀の尻線でございますが、まず、西の坪大浜5号線につきましては、年度の途中からではございますが、県費補助事業の採択を受けることができ、現在、残りの地権者の方と協議をさせていただいているところでございます。一方、亀の尻線につきましては、5人の地権者の方と協議中でございますが、地権者全員の方々から内諾をいただいておりますことから、1月には契約を締結させていただき予定でございます。

次に、平成22年度の繰越事業であります、きめ細かな交付金事業の大幡川幹線改良事業でございますが、川尻小山地区内の大幡川尻2号線の交差点から南側へ向かい、高畑高島線との交差点付近までの延長約100メートル、幅員約8.6メートルの舗装修繕工事を今月中旬に発注する予定でございます。

次に、河川改修事業でございますが、片岡地区の準用河川大窪川の改修工事につきましては、農業用水の必要な時期も終り、渇水時期に入った10月末に工事の発注を済ませ、来年3月の完成に向けて工事を進めているところでございます。

続きまして、橋梁の長寿命化修繕計画策定に伴う総合評価委員会委員派遣業務委託及び東名高速道路をまたぐ跨道橋につきまして御報告申し上げます。

国の交付金事業として、本年8月に発注した橋梁の長寿命化の基本方針の策定及び個々の橋梁修繕計画等を行う吉田町橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託でございますが、長寿命化の基本方針や橋梁修繕計画等に対し、学識経験者の御意見を伺うための吉田町橋梁長寿命化修繕計画策定総合評価委員会委員派遣業務委託を10月に発注いたしました。この策定総合評

価委員会は、本年度2回開催する予定で、委員会において委員となる学識経験者の意見聴取を踏まえまして、吉田町橋梁長寿命化修繕計画が作成されることとなります。また、東名高速道路をまたぐ橋梁につきましては、本年6月に神戸前玉線と中原橋の補修工事の業務委託計画を締結したところでございますが、先般11月初旬に、委託契約先の職員とともに、断面修復前の現場確認を行った結果、新たな異常がないことを確認しておりますので、現在、来年3月の補修完了に向け、工事を進めております。

次に、公共下水道の整備につきまして御報告申し上げます。

現在における整備状況は、340ヘクタールの事業認可区域のうち、昨年度末までに232.59ヘクタールの整備を完了し、整備率が68.4%に達しております。また、本年10月末時点での下水道への加入戸数は、2,537戸加入していただいております。1日当たりの平均汚水処理量は、約2,166立方メートル処理しております。

本年度は、住吉地区では榛南幹線と東村地区を、川尻地区では西向地区を中心に、管延長にして1.6キロメートルの布設工事を行います。また、本年3月に片岡地区の41ヘクタールを事業認可区域に加えた地域の一部につきまして実施設計を行い、来年度以降工事に着手する予定でございます。

次に、上水道事業の整備につきまして、御報告申し上げます。

町では、安全で安定した水の供給のため、老朽管の布設がえ、施設の整備、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ事業を実施しております。

まず、老朽管布設がえ事業のうち本年度の石綿管布設がえ工事につきましては、坂部やまばと学園北側の坂部5号線外1路線配水管布設がえ工事を2工区に分け、第1工区を8月に、第2工区を9月にそれぞれ発注を済ませております。また、石綿管以外の布設がえ工事としまして、牧之原市円成寺南側の細江37号線外1路線配水管布設がえ工事が10月に完成をしております。

次に、施設の整備に関する事業としまして、第3配水場進入路新設工事及び第5水源電気室新設工事がございます。第3配水場進入路新設工事につきましては8月に工事の発注を済ませ、第5水源電気室新設工事につきましては9月に発注を済ませ、いずれも順調に進んでおります。

次に、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ事業でございますが、道路改良事業関連工事及び公共下水道事業関連工事による事業がございますが、本年度は10本の工事があり、すべて発注を済ませており、既に3本の工事が完成をしております。

以上、町政運営の一端を申し上げましたが、国政におきましては、東日本大震災の復興と福島第一原発事故の収束、さらに円高によるデフレ対策、TPPへの参加交渉など、非常に重い課題を背負いながら、大変難しいかじ取りをしていかなければなりません。

このような厳しい社会経済情勢の中、当町では、目下、平成24年度当初予算編成に当たっておりますが、依然として厳しい財政状況であります。

しかしながら、その厳しい財政状況の中でも、我が町の運営は、町民の皆様に信頼される行財政運営であることはもちろんのこと、町民の皆様が安心して生活ができ、また安定した企業活動を確保するため、当面津波防災町づくりを最優先施策と位置づけました行政運営を行っていく所存でございます。

町民の皆様が安心して生活ができる町を築いてこそ、町の発展があると考えておりますの

で、議員におかれましても、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（八木 栄君） 御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を行います。

各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員会委員長、佐藤正司君。

7番、佐藤正司君。

〔総務文教常任委員会委員長 佐藤正司君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（佐藤正司君） 総務文教常任委員会から議会閉会中の所管事務調査の活動を報告いたします。

所管事務調査は、地震津波対策についてで、委員会は町民の安全を確保するため、町民の皆さんの要望をまとめ、調査して、議会に報告し、町に提言をしていきます。

9月8日、4階会議室にて9時より、出席委員7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開催。

当日は9月定例会で委員会に付託された議案を審議し、終了後、所管事務調査に入りました。近隣の焼津市、牧之原市、御前崎市、3市の視察日程を10月13日に予定し、先方と交渉する。質問項目を先方に事前に提出するために、委員長、副委員長がまとめる。町内の建物調査と海拔表示調査を9月15日に実施することを決め、小学校区ごとの学区地図と、当局より提示された資料を使い調査を行うことにし、分担を決定しました。委員会視察については、協議して、南三陸町は受け入れを了解していただいたけれども、あと1カ所を検討することを決定し、閉会しました。12時でございます。

9月15日、4階会議室にて午前9時より、出席委員7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開催しました。

9時より、各委員分担して、町内の建物調査と海拔調査を実施しました。建物調査については、副委員長が町内全域をまとめることに決めました。海拔調査については吉永議員がまとめることを依頼しました。近隣3市の視察は10月13日に決定をしました。委員会視察は南三陸町と気仙沼市を予定し、日程調整をすることに決定しました。防災アンケート結果のまとめについては、次回委員会で行うことを決定し、閉会、12時10分。

9月21日、4階会議室にて午前9時より、出席委員7名、定足数に達していることを確認し、委員会開催。

アンケートのまとめの資料を平野議員より説明。各設問のコメントについて検討。町民の要望記入欄は各設問で記入する。考察は全体の意見を記載することとする。アンケートは議会報告会の資料として使うこと。議会だよりに掲載し、広報していくことを決定。建物調査と海拔表示のまとめは議会報告会でイメージとして発表し、議会だよりに掲載する。アンケート、建物調査、海拔表示は9月28日までに完成させ、当局に報告し、自治会にも届ける。全戸には議会だよりで広報することに決定し、閉会、11時21分。

9月28日、4階会議室にて午後1時30分より、出席委員7名、定足数に達していることを確認し、委員会開催。

アンケートのまとめについて協議。考察を検討し、委員会として今後の意向を入れることに決定。町内の建物調査については、委員会で3階以上の建物を地図上に落としてある。今後、避難場所は町民の要求をまとめ、町が避難ビル協定を結び、町民が避難できるように議会として提言していく。海拔表示は、調査の結果、100カ所中75カ所が残っているが、25カ所がなくなっていた。この表示は全町内に必要であり、公共の建物や店舗などに協力してもらうことが必要で、委員会は要望をまとめて意見として上げていく。10月7日に当局に出席を要請し、所管事務調査の説明を求めることに決定。内容は、ハザードマップ作成の進捗状況について、委員会作成のアンケート結果の説明、海拔表示調査の説明、建物の高さ調査の説明、地震・津波対策についての質疑を行うことに決定。自治会へのアンケートの配布は、10月21日から議会報告会で配布し、説明することに決定。委員会視察は宮城県の南三陸町と気仙沼市の2市町から視察受け入れの了解を得られた。期日は11月6日から8日に実施し、細部の日程は協議することに決定し、閉会、3時50分。

10月5日、4階会議室にて午後1時30分より、出席委員7名、定足数に達していることを確認し、委員会開催。

アンケートと建物の高さ調査、海拔表示調査のまとめを最終確認し、7日に当局に説明し、21日の議会報告会で議会と町民に報告することを決定。今までの委員会調査の中間まとめとして、7日に当局を説明員として要請し、津波ハザードマップ作成の進捗状況、アンケート結果に基づく当局の意見を聞いていく。質問事項としては、避難ビル指定の件、海拔表示の件、中長期的な防災計画について、避難タワーの計画について、津波等の避難場所について、情報関係の件、防災訓練についてなどを質問、質疑することに決定。10月後半の4地区で行われる議会報告会の説明者4人を決定し、閉会、午後3時36分。

10月7日、4階会議室にて午前9時より、出席委員7名、定足数に達していることを確認し、委員会開催。

当局より町長、総務課長、企画課長、総務課課長補佐が出席。総務課課長補佐から津波ハザードマップ作成の進捗状況の説明。

当局。津波ハザードマップ作成に関しては地形データの作成、想定震源域の設定を行い、津波の計算を行い、計算結果の解析をして、ハザードマップに反映させていくのが流れです。進捗状況は、7月12日に業務委託の契約提携を行い、7月末から9月末に資料収集、整理を行っている。7月11日に都司先生講演会。12日に先生とパスコによる漁港、防潮堤、湯日川水門、大井川など町内視察を行った。8月17日にパスコと業務打ち合わせ。9月2日、3日に都司先生、パスコによる津波の痕跡調査を行った。9月20日にパスコとの業務打ち合わせと聞き取りなど。4日間で町内の防災拠点の標高調査も行った。

質問。前の一般質問の中で、ハザードマップ作成に当たり町民の意見を聞くとなっていたが、今の説明ではどこで聞かれるのか。

答え。10月にマップの原案ができてから、自治会や自主防災会の代表者にマップを見てもらい、見やすさなどの意見を反映させていく。

質問。津波避難計画作成の日程はどのようになっているか。

答え。津波避難計画は11月末にハザードマップが完成し、3月末までに作成する。

質問。12月の避難訓練はハザードマップに基づいて行うのか。従来の避難訓練のように行うのか。

答え。12月4日に津波ハザードマップが示せる。避難訓練の内容はまだ詰めていない。

質問。津波ハザードマップに提示される内容は。

答え。反映されるものは想定浸水域、津波の高さ、津波の到達時間、揺れやすさ、標高、防災拠点、同報無線の位置を載せる。

質疑終了後、委員会で実施した防災アンケート調査結果と、海拔表示調査、3階以上の建物調査の結果の3件を平野議員、吉永議員、杉本議員が説明する。委員会の説明の後、委員長から事前に渡してあった質問事項について回答を求めます。

当局。8項目の質問には答えられない。

答える必要がないとの結論に達したとの回答に、委員会は回答を求めましたが、当局は答える必要がないとの対応で議論になりました。

当局が回答しない理由として、委員長が事前に提出した質問の文章の中に、町民から寄せられた質問をそのまま回答を求めている。こういうことは当局としては望むところではない。ルールについてはすり合わせが必要と考えているという点と、質問の8番目は当局としては重く受けとめている。公共事業の発注の仕方については、議員が御承知のはず。ハザードマップの契約の問題で町民から高いのではないかと言われたが、これは議会で議決されたこと、議決した議員に説明責任があるのではないかと。また、議員の発言やメールに当局として困惑する場面があること。委員会の閉会中の調査のあり方など、当局の見解が述べられ、一部海拔調査の回答がありましたが、全体の回答はありませんでした。

当局退席後、委員会を再開し、今後の進め方について協議をしました。

委員会として、今までアンケート調査や海拔調査など、町民の要望も聞いてきた。今後も委員会視察、作成される津波ハザードマップの状況などを見て調査を進め、最終的に議会として提案することに決め、閉会。

10月13日、午前8時45分より、出席委員7名、近隣3市、焼津市、牧之原市、御前崎市の視察を実施しました。

研修事項は、自主防災機材補助金要綱及び年間補助金予算額について。2、防災避難ビルの協定について。3、海拔表示について。4、避難タワーについての4点を挙げ、それぞれの実情を調査してきました。視察の内容については、報告書を作成してありますので、ごらんください。

11月6日から8日、出席委員6名、東日本大震災で被災した宮城県気仙沼市役所、宮城県南三陸町の視察を実施しました。

研修事項は、津波・地震対策への備えとその実態について。1として、防災訓練について。2、地震・津波時の避難地、避難経路、避難誘導について。3、海拔の表示、避難ビル、緊急避難先について。4、自主防災会、消防団の組織について。5、市と自主防災会の防災倉庫について。6、避難生活について。7、防潮堤についてを行いました。視察内容については報告書をごらんください。

11月21日、4階会議室にて午前9時20分より、出席委員7名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

委員会で所管事務調査の協議に入りました。

近隣3市への視察と、気仙沼市、南三陸町への視察のまとめについて協議をしました。それぞれの市町の防災対策をわかりやすい比較表を作成することを決定しました。所管事務調査の今後の進め方について協議し、調査は引き続き行う。委員会でまとめたものを議会として提言できるように進めていくことを決定しました。12月6日の委員会に当局の出席を求め、開会中の所管事務調査を実施することに決定。近隣市と被災地の視察の結果をもとに比較表を作成し、整理することを決定し、閉会、11時7分。

以上で、閉会中の調査活動についての報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長。

6番、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） 産業建設常任委員会の議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。

平成23年11月7日月曜日、調査案件の産業振興をテーマに、吉田町漁業協同組合との産業懇談会を実施しました。出席委員は6名で、当局より産業課長外1名、事務局長1名の合計9名で参加しました。当日は午後3時から、吉田町漁業協同組合事務所会議室において、福世組合長初め役員5名の御出席をいただき、懇談会を開催しました。

同組合の事業の概要と漁業の現状、課題についてお話を聞かせていただきました。

同組合の正組合員は214人、準組合員は627人。

漁業用経費に、軽油に係る軽油引取税免税措置の撤廃になると負担が大きくなってくる。本年度使用軽油約134万リットル、9,473万円相当が免税撤廃になると約4,300万円の税がかかってくる。

シラスの市場値がほかよりもキログラム単価が100円ほど安い。シラス加工業者の価格調整が困難。

吉田から御前崎の4漁協で合併の提言がある。市場統合の兼ね合いが問題点であるが、翌々年1月あたりをめどに合併の見込みがあると思うとのこと。

課題といたしまして、流木問題が大きい。また、大幡川からの藻の港への流入も、漁船の陸揚げをする際に障害となる。藻の処理だけでも4トン車四、五十台かかる。町から50万円補助をいただいているが、賄える額ではなかった。打ち上げられた流木の処理も大変である。流木問題に関しては、議員もいろいろな手段を使って国、国交省に訴えてほしい。

6号岸壁の崩壊修繕は行政サイドと話し合いを経て行われている。

シラスマーケットはことし初めて行ったが盛況であった。今後も続けていきたい。開催に当たり、保健所との折衝に苦労した。

後継者問題はどこの業界も同じで、収入が伴わない業種は大変である。

放射能の風評は目立ったものはない。測定もしていない。

また、TPPに関しては、今のところ目立った議論は出ていないなどの意見を聞かせていただきました。

平成23年11月8日火曜日、調査案件の産業振興をテーマに静岡うなぎ漁業協同組合との産業懇談会を実施しました。出席委員は7名です。当局より産業課長外1名、事務局長1名の合計10名で参加しました。当日は午前10時30分から、静岡うなぎ漁業協同組合会議室において、白石組合長を初め組合員7名と議員1名の出席をいただきました。

初めに、同組合の事業内容について説明をいただきました。

平成20年に養鰻4組合が合併し、正組合員33名、準組合員が60名で組織されています。

販売事業は866トン、22億6,289万4,000円で、加工事業は433トン、23億1,243万9,000円です。地元生産者の生産量は275トンで、生産額は6億6,674万1,000円との説明を受けました。

その後、懇談会に入りました。

シラスウナギ、稚魚の採捕者は許可制であるが、正規ルートに乗ってくるものが減っている。燃料費の高騰も経営に影響している。利子補給の利率が、吉田町は低い。

合併による資産の移動、加工場や冷凍庫などがあり、不要となったものがあるが、補助金により設置した施設の処分に困っている。補助金返還の問題がある。

吉田町の人にはウナギの購入率が高い。小山城での販売では、JAなでしこ会とうなぎ組合の2件だけで寂しい。もっと他の業種の販売所も設ければよいのではないかなどの意見が出ました。

平成23年11月22日、火曜日、役場4階第2会議室において、出席委員が定足数に達しているのを確認し、委員会を開催しました。

議会閉会中の所管事務調査について協議に入りました。産業4団体との懇談会について課題や意見が出たのを、今後どのように検証していくかを検討しました。

以上で、当委員会の議会閉会中の調査活動報告を終わります。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を議会改革特別委員会委員長から報告をお願いします。

議会改革特別委員会委員長、藤田和寿君。

12番、藤田和寿君。

〔議会改革特別委員会委員長 藤田和寿君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（藤田和寿君） それでは、議会改革特別委員会から、委員会活動について御報告申し上げます。

9月27日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、出席委員数13名、定足数に達していることを確認し、第10回委員会を開会いたしました。

住民説明会の報告書について説明を行い、その結果について協議を行いました。

委員。町民の参加が少ない。興味を持ち、目を引くような広報が必要であった。

委員。議会基本条例に対して関心を持っていただくように、工夫を今後検討する必要がある。方法、日程、アピール方法等が検討が必要である。

委員。過去2回と比較して、参加者からは、内容を理解できたなど肯定的な意見が多かった。開催してよかった。

委員。条例の内容や前文について意見をいただいた。それらの意見について検討し、修正していきたい。

委員。議会改革や議会活動の評価について意見をいただいた。モニター制度等を取り入れるよう、今後検討するなど、今後検証していきたい。

委員。条例について理解をいただいたと思うが、チェックについて、2年に1回では少ないとの指摘であった。増やすべきである。条例提案で、予算を伴う条例案を提出するときの財源措置についても調査する必要がある。名古屋市のように、市長と必要に応じ事前に協議する項目を入れた条例もある。ネット配信についての意見が多かった。調査を手がけていきたい。

委員。町民の傍聴を含めた議会への参加について検討したい。

委員。昼夜など、時間帯も検討すべき。また、少ない人数で、ひざを詰めた形の話し合いの場も、意見を聞くのに今後必要ではないか。

委員。我々が考えていた必要な理解を得たと考える。今後、識見を有する方に指導をいただくとか、町内会単位で懇談するなど行い、周知も必要である。

委員。興味のある方は毎回見えている。町民に対して信頼関係を築くことが、町民参加につながると思うので、参加人数で判断しないで、継続して町民の前に出ていくことが大切であると考え。

以上が主な意見でした。

まとめといたしまして、参加者が少なかったことへの反省と、次回以降の対策。条例については、内容を理解して肯定的な意見を出していただいていることなどから、条例制定に向け進めていく。当局との懇談を開催することで一致いたしました。

次に、御指摘された内容について協議しました。

前文の中で、議事機関を意思決定機関に変更。

町民から意見があった懲罰規定については、条例案に入れないこと。

議会報告会、出前会議の詳細については、規則要綱で定める。

ネット配信については、なぜ必要か、具体的な方法など素案について、議会広報特別委員会で取りまとめて、全協で協議していく。その結果、必要な場合は、当局に要求していく。

議会改革の推進については、議会改革推進会議の運用規定を作成する。

そして、「1年に1度自己評価を行い、発表する」に修正いたします。

質疑の中でいただいた宿題については、担当者が取りまとめて回答するなど決定いたしました。

最後に、本日の決定事項と、次回委員会10月14日9時についてお伺いしたところ、異議が

なく決定し、委員会を閉会いたしました。閉会は11時46分でした。

10月14日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、出席委員数13名、定足数に達していることを確認し、第11回委員会を開会いたしました。

議会基本条例案について、協議を行いました。

まず、前回の委員会で協議して、修正した内容について確認を行い、協議を行いました。

第13条2項。議会が予算を伴う条例案を提出するときは必要に応じて町長と協議をすることについては、予算提出権など当局に係ることであるので、今回は削除し、今後調査し、検討が必要となきに当局と協議していく。

第14条について。第三者の出席に対する費用弁償は、先進地の御船町は無報酬であったことなどから、学識経験者は研修の講師として講師料、住民代表については従来からの意見交換会と同じ扱いで費用弁償など、なしと考えるなど、今後再度検討していくことを決定いたしました。

次に、要綱案について、協議を行いました。

吉田町議会報告会実施要綱案について。

第2条開催日時等に、3項として、必要に応じ開催することを追加する。

第4条分担については、議長が取り仕切ることとし、司会進行、報告書などの役割について整理を行う。

第5条を日程・会場とする。要綱内の開催座長を削除する。

第7条公表などの1項の前に、「報告書を作成し公表する」に変更する。

吉田町議会出前会議実施要綱案について。

第2条開催時期等について、2項として、「町民等から開催の申し込みがあった場合」を追加する。

第4条役割分担について。「第2条の1項により、開催の申し込みをした委員長もしくは議員が座長となり取り仕切る」を追加するように訂正する。

第5条を日程・会場とする。

第7条公表などの2項、関係者等の定義として、「申し込んだ町民、出席者など」とする。また、ホームページ等への掲載については、議会広報特別委員会からの素案を提出された後に協議していく。

吉田町議会議会改革推進会議実施要綱案について。

第3条会議。「議会構成が決定後、速やかに」と修正する。

第4条内容について。1年に1度、議会改革の進捗や成果について自己評価し、公表することについて、統一した表をつくる。案として、議会改革の方向性で上がった12項目を基本に、達成度を評価していく。詳細については、議会改革推進会議で再度検討することといたしました。

本日まで協議し、修正した条例案で当局と懇談を持つことを確認し、当局との懇談と、次回委員会は事務局で調整後、報告することといたしました。

以上で委員会を閉会し、閉会は10時50分でした。

以上で、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第48号～議案第56号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（八木 栄君） 日程第6、議案上程を行います。

第48号議案から第56号議案まで一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 平成23年第4回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例制定について1件、条例の一部改正について4件、補正予算について2件、人事案件について2件の合計9件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第48号議案は、吉田町老人デイサービスセンター設置条例の制定についてでございます。

本議案は、高齢化の進展及び介護保険制度の導入に伴いまして、町民の介護支援ニーズが急激に高まっておりますことから、高齢者に対する介護支援事業の充実を図るとともに、その家族の負担軽減を図ることを目的に、現在、虚弱高齢者の通所施設であります吉田町高齢者介護ホームを、新たに介護保険制度に基づく介護支援サービスを提供する老人デイサービスセンターに位置づけ、介護支援サービスのさらなる充実を図ろうとする内容の条例制定をお認めいただくものがございます。

第49号議案は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、スポーツ基本法、平成23年法律第78号が平成23年6月24日に公布されたことにより、従来の体育指導員がスポーツ推進委員に名称が改められましたことから、本条例中に規定しております「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改める内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

第50号議案は、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める法律、政令第295号が、平成23年9月22日に公布されますことに伴い、障害者自立支援法の一部が改正されましたことから、本条例に引用します法律条項の条項ずれが生じたため、その条項ずれを修正しようとする内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

第51号議案は、吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、平成23年法律第83号が平成23年6月30日に公布されたことに伴いまして、税制に対する信頼のより一層の向上を図る観点から、租税に関する罰則の強化及び不申告者に対する過料の上限の引き上げ等を行いました地方税法の一部改正の趣旨に沿った内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第52号議案は、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、平成23年法律第83号が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、地方税法の一部が改正されましたことから、本条例に引用する法律条項の条項ずれが生じたため、その条項ずれを修正しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第53号議案は、平成23年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成23年度吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,274万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ92億9,401万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第54号議案は、平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計予算総額に歳入歳出それぞれ640万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億5,212万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります糸田榮委員が本年12月16日をもって任期満了となりますことから、引き続き、糸田委員を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

第56号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります吉永優子委員が平成24年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き、吉田町片岡2527番地の1、吉永優子さんを人権擁護委員に推挙することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします9議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長兼防災監 田村政博君登壇〕

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。第50号議案、第55号議案、第56号議案の3議案について御説明申し上げます。

初めに、第50号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 8 ページ及び参考資料ナンバー 3 をごらんください。

本議案は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の一部の施行期日を定める政令、政令第295号が平成23年9月22日に公布されましたことに伴い、障害者自立支援法の一部が平成23年10月1日及び平成24年4月1日に順次改正が行われますことから、本条例で引用しております障害者自立支援法の条項にずれが生じるため、障害者自立支援法の一部改正の施行時期に合わせて引用条項を修正しようとする内容の条例改正を行うものでございます。

主な改正の内容でございますが、今回は障害者自立支援法の一部改正が平成23年10月1日と平成24年4月1日にそれぞれ行われることから、本条例は2条立てで構成しております。

まず、第1条関係です。第1条では、本年10月1日に施行されました障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、本条例第9条の2第2号中の障害者自立支援法の第5条第12項を第5条第13項に、同条第6項を同条第7項に改め、同法の条項ずれに対応した改正を行うものでございます。

続きまして、第2条関係です。第2条では、平成24年4月1日に施行される障害者自立支援法の一部改正に合わせて、第1条関係で改正しました第5条第13項を第5条第12項に改め、同法の改正による条項ずれに対応した改正を行おうとするものでございます。

なお、今回の条例改正の施行時期は第1条の改正規定については公布の日から、第2条の改正規定につきましては平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第55号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の22ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町住吉の糸田榮さんが、本年12月16日をもって任期満了になります。糸田さんは、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちで、また、地域住民からの信望も非常に厚いことから、引き続き同委員に就任していただきたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

糸田さんの住所は、吉田町住吉2779番地の1、氏名は糸田榮、生年月日は昭和14年8月13日で現在72歳でございます。なお、糸田さんは現在、固定資産評価審査委員会委員として、平成17年12月17日からの2期6年在職していただいております。

続きまして、第56号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

議案書23ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、人権擁護委員に就任されております吉永優子委員が平成24年6月30日に任期満了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としましては、引き続き、吉永優子さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

吉永さんの住所は吉田町片岡2527番地の1、氏名は吉永優子、生年月日は昭和25年6月9日で、現在61歳でございます。吉永さんは、これまでの委員としての実績はもちろんのこと、

人権に対して深い御理解と熱意をお持ちの方で、地元の片岡自治会からも引き続き強い推薦をいただいております。人権擁護委員として適任である者として推薦をするものでございます。

以上が、総務課からの3議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、企画課長、お願いします。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

○企画課長（塚本昭二君） 企画課でございます。

第53号議案 平成23年度吉田町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

別冊の補正予算（第3号）をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,274万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,401万6,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくとするものでございます。

それでは、補正内容を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきます。

平成23年度吉田町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページの歳入からごらんいただきたいと思います。

1款の町税でございますが、1,645万5,000円の増額でございます。これは、現在までの実績を勘案いたしまして、1項の町民税のうち個人町民税につきまして、現年課税分の所得割額を2,428万9,000円減額いたしまして、均等割額を74万4,000円増額するものでございます。

また、2項の固定資産税のうち、現年課税分の償却資産に係る固定資産税を4,000万円増額するものでございます。

4ページ、8款地方特例交付金でございますが、462万6,000円の増額でございます。これにつきましては、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特例措置法の成立に伴いまして、10月分から1月分までの子ども手当支給に対応するための児童手当及び子ども手当特例交付金の増額をするものでございます。

次に、9款地方交付税でございますが、509万4,000円の増額でございます。これはただいま、地方特例交付金で御説明申し上げました児童手当及び子ども手当特例交付金の交付に伴いまして、地方交付税の再算定が行われました結果、普通交付税が15万2,000円の減額となったほか、東日本大震災における被災地域の応援経費や消防団員等公務災害補償等の追加掛金に対する経費分の増額、増加として、特別交付税を524万6,000円増額させていただくものでございます。

5ページから6ページにかけての14款県支出金でございますが、2,573万5,000円でございます。

2項1目の中の総務管理費補助金には、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費として、598万5,000円を増額してございます。これは歳出の6款農林水産業費の3項4目の中に計上

してございますが、流木等処理対策事業費に充当するものでございます。

次の2目民生費県補助金の中の児童福祉費補助金には、母子家庭等医療費助成事業費として30万6,000円を増額してございます。これは歳出の3款民生費の2項1目の中に計上しております児童福祉の財源とするものでございます。

次の3目衛生費県補助金の中の保健衛生費補助金につきましては、子供医療費として54万4,000円を増額しております。これは歳出の4款衛生費の1項5目の中に計上しております母子保健衛生費の財源となるものでございます。

次の6目土木費県補助金の中の都市計画費補助金でございますが、1,890万円の増額でございます。これは、補助対象事業費が確定した都市計画街路中央幹線事業費及び都市計画街路住吉幹線事業費をそれぞれ減額いたしまして、この減額分の57万5,000円を都市計画道路東名川尻幹線事業費に追加いたしまして、事業進捗を図ろうとするものでございます。また、都市計画街路榛南幹線附帯工事費でございますが、平成23年度一般会計補正予算（第2号）でお認めいただきました西の坪大浜5号線道路改良事業費と国道150号バイパス改良事業に伴う水道事業が榛南幹線の附帯工事として位置づけられましたことから、それぞれの事業費の4分の1の金額を新規に計上させていただくものでございます。

続きまして、6ページ、15款財産収入でございますが、3,076万6,000円の増額でございます。これは用途廃止に係る土地の売り払いのほか、東名川尻幹線整備事業に伴う用地を静岡県に売り払うことによる収入を計上させていただくものでございます。

次に、19款の諸収入でございますが、6万4,000円の増額でございます。

これは4項2目の中の農業者年金基金受託事業収入の増額でございまして、歳出の6款農林水産業費の1項1目の中に計上しております農業者年金事務費の財源とするものでございます。

以上が歳入でございますが、次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

1款議会費でございますが、20万円の減額でございます。これは職員人件費の時間外勤務手当の減額でございます。

2款総務費でございますが、649万6,000円の増額でございます。

1項総務管理費につきましては、408万4,000円の増額となります。

このうち、1目の一般管理費でございますが、吉田町牧之原市広域施設組合負担金として人事異動に伴う職員人件費の増加分を構成市町で案分いたしました178万円を増額するものでございます。

8ページ、5目の財産管理費につきましては、庁舎管理費や公用車管理費における必要額を増額するものでございます。

また、9目の交通安全対策費につきましては、町内に設置してあります台風被害を受けたカーブミラーを修繕するための経費として135万9,000円を増額させていただくものでございます。

9ページ、2項徴税费につきましては、100万円の増額でございます。これは職員人件費の時間外勤務手当を増額するものでございます。

次の3項戸籍住民基本台帳費につきましては、141万2,000円の増額でございますが、職員人件費の時間外勤務手当を減額する一方で、平成21年7月8日に成立した住民基本台帳法の

一部を改正する法律を受けまして、すべての外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とする準備作業として、住民ネットワークシステム委託料151万2,000円を計上させていただくものでございます。

続きまして、10ページ、3款民生費でございますが、320万1,000円の増額でございます。

1項社会福祉費につきましては、100万円の増額でございますが、2目の国民年金事務費、3目の国民健康保険費、そして11ページ、7目の介護保険費につきましては、いずれも職員人件費の時間外勤務手当の増額でございます。

次の2項児童福祉費につきましては、220万1,000円の増額でございます。

1目の児童福祉費総務費は、母子家庭等の医療費の申請額が増加していることを受けまして、61万円の増額を計上しております。この財源には県補助金の母子家庭等医療費助成事業費を充てております。

11ページから12ページにかけての3目の保育所費につきましては、159万1,000円の増額でございますが、職員人件費の時間外勤務手当の増額のほか、現在、休園中のあやめ保育園を利用して、入園前の子供たちを支援する子育て支援センターの拡充を図ったところ、電気、水道、下水道の使用料が増加いたしましたことから、増額の計上となったものでございます。

続きまして、4款衛生費でございますが、2,075万4,000円の増額でございます。

1項保健衛生費の1目保健衛生総務費は、平成23年10月26日に公表されました平成22年国勢調査の当町の人口に基づきまして榛原医師会予防接種業務負担金を算定したことによりまして、4万7,000円増額計上することとなったものでございます。

13ページ、5目の母子保健衛生費でございますが、1,145万8,000円の増額でございます。これは小・中学生医療費につきまして、4月からの実績に応じ、必要経費を算出した結果、入院、通院とも増加が見込まれましたことから、増額するものでございます。この財源には県補助金のこども医療費も充てております。

次に、7目の老人保健事業費でございますが、924万9,000円の増額でございます。これは後期高齢者医療広域連合の決算が確定されたことを受けまして、過年度分療養給付費負担金を支払うための増額等でございます。

13ページから14ページにかけましての、6款農林水産業費でございますが、751万9,000円の増額でございます。

1項農業費につきましては26万4,000円の増額となりますが、1目の農業委員会費は、職員人件費の時間外勤務手当の増額とともに、農業者年金基金受託事業収入の交付予定額が当初見込んだ額よりも上回りましたことから、それに見合う事務費を増額させていただくものでございます。

2目の農業総務費でございますが、職員人件費の時間外勤務手当の増額を計上させていただいております。

14ページから15ページをごらんいただきたいと思います。

2項林業費でございますが、137万円の増額となります。

1目の林業総務費は、当初予測を上回る松くい虫被害木が発生いたしましたことから、被害を拡大させないように伐倒駆除にかかわる経費を追加計上するとともに、9月に発生いたしました台風により被害を受けた保安林を処理する経費の増額を行うものでございます。

次の3項水産業費でございますが、588万5,000円の増額でございます。

3目の漁港管理費は、職員人件費の時間外勤務手当を減額する一方で、4目の漁港海岸管理費につきまして、9月に発生いたしました台風によりまして、大量の流木等が漁港海岸に堆積しておりますことから、その処理を委託する経費として、流木等処理対策事業費を新規に計上しております。なお、この財源につきましては、県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費で全額措置をしております。

16ページ、8款土木費でございますが、1,167万8,000円の増額でございます。

1項1目の土木総務費につきましては、職員人件費の時間外勤務手当の増額を行うとともに、国道150号改良事業に伴う水道事業が都市計画街路事業としての県の補助事業として採択を受けることができましたことから、県支出金を加算して事業進捗を図ることができるようになりましたので、このための負担金を増額計上するものでございます。

17ページ、2項3目の道路新設改良費につきましては、歳入で御説明いたしました県補助金の都市計画街路榛南幹線附帯事業費360万円を一般財源から特定財源の国・県支出金に振りかえる措置を講じるものでございます。

次に、3項3目の河川新設改良費と4項1目の都市計画総務費につきましては、それぞれ職員人件費の時間外勤務手当の補正を行うものでございます。

18ページ、3目の街路事業費につきましては、17万8,000円の増額でございます。これは職員人件費の時間外勤務手当を減額するとともに、対象事業費が確定いたしました県費の中央幹線整備事業費及び県費の住吉幹線整備事業費を減額する一方で、事業進捗を図るために県費、東名川尻幹線整備事業費を増額するものでございます。

19ページ、9款消防費でございますが、478万8,000円の増額でございます。

1項2目の非常備消防費につきましては、3月11日に発生した東日本大震災におきまして殉職等されました消防団員の御家族に対し、公務災害補償金を支払うための追加掛金を計上するものでございます。なお、この追加掛金に見合う額につきましては、歳入の中で御説明を申し上げましたが、特別交付税で全額収入することとなっております。

10款教育費でございますが、149万6,000円の減額でございます。

1項2目の事務局費におきましては、職員人件費の時間外勤務手当を減額する一方で、20ページの3目の教育諸費において、吉田中学校のクラブ活動における大会参加経費を実績に応じて補助するための小・中学校活動補助金を増額させていただいております。

次に、2項小学校費につきましては、164万2,000円の増額となりますが、職員人件費の時間外勤務手当の増額と、中央小学校維持管理において放送室の放送設備修繕に要する経費を計上するほか、学校敷地等の管理に伴う費用を増額計上させていただくものでございます。

また、21ページ、3項中学校費につきましては、台風被害などに伴う吉田中学校内の施設修繕経費として48万6,000円を増額計上しております。

4項社会教育費につきましては、28万8,000円の増額でございますが、1目の社会教育総務費につきましては職員人件費の時間外勤務手当の減額、4目の図書館費につきましても職員人件費の時間外勤務手当の減額となっております。また、図書館につきましては、図書館敷地内の舗道ブロックを修繕するための修繕料を計上させていただいております。

22ページ、5項保健体育費につきましては、388万4,000円の減額となりますが、これにつきましては吉田町牧之原市広域施設組合の平成22年の決算が確定いたしましたして、当初見込みを上回る繰越金が発生いたしましたことから、構成市町で案分した負担金を減額するもので

ございます。

最後、23ページの13款諸支出金につきましては、3,000万円の増額でございます。これは財政調整基金費に全額積み立てようとするものでございます。

以上が、一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、税務課長、お願いします。

税務課長、池ヶ谷恭子君。

〔税務課長 池ヶ谷恭子君登壇〕

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第51号議案、第52号議案について御説明いたします。

提出議案の11ページから19ページをごらんください。

本議案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が6月30日に公布されたことに伴い、吉田町税条例等、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、お認めいただくというものでございます。

今回の改正につきましては、経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点等から、租税に対する罰則の強化として、不申告者に対する過料の上限が引き上げられたこと、及び、条例の規定のうち、法令、政令、規則において明確に規定されている事項について、法の条文を直接引用することにより、条文の簡素化を図るものでございます。

初めに、吉田町税条例等の一部改正の概要でございますが、参考資料4の新旧対照表とあわせてごらんください。

改正条例第1条関係でございますが、第26条の改正は町民税の納税管理人にかかわる不申告に関する過料にかかわる規定の一部改正でございます。

第34条の7の改正は、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円に引き下げること、また、地方税法に規定されている事項について、法の条文を引用することにより条文の簡素化を図ったことによる改正でございます。

第36条の3第2項の改正は、字句の改正でございます。

第36条の4第1項、第53条の10第1項の改正は、罰則規定の見直しによる町民税にかかわる不申告、退職所得申告書の不提出にかかわる過料の引き上げによる改正でございます。

次に、第61条第9項、第10項の改正は、地方税法第349条の3の改正により、課税標準の特例が新たに追加されたことによる項ずれに伴う改正でございます。

第65条第1項、第75条第1項の改正は、罰則規定の見直しによる固定資産税の不申告に関する過料の引き上げによる改正でございます。

次に、第83条第2項の改正は、軽自動車税の納期を5月に改正するものでございます。

第88条第1項の改正は、罰則規定の見直しによる軽自動車税の不申告に関する過料の引き上げによる改正でございます。

第89条第1項の改正は、軽自動車税の減免にかかわる規定の一部改正でございます。これは生活保護法の運用基準により生活保護の被保護者が軽自動車等を生活用品として保有することが条件つきで認められているため、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する軽自動車等を減免対象に加えるものでございます。

第100条の2の改正は、罰則規定の見直しによるたばこ税にかかわる不申告に関する過料

を新たに規定するものでございます。

次に、第133条第1項の改正は、罰則規定の見直しによる特別土地保有税の納税管理人にかかわる不申告に関する過料の引き上げによる改正でございます。

第139条の2の改正は、罰則規定の見直しによる特別土地保有税の納税義務者にかかわる不申告に関する過料について新たに規定するものでございます。

139条の3の改正は、139条の2項を追加したことによる項の繰り下げでございます。

次に、附則の改正でございますが、第7条の4の改正は、寄附金全額控除におけるふるさと寄附金の適用下限額を2,000円に引き下げる特例措置の改正、及び、地方税法の条文を直接引用することにより、条文の簡素化を図ったことによる改正でございます。

第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得にかかわる規定の一部改正でございます。これは免税対象飼育牛の売却頭数を2,000頭から1,500頭に見直し、適用期限を平成27年まで延長する。また、地方税法に規定している事項について法の条文を直接引用することによる、条文の簡素化を図ったことによる改正でございます。

第10条の2第4項の改正は、新築住宅に係る固定資産税の減額すべきものがすべき申告にかかわる規定の一部改正でございます。これは、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、サービスつき高齢者向け住宅の登録制度が創設され、引用している根拠条項が改正されたため、引用部分を改めるものでございます。

第16条の3第3項第2号から第20条の4第5項第2号の改正は、条例第34条の7及び附則第7条の4の改正において、条文の簡素化を図ることにより、これまで引用している文言がなくなるため、条文の整備を行うものでございます。

次に、改正条例第2条関係でございますが、附則第2条第10項、第17項、第22項の改正は、個人の町民税に関する経過措置にかかわる規定の一部改正でございます。これは上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例期限を2年間延長するものでございます。

次に、改正条例第3条関係でございますが、附則第1条第4号、附則第2条第6号の改正は、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかわる所得計算の特例について、施行期日を2年延長するものでございます。

次に、改正附則第5条関係でございますが、個人町民税に関する経過措置について、条例第34条の7の改正において、条文の簡素化を図ることにより、引用している号がなくなるため、条文の整備を行うものでございます。

次に、附則では、地方税法の施行期日に合わせ、各条項別の施行期日を定めております。

次に、吉田町都市計画税条例の改正の概要でございますが、議案19ページ及び参考資料5の新旧対照表とあわせてごらんください。

条例第2条第2項の改正は、地方税法349条の3の改正に伴う引用部分の項ずれに伴い、引用部分を改めるものでございます。

附則第12項の改正は、地方税法附則の改正に伴う引用部分の項ずれに伴い、引用部分を改めるものでございます。

以上、2議案の御説明を申し上げます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、高齢者支援課長。

高齢者支援課長、山村丈太郎君。

〔高齢者支援課長 山村丈太郎君登壇〕

○高齡者支援課長（山村丈太郎君） 高齡者支援課でございます。よろしくお願いいたします。

高齡者支援課からは、第48号議案 吉田町老人デイサービスセンター設置条例の制定についてをお認めいただくとするものでございます。

提出議案の1ページから5ページと、参考資料ナンバー1、吉田町老人デイサービスセンター設置条例施行規則案をごらんください。

本議案は、平成3年3月28日制定の吉田町高齡者介護ホーム設置条例が全体的に表現や文言が現状に合わないこともあり、廃止とし、新たに、吉田町老人デイサービスセンター設置条例として制定しようとするものでございます。

吉田町高齡者介護ホームひまわりの家は平成3年に開設して以来、虚弱高齡者の通所施設として設置運営されてまいりました。

平成12年4月に介護保険制度が施行されてからは、介護保険法の規定によります通所介護施設としての機能を求められており、このたび、第5期介護保険事業計画策定に伴い、吉田町高齡者介護ホームを老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターとしようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、第1条では、デイサービスセンターの設置の趣旨として、在宅生活において何らかの支援や介護を必要とする高齡者等の福祉の向上を図るとともに、その家族の負担の軽減を図るため、老人デイサービスセンターを設置することとし、第2条でセンターの名称及び位置を付しました。

第3条では、センターで行う事業について定め、第4条から第7条まででは、センター利用について、それぞれ利用できる者、利用の許可、利用の制限、利用料について定めております。

また、第8条から第11条には、指定管理について、それぞれ指定管理者による管理、指定管理者による管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲、指定管理者による管理の場合の利用料について定め、第12条では規則への委任を定めるものでございます。

なお、附則1では、本条例を平成24年4月1日から施行すること。

附則2で、吉田町高齡者介護ホーム設置条例を廃止すること。

附則3では、経過措置として、吉田町高齡者介護ホーム設置条例の規定により使用の許可を受けた者は、利用の許可を受けた者とみなすこととすること。

附則4では、準備行為として、指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、この条例の施行日前においても、吉田町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により行うことができることとしたものでございます。

以上が第48号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、下水道課長、お願いします。

下水道課長、芝原弘幸君。

〔下水道課長 芝原弘幸君登壇〕

○下水道課長（芝原弘幸君） 下水道課でございます。

第54号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、第2号、補正予算説明書をごらんください。

補正予算（第2号）、第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,212万7,000円とする内容のものでございます。

今回の補正につきましては、歳入として国から国庫補助金の追加配分があったため、国庫支出金と分担金及び負担金の増額。歳出として補助対象事業費の増額に伴う公共下水道事業費、管渠建設費の増額をお願いしたいというものでございます。

補正予算書、第2号、1ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんいただきたいと思えます。

歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項負担金を320万円増額して、2,161万7,000円とするものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金を320万円増額して、6,400万円とするものでございます。

次に、歳出でございますが、1款の公共下水道事業費、1項公共下水道事業費を640万円増額して、4億5,532万8,000円とするものでございます。これは、1目管渠建設費、公共管渠建設費の工事請負費の公共下水道管渠整備を640万円増額し、8,000万円とするもので、国費の内示に伴う補助対象事業費の増額をお願いするものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額にそれぞれ640万円を追加し、9億5,212万7,000円にさせていただきますというものでございます。

以上が、平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議案でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、教育委員会事務局付局長補佐、お願いします。

教育委員会事務局付局長補佐、浅井勝巳君。

〔教育委員会事務局付局長補佐兼図書館長 浅井勝巳君登壇〕

○教育委員会事務局付局長補佐兼図書館長（浅井勝巳君） 教育委員会事務局でございます。

第49号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提出議案の6ページ、7ページ、参考資料のナンバー2をごらんください。

制定の理由を申し上げます。

平成23年6月24日にスポーツ基本法、平成23年法律第78号が公布されました。この法律は、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法を整備することは急務の課題であるとの認識のもと、昭和36年に制定されましたスポーツ振興法、昭和36年法律第141号を前面改正する形で制定されております。

また、その内容はスポーツ振興法の定める施策を充実させつつ、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った、新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示し、国、地方公共団体、スポーツ団体を初めとする関係の連携と協働によって、その基本理念の実現を図ることを具体的に規定するものとなっております。

スポーツ基本法は、スポーツ基本法の施行期日を定める政令、平成23年政令第231号により、既に平成23年8月24日から施行されております。本法律施行とともに、従来の体育指導委員がスポーツ推進委員に名称が置きかえられたことにより、今回、条例の一部改正をお認め願うものであります。

改正案の概要につきましては、参考資料の2をごらんいただきたいと思えます。

その2ページになりますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例、昭和32年吉田町条例第87号で、体育指導員の報酬及び費用弁償に関し定めているため、別表第1条関係になります。資料の2ページになります。上から8行目になります。その体育指導委員をスポーツ委員ということで、名称を改めるということで、改正をお願いするというものがございます。

以上が第45号議案の説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第54号議案につきまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） 質疑を終結いたします。

お諮りします。

第54号議案については、会議規則第37号の規定により、産業建設常任委員会へ付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

第54号議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

なお、第48号議案から第53号議案、第55号議案、第56号議案については、16日、本会議最終日に審議を行います。よろしく申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

なお、あすは第12回静岡県市町対抗駅伝競走大会が実施されます。議員の皆様におかれましても、町の代表選手に大きな声援をお願いしたいと思います。

散会 午前10時59分

開議 午前 9時00分

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会第12日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順序によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内でございます。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 藤 田 和 寿 君

- 議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。
〔12番 藤田和寿君登壇〕
- 12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿。
私は、さきに一般質問通告書で通告いたしました質問事項、まちの原子力防災と放射能対策について町長にお尋ねいたします。
3月11日の東日本大震災により起こった東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射能汚染が広がり、避難住民を初め、農業、漁業、製造業など多方面に甚大な被害を及ぼし、原子力発電の危険性を国民の前に明らかにいたしました。国が言うところの原子力発電の安全神話が崩れ去りました。
現在、国の原子力安全委員会は、原発事故に備えて防災対策を重点的に実施する地域として、従来の重点地域（EPZ）を変更し、2区域を設定することに合意しました。原発から半径約5キロは急進展する事故が起きた場合に直ちに避難を始める予防防護措置区域（PAZ）とし、半径約30キロは放射線量を測定するモニタリングポストを重点的に配備し、事故の進展に応じて避難する緊急防護措置区域（UPZ）として、原発防災範囲の拡大などを打

ち出しています。しかしながら、現在のところ具体的な指針はいまだ示しておりません。

浜岡原子力発電所が永久停止や廃炉となっても、核燃料がある限り、今後も原子力災害への恐怖は変わりません。原発から20キロメートル圏に生活する吉田町民の安全・安心の確保を担うため、現在の町の原子力防災の状況と訓練を含めた今後の計画について、町長に質問いたします。

次に、国の発表やさまざまなマスコミ報道などから福島第一原子力発電所から放射性物質が拡散した状況が報告されております。事故後9カ月がたちましたが、目に見えない放射性物質の脅威にさらされる福島県民はもとより、東京都内や近隣県など放射性物質が風や雨により拡散し、つまり放射性プルームによって拡散したホットスポットとして相次いで見つかるなどの報告がされている状況です。さまざまところで町内はどうかとか、放射性物質からの放射線による被曝の影響が心配だという町民の声を聞いております。町では、放射能汚染に対してこの9カ月の間、さまざまな対応を行われたことと思います。町が把握している状況と町が行った対応など、そして今後の施策についてお答えください。

特に、放射線への感受性が高いとされる妊婦や乳幼児、そして児童・生徒たちへの対応についてもお考えをお願いいたします。

また、東日本大震災で発生した大量の被災瓦れきについては、焼却に伴う放射能汚染の飛散など汚染レベルが問題となっており、さまざまな議論があり、放射線量の基準などが国から示されております。国や県からは受け入れ要請が行われているとの報道がありました。町の状況と今後の対応を伺います。

以上、御答弁のほどお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） まちの原子力防災と放射能対策はについてお答えします。

本年10月20日に開催されました国の原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会の防災指針検討ワーキンググループ第6回会合におきまして、原子力災害に係る防災対策を重点的に充実すべき地域（E P Z）の見直し案が事務局から提案され、11月1日の第7回会合で取りまとめられ、11月11日の原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会、11月17日の原子力安全委員会です承されたところでございます。

これまで、国の考え方としましては、第一に原子力施設の安全対策を徹底して強化することが不可欠であるとしつつ、周辺住民等の被曝を低減するための防護措置を短期間に効率よく行うために防災対策を重点的に充実すべき地域を定めておき、そこに重点を置いてあらかじめ緊急事態に対する準備をしておくことが重要であるとし、緊急事態発生初期段階で実施する防護措置の準備のためのいわゆる緊急時計画地域（E P Z）を原子力発電所から10キロメートルの範囲で設けてきたところでございます。

県におきましても、防災対策を重点的に充実すべき地域は、浜岡原子力発電所から半径10キロメートル以内の範囲に全部または一部が存する自治区等の区域を合わせたものとしておりまして、当町はその範囲外であることから、これまで原子力防災対策は講じておりませんが、原子力防災対策啓発活動として平成17年4月に地震防災ガイドブックの内容を改め、新たに原子力防災の基礎知識など「原子力対策編」を盛り込んだガイドブックを作成し、保存

版として全戸配布したところであります。

今回の見直しでは、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を原子力発電所からおおむね5キロメートル、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を原子力発電所からおおむね30キロメートルとし、当町もUPZの範囲内に存在することとなるわけではありますが、現時点では範囲が示されただけの段階でありまして、その範囲の中でどのような対策を行うか、またどのような基準で、どのような行動に移すのかなどにつきましては、いまだ示されていない状況でありまして、引き続き国の防災指針検討ワーキンググループで検討されていく予定となっております。

今後、国では、原子力防災対策の指針の見直しや、防災基本計画の見直しが検討され、平成24年度以降に指針の改定、防災基本計画の修正、関係法令の改正などが行われる予定でありますので、それらを踏まえた上で新たな地域防災計画の策定や防災訓練などを含めた実施体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

また、県内では、県、市町及び関係機関が連携した避難等防護措置のための調査検討組織として市町原子力防災対策研究会を設置し、原子力防災対策の構築に向け、住民への情報伝達に関すること、避難場所、避難手段など避難に関すること、屋内退避、安定ヨウ素剤服用に関すること、環境放射線モニタリングに関することなど原子力防災に関する諸課題を研究していくこととしております。

次に、放射能に対して町が把握している状況と町が行った対応と今後の施策について、特に放射線への感受性が高いとされる妊婦や乳幼児、そして児童・生徒たちへの対応についての考えはについてお答えします。

当町においての放射能汚染されている場所等の情報は今のところ聞いておりません。町が行っております対応につきましては、環境省からの要請に基づきまして、7月8日に吉田町牧之原市広域施設組合清掃センターにおける焼却灰の放射性物質検査を行いました。

検査は、飛灰、主灰それぞれについて行い、結果は、飛灰につきましてはセシウム134が46ベクレル、セシウム137が52ベクレルであり、放射性セシウムの合計は98ベクレル、放射性ヨウ素は不検出でございました。また、主灰につきましては、セシウム134が25ベクレル、セシウム137が35ベクレルであり、放射性セシウムの合計は60ベクレル、放射性ヨウ素は不検出でございました。

いずれの結果につきましても、環境省から出された取り扱い基準に示されております8,000ベクレルを大きく下回る数値結果でございました。

仮に放射能汚染されている樹木、草等を焼却していれば、焼却灰は放射性物質が濃縮され検出されますので、ある程度の数値が出てくることが考えられます。

周辺市町地域の測定結果を踏まえても、当町は安全であると考えております。今後につきましては、当町独自で監視、測定することは現在のところ考えてはおりません。

続きまして、下水道の処理場であります吉田浄化センターから発生する汚泥でございしますが、ここで発生する汚泥は肥料の原料として処理業者に引き渡しをしており、主に事業者向けの肥料として流通していくことから、農林水産省からの要請に基づき、汚泥中の放射性物質について8月と9月に測定検査を行い、結果を関東農政局に報告をしております。

検査の結果でございしますが、セシウム134、セシウム137、放射性ヨウ素の3項目いずれも2回の検査におきまして不検出でございました。この検査結果を受け、従来どおり吉田浄化

センターの汚泥は肥料原料として現在も委託業者の受け入れが継続をされております。

続きまして、妊婦や乳幼児への対応につきましては、福島第一原子力発電所の事故以来、県では県内各地で環境放射線の測定を実施しておりますが、現在までに健康に影響を及ぼす値は確認されておらず、当町におきましても妊婦や乳幼児への影響はないものと判断しております。

しかし、妊娠をされている方や乳幼児をお持ちの保護者の皆様が必要以上に不安を抱き、日常生活を制限することがないよう、各種健康相談や健康診断等におきまして情報提供しながら、今後引き続き、県が実施している環境放射線の測定結果を注視してまいりたいと思います。

続きまして、児童・生徒たちへの対応についてお答えします。

まず、吉田町牧之原市広域施設組合で運営する吉田榛原学校給食共同調理場における取り組みでございますが、福島第一原子力発電所事故後、放射性物質による食材の汚染が問題となり、厚生労働省では原子力安全委員会から示された指標値を暫定規制値とし、その値を上回る食品につきましては食用に供されることのないよう、各都道府県知事などに指導が行われております。

また、食品の検査に当たりましては、平成23年7月8日付で、それまでに得られた知見に基づき、原子力災害対策本部の定めた食品中の放射性物質に関する検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方が示されており、平成23年6月27日付の改正では静岡県が新たに検査計画の対象自治体に追加指定され、県におきましてもモニタリング検査等を実施し、その結果はホームページなどで公表しております。

さて、吉田榛原学校給食共同調理場では、国の食品に対する検査体制及びこれに基づく出荷制限等の措置、さらに静岡県の環境放射線検査測定値等の動向を注視しているところであり、これらの状況を総合的に判断して、当該共同調理場で提供しております給食につきましては安全であると判断しているところでありますが、放射性物質が含まれた稲わらによる牛肉や県内産の干しいたけなど、想定外の汚染食材が出てきており、一部には不安を感じている保護者もおりますことから、給食が安全であることを提示するため、平成23年11月から給食のサンプル検査とその公表を行っております。

実施方法でございますが、当該共同調理場では1日2献立であるため、調理された両献立1食分ずつすべてをミキサーにかけ、これを専門検査機関におきましてゲルマニウム半導体検出器により放射性ヨウ素と放射性セシウムの値を検出する検査を行うとともに、その結果を公表して、あわせて給食で使用している食材の産地を1カ月ごと公表をしております。

この検査におきましては、国の暫定規制値を上回る高い数値が出た場合は、あらかじめ保存しておいた、検査に使用したのと同じ日のもので未調理状態の各食材を再度食材ごとに検査し、1食材で国の暫定規制値を超えた場合は、その産地の同食材は安全であることが確認できるまでは使用をいたしません。これらの措置は事後となりますが、子供たちが食べている給食の安全性を保護者等が確認できるようにするためのものがございます。

当分の間は、こうした給食の放射性物質検査と、その公表を行うこととし、今後、厚生労働省及び文部科学省から学校給食についての新たな指針が示された場合は、これに準じた仕組みづくりに心がけてまいりたいと考えております。

なお、町の保育園で提供しております給食に対する対応につきましては、12月から学校給

食調理場で同様の方法で放射性サンプル検査を3月まで実施することといたしました。給食1食分のサンプル検査を毎月実施し、その検査結果と給食で使用している食材の産地を1カ所ごとに吉田町のホームページで公表してまいります。

次に、被災瓦れきについて、町の状況と今後の対応についてお答えいたします。

本年の4月に県から災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査があり、焼却施設の管理主体であります吉田町牧之原市広域施設組合から県に対して回答しております。

その回答内容は、今回の災害廃棄物の受け入れについては、ストックヤードに一時保管するか、ごみピットに直接投入することが考えられるが、当組合には一時保管するストックヤードはなく、また、焼却施設が流動床炉であることから、分別・破碎処理された可燃物のみがごみピットに投入され、焼却されていることから、多種多様な廃棄物が混在した状態の損壊家屋等の廃棄物のごみピットへの直接投入は不可能である。加えて、焼却施設の処理能力から見ても、日常生活から排出される少量のごみ等の受け入れは可能ではありますが、10トンダンプコンテナによる搬入は受け入れ難い状況にあるという内容のものであります。また10月にも再度、県から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の受け入れ検討状況調査の回答要請がございました。この回答につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合に確認した上で、当町としては施設設備等の事由により受け入れはできないと回答しております。

さらに、10月末に県知事が、被災地である岩手県沿岸部の山田町、大槌町で生じた可燃性廃棄物、いわゆる木くずについて、静岡県が焼却処理を支援すると提案したことから、県主催で災害廃棄物の県内受け入れの説明会が開催され、処理できる市町焼却施設の調査が再度行われましたが、当町では10月の調査時と同様に、施設設備等の事由により受け入れはできないと回答しております。

この調査におきまして、条件によっては受け入れを検討すると回答した市町の施設もあるようございますが、焼却灰等の処理やストックヤードの分別作業等、多くの課題があるものと考えております。

当町としましては、被災瓦れきの受け入れは困難な状況にありますが、今後とも被災地支援につきましては積極的に協力をしてまいりますので、議員におかれましても御理解、御協力をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） それでは、再質問させていただきます。

冒頭ですが、ただいま町長のほうから御答弁いただいたとおり、かねてから9月議会、さまざまなところでいろんな声がありまして、学校給食の不安の声が大変出ておりました。11月から毎月1回、先ほどご答弁があったとおり放射性物質の検査と食材の産地公表が行われ、町長からは、どんな形でも保護者や住民の不安を払拭できるか考え、当面は続けたいという力強いお言葉をいただいたことに感謝申し上げます。

また、町のホームページにアップされていましたが、12月6日に町の保育園給食の放射性物質の測定結果について公表されておりました。今後、毎月1回、第1火曜日に行われるとのことでございます。町民からは、安全が確認でき、安心をいただいたと安堵の声をいただいております。今回の想定外の地震における影響は甚大であり、また、少ない情報の中で、

迷い、心配している町民は多いと思いますので、今後とも多方面にわたる対応の執行をお願いし、再質問を行います。

ただいま放射能の監視は、御答弁があったとおり、今起きております福島第一原子力発電所の事故による放射能漏れの福島由来と、現在一時停止はしてはおりますが、20キロ圏に有する浜岡原子力発電所の放射線監視という二つの問題を我が町は呈していると考えております。

まず、福島原発を受け、国は原発周辺で、平時からさまざまな形で新たな指針が、今述べられたとおりあるわけでございますけれども、それを受ける格好で、11月16日に原子力防災に関する情報連絡会が開かれたと聞いております。その中の資料でいきますと、今後、検討会を立ち上げるということでございましたが、やはり屋内退避、避難、ヨウ素安定剤の予防服用というのが大きな柱になると思うんですが、それにつきましては、国・県から指針が出るまで町としての動きというものはどのようにお考えか、いま一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 予備的な資料、情報収集等についてはしなければなりませんけれども、具体的なものにつきましては、国の指針等が具体的な形で出るのを待って行動したいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今回の福島原子力災害による放射能漏れの事態をニュース等で振り返ってみますと、当初の放射能に対する防御という形での情報が想定外だったために大変錯綜しているということをニュースで聞いているわけございまして、そうした中、島田市は、今回の新たな指針が出る前でございますけれども、9月の補正予算でヨウ素安定剤の服用を補正予算で可決し、昨日ですか、搬入が行われたというようなニュースも聞いているわけございまして、そうしますと、今回、福島現地の情報を聞きますと、また県の資料等を見ますと、もうヨウ素剤を配布する前に退避が終わっていたから、実際に必要な対象とする方々に対しまして配布ができなかったというようなことを聞いているわけで、今の御答弁を聞くところによりますと、やはり今のこの原子力防災の中で、防げる唯一の施策というのが、ヨウ素安定剤の服用による防御というものが子供たち及び妊婦の方々に対しまして非常に有効であるということがわかっているわけございまして、これは早急に、やはり国・県から指針が出る前に行うべきではないかなと考えるわけですが、それにつきましていかがでしょうか、再度お願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほど申し上げましたように、当然のことながら原子力災害等についての情報収集は怠りなく今後やってまいりますけれども、島田市が安定ヨウ素剤を購入したということは島田市の判断であって、それはそれで私がどうのとコメントすることもございませぬし、当町に関しては、現在のところ国の指針を待って行動したいと考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） やはりこれは、国がさまざまな形で、ヨウ素剤配布という形で範囲を特定して、聞くところによりますと、今から対象人口を絞ってさまざまなことをやりまして、それから実施するというようなことも聞いております。仮定の話ですけども、ないか

もしも、それはわかりませんが、やはり町民に対しまして、子供たち、放射性物質の影響が及ぶであろう方々に対しましては、町としてはしっかりと守っていくんだというところの姿勢というものが重要ではないかなと思います。

島田市の話をお聞きすると、島田市に次いで掛川市もそうなのですが、昨日の新聞によりますと、島田市の対象者に対しまして約100万円の予算で行ったといったところを聞いております。それ以外にも対応した独自の施策を行っているわけでありまして、ここは、町長、国から指針が出ようが出まいが、やはり唯一の防御策として、国際的にもこのヨウ素安定剤に関しましては考え方が出ているわけで、津波防災と同じように、東大の准教授の辻教授は、仮に1000年に一度の地震があった場合は危ないよということを我々の前でお話しして、7月に行いました津波ハザードマップの説明会等で、町民の前でも非常に心配される場所であるというようなお話もあるわけで、時間的に、金額の大小は問わず、町として、さまざまな防災の見地からも、この点はぜひとも再度御検討して、甲状腺被曝を避けるような形の安定ヨウ素剤に関しましては、ぜひとも備蓄及び配布、また、これにつきましても医師の判断等、さまざまルールづけも必要になってくると思います。国の判断を待つよりも、やはり今回の津波の防災に関しましては第4次想定が出る前に、我が町は独自の形で検証をやった、防災につきましても全国的に見ても先進地だと私は思っております。その先進地であるからこそ、この対応が完全に対策がとれるということに関しましては、国のことが出る前に町でやるべきだと考えるわけですが、しつこくして申しわけないですが、これ以上聞いても同じ答弁になると思いますので、要望して、次の質問に入りたいと思います。

続きましてでございますけれども、このヨウ素剤の関係にもかかわるわけでございますけれども、マスコミ、新聞でもそうですけれども、ベクレル、シーベルトという言葉、暫定基準値等々、新たな言葉が報道されておまして、町民の方々もそれについてインターネット、図書館、書籍等、雑誌、新聞等で情報を収集していると思われるわけなんですけれども、大変どういったものかと不安に思われている方が多いと思います。

福島由来に関しましては、実際にもう飛んでくることはございませんので、食材についている内部被曝等、含有量についての心配等々だけではございますけれども、今後さまざまな防災的な見地から被災したときに、自分の身を守るにはどのようにして守ればいいのかといったことを知識としてやはり習得していなければならないと考えるわけでございます。

今月号の「広報よしだ」を見ますと、津波防災町づくりに関してはたくさんのページ数をとってやっているわけでございますけれども、先ほど平成17年に原子力防災に対します資料というものを全戸に配ったということでございますけれども、平成23年、また福島事故を受けて、町民に対しましてそのようなところの配布及び今後の放射能に対します学習会等を町のほうで企画するような御予定はあるかどうか、また、どのような形で今後周知を図っていくか、その点について御答弁をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然、平成17年から時間がたっておりますし、また、町民の皆様も福島事故の問題がございまして、原子力災害についてはナーバスになっているとはわかっております。ただ、そういうことにつきましては、町のホームページであるとか、それから町の広報であるとか、それらについてわかりやすい形で、具体的な身の回りの問題について、できる限り情報提供してまいりたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） やはりさまざまな施策に対してスピードというものが必要だと思います。原発事故が起きてからちょうど9カ月目になるわけですが、放射能という原子力エネルギー政策に対して安全神話があったわけですが、本当に今回は世界じゅうの方々が驚いているわけで、皆さんが関心があるときに、やはりそういった情報というものをしっかりとした形で出すべきではないかなと思います。いろんなところでQ&Aという形でそれぞれの御心配ごとに対しましてこたえるような形で広報されているわけで、残念ながら我が町は、9カ月たっても、給食とか食事のことについてはあったわけですが、何でも町のほうから発信しない状況だと、私の認識不足だったら大変恐縮ですが、思っているわけで、これは早急をお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 6月の佐藤議員の原子力災害のことについてお答えしてございますけれども、基本的に原子力の災害は、その中でもお話ししましたけれども、原子炉を、例えばハッキングでとめてしまう、シャットダウンですね。イランの核施設でも現実に行われました。要は、単純な話、原子力というのは一つの決まったルールの中で、一つの電子情報によって動いているわけですが、それを外からハッキングすることによってとめてしまって原子力の災害を起こす。それから、いわばテロリストが入って原子力施設を爆破する。場合によっては飛行機が突入すると。ニューヨークで行われた、ワシントンで行われたあのような事態も現実には想定されるわけです。

そういうことを考えますと、場合によっては、我々は本当に恐ろしい事態を独自のには考えなきゃならないわけで、そういうことを町民の皆様の前で披瀝していくことが必ずしもいいことであると私は思っておりません。むしろ不安をあおることになるんじゃないでしょうか。例えば、単純な話、核施設に対していわゆる巡航ミサイルをぶち込む、これは現在の時点では簡単でございます、それからテロリストが飛行機を乗っ取って突っ込む、それから、今言ったハッカーが入ってシャットダウンさせる、そういう事態を考えた場合、我々がなすべきことは非常に難しい状況になるわけで、むしろ議員がそのようにおっしゃるんでしたら、最終的には耐核シェルターをつくるのが一番町民にとっては安全なことになるんじゃないでしょうか。

原子力災害というのは核戦と同じですから、耐核防護というものが最大の重要な問題になります。その場合に、議員の考えの先をずっと論理的にいきますと、要は、核シェルター、3万人の人間が1年も2年も核の防護のもと暮らせるような施設をつくれというようなことになりまして、そこまでは、私は論理的に考えないほうがよろしいんじゃないかと思っております。

○議長（八木 栄君） 町長、先ほど、一つ前の質問で、学習会の予定ですか、この辺については。予定していますかというのがあったんですけども、答えていない。

○町長（田村典彦君） 私がそれについて申し上げないことは、先ほど申し上げたように、町民の皆様にはホームページであるとか、それから町の広報で情報等を提供してまいりますと言っているわけで、学習会等については現在のところは考えておりません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 極論を論ずるつもりは私はないわけで、やはり情報公開というもの

はしっかりとなさるべきではないかなと思います。

これは「ガバナンス」に書かれていた記事でありますけれども、今回の原発事故、防災等々を考えたときに、こんなことが書いてあります。素人の市民にはわからないだろうから情報公開は無理ではないかとか、そんなように開き直す専門家もいるといったことの前段の中で、やはり限られた情報を正しく発信することが情報公開であり、今のインターネットとかいろんなことで情報が行き来している中で、その情報に対してどのような形でやるかというのを、衆知を集めた問題解決がやはりこういったものでは必要でないかというような、これは記事でございますけれども書かれておりました。

ですから、人心を惑わすとか、そういったことはないと思います。例えば、吉田町で測定して、何ベクレルがありましたよといったようなことを情報を開示してやることによって、それぞれの町民の方々が独自の判断をされるわけで、その判断をする材料というものがやはり必要ではないのかなと思います。というのは、今回の原子力災害、チェルノブイリもございましたけれども、どのような影響が出るかというのは確率的な要素でしかなく、しっかりとした裏づけはないということは、さまざまな学者の方が言われているわけで、確率論で、どこまでの年間被曝量で我慢していただけるかといったような我慢基準ではないかというようなお話をされる学者もいらっしゃいます。そうですよね、原子炉を浴びて人体実験はできませんので、あくまでも過去のデータを振り返ってやると。チェルノブイリから出た唯一のデータをひも解いて、こうではないかというのが学説二つですか、国際放射線防御委員会と欧州防御委員会という二つの学説というか、基準が出されているということは聞いています。

そういうこともありますので、どれがベストということはないと思いますけれども、一般的にわかるような情報というものを、やはり町民に開示する。開示するということは、我が町は安全であるから開示するんだよということも裏づけると思いますので、いろんな情報を出すことは不安を与えるというのは、余りにも町民に対する主体性がないような発言ではないかなと思われるんですが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 津波防災の場合は、これは自然災害です。しかし、原子力災害の場合は、自然災害によって起こる場合もございますけれども、テロであるとか、今言った軍事攻撃であるとか、そういうふうな事態のことも当然考えなきゃなりません。たしか6月の佐藤議員に対する回答の中では、例えばフランスで今検討を進めているのは、単純な話、原子力発電所の上空10キロに入る飛行機に対しては無警告で撃墜すると、そういうふうな迎撃ミサイルの配備も軍事的にもう検討しているというふうな事態に入っています。そういうようなことを考えた場合、単純な話、静岡空港から出た飛行機が乗っ取られて浜岡原発に突っ込むという場合について、そういう事態というのは常に想定されているわけで、アメリカは日本の原子力発電所施設に対する防護、いわば武装の問題について憂慮の念を示しています。そういうことを常に明らかにすることが、結果として町民の皆様に非常に不安を与えることは、これはもう明らかでありますので、そういうようなことについては余り情報は開示しないほうがむしろよろしいかと。むしろ具体的、今議員がおっしゃられたようなことについてどうのこうの、疫学的な、また統計学的なことについては別に問題ありませんから、そういうものについては説明していくことは大事であり、今言ったように、ホームページであるとか、それから広報であるとか、そういうことで説明してまいりたいと、こんなふうに思います。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 私が情報開示しろというのは、浜岡原子力発電所のさまざまな想定でこういったことが危ないよということを情報開示するんじゃなくて、放射線に対する基礎知識的なものを早急に開示してもらいたいということをお願いしているわけで、今の答弁の後半はそのようなことはやっていただけるということでしたので、早急をお願いしたいと考えるわけでございます。

それと、12月10日でございますけれども、UPZ絡みで放射線監視に関しまして全県に拡大するということが県の危機管理監が御発言されております。県内7カ所にモニタリングを行うということで、現在、浜岡原発から10キロ圏内に14カ所、静岡市に1カ所あるわけでございますけれども、それを7カ所新設するということが、下田、伊豆、熱海、沼津、藤枝、磐田、浜松の各市の県有地に設置するという形で、本年度の2次補正に計上されるということでした。これに関しまして、町長のお考えはいかがですか。何で我が町になかったかという考えです。

○議長（八木 栄君） もう少し詳しく。

[「どういうことですか。何を求めているんですか。全くわかりません」の声あり]

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 先ほどの答弁をお聞きしますと、我が町には測定する場所がない、測定するつもりもない、近隣のところで放射線が安全が確認されているから我が町は安全であるといった答弁がございました。そういったことから、うちの町には別にモニタリングステーション等がなくても、牧之原と藤枝にあるからなくてもいいんだというお考えですか。それをお答えください。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 私は、町の独自の政策でもって放射能のモニタリングは現在のところは考えておりません。しかしながら、県が7カ所配備するというふうなところで、もしうちの町がそれに指定されれば、それはそれで結構なことであると、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 結構なことであるというよりも、ぜひとも要望していただきたいということをお願いしたいと思います。先ほどありますように、ホットスポットという形、今回の福島の飯館村等考えますと、我が町も風向き等を考えた場合、非常に危ないということは町民の方々からも、ならいの風が吹いているということで心配される危機があります。本当に足元の近隣よりも、かえって吉田町のほうが何かがあった場合は危ないというような御発言も聞くところであります。そういったものを、今、地震と想定して大変恐縮ですが、今回の事故を振りかえると地震、津波が影響されているわけで、そういったところで時間的な余裕も多少あると思っておりますけれども、そういったときに吉田町はどうなんだというところで、ぜひとも力強く県のほうに要望をお願いしたいと思います。そういった気持ちで行動されているか、再度お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 何度も繰り返しますけれども、当町独自の、いわゆる事業によって我

が町の放射能のモニタリングをする計画は、現在のところ持ち合わせておりません。しかしながら、県が我が町にモニタリングのポストを設置してくれるというふうなことであれば、それはそれで結構なことであると。我が町にぜひともやってくれというようなことよりも、具体的に県がどんなことを考えていくかはわかりませんが、もしその中に入れてもらえるならばありがたいということでございます。

したがって、積極的にどうのこうのということは、現在のところは考えておりません。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 私としては、積極的に要望をお願いしたいと思います。これは首長である町長のお考え等もあると思いますが、町民からは、やはりしっかりと監視という形でやっていただきたいという声も聞いておりますので、何とぞお願いしたいと思います。

続きまして、被災瓦れきの件でございます。被災瓦れきにつきましては、先週の土曜日ですかにも県のほうから説明会があつて、各市町の市長が集まつてお話があつたということでもございました。先ほど吉田町牧之原市広域施設組合につきましてはそのような事情で受け入れができないという回答をいただいているということは存じ上げてはおります。しかしながら、今後、あれだけの量の被災瓦れきがあるわけで、さまざまな条件整備され変わってくると思いますが、10月ぐらいに第1回目の話し合いが知事を交えて行われたと思いますが、そのときに町長も御出席で、どのようなお考えを発言されたのか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 本当は、そのときの議事録でも議員自分でお取りになって読んでいただければよくわかりますけれども、私が申し上げたのは、基本的に、この瓦れきの処理については当然のことながら第3次補正もございまして、十数兆のお金がつきました。そういうことを考えると、本来は被災地で処理するのが原則ではないかと。プラント施設をつくってやればよろしいわけで、そういうようなものがほとんど進んでいないというふうな状況を聞いておりましたので、その状況の開示と、今後そういうふうな方向にあるかどうか知事にお聞きしたいということで発言をいたしました。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 議事録を調べろというお話でありましたが、申しわけございません、ルートがないものですから私は知りませんでした。やはり私も、今回の被災瓦れき等の問題というのはいろんな意味合いがございまして、当初、11月10日に県の市長会、町村会が決議と意見書を上げたような格好で、やはり受け入れする住民に対してしっかりと情報提供をし、不安の払拭、瓦れき安全性の確認、議会の理解を得るというような形の環境整備という形で話をされているわけで、そういったものがやっぱり必要であるのではないかなと思います。

事故が起きる前は、一般廃棄物に関しましては100ベクレルという形で放射線基準があつたわけですが、今回の暫定基準という形で8,000ベクレルという形で数値が大分大幅に上がっているわけで、その辺の検証もしっかりとした形で関連する方々に開示すべきじゃないかなと思っているわけでございます。

そういったところでありますので、今後、町長の考えは現地で検討して等々のお話があつたわけですが、違ふんですか。もし私、誤解があるなら御訂正をお願いします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 勝手に人の意見を論理的に進めて話していただきたくない。私が最初に申し上げたのは、県知事に聞いたのは、本来このようなものについては現地で処理するのが私は妥当ではないかと。そして、当然のこと第3次補正等の予算もついていきますので、現地でプラントをつくって、現地で早急にされるのがよろしいのではないかと。その辺の状況について知事は、当然中央の会議等にも出ていきますので、どのようにお聞きしているのかお示しいただきたいと申し上げました。

それから、議員が次に言われたことについては、当然ほかの首長も申し上げておまして、私もその中で、当然のことながらその受け入れについては住民と、また議会等についても説明しなければならないので、その時間をいただきたいと申し上げたんですけれども、そのような意見は少数であったのか、それはちょっとわかりませんが、その場でいわば受け入れの方向でまとめたというふうなのが内情でございます。

したがって、ただ危険の原則がございまして、危険なものは分散させないというのが原則でございます。したがって、危険のあるものにつきましては現地でもって処理するという原則をできれば貫いていただきたいと、これは私の現在も変わらない意見でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 私も全くそのとおりだと思いますので、私は発言する場がございませんので、町長のほうからそういった市町の会合、県の会合におきましては、明確な形での御発言をお願いしたいと思います。

今回の一般質問は重いというんですか、本当に重大な内容でございまして、町だけの問題ではない、県、国との問題をはらんでおりますし、さりとて町民にとりましてもこれは自分たちの生活にかかわる問題であります。そういったところで、町長のほうからは不安をあおるなといったような御発言もあったわけですが、不安をなくす意味からも、早急な対応と情報の発信をお願いしたいと思います。

これから来年度、24年度当初予算策定に当たりまして、さまざまなこと、国・県の体制というものが決まってきて、予算計上されると思いますので、うちの町は情報がよその市町よりも早く入って、すぐ対応しているということは日々感じておりますので、そういった形の早急な対応をお願いしたいと思います。具体的に何をやれといたしても、私も情報がございませんので、ただただ得ている情報で、どうしたものかということを考えております。そういった町民もたくさんいるということをお願いしたいと思います。

最後でありますけれども、過日、11月17日ですけれども、県の町村議長会のほうで軍事ジャーナリストの小川和久氏の講演を聞きました。その中で、危機管理のかなめは巧遅拙速、上手で遅いよりも下手でも早いほうがいいと。また、実働訓練の繰り返しは非常時において生かされるといった話も紹介されて、なるほどなと私は思いました。我が町にはそういうことはないと思いますが、今後とも地震、津波、町づくりともども原子力防災についても対応をお願いして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 以上で12番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◇ 枝 村 和 秋 君

○議長（八木 栄君） 続きますして、6番、枝村和秋君。

〔6番 枝村和秋君登壇〕

○6番（枝村和秋君） 平成23年第4回吉田町議会定例会におきまして、さきに通告いたしましたとおり、災害時の要援護者支援について質問するものであります。

早いもので、3月11日の東日本大震災から9カ月がたちました。被災地においては、これから厳しい冬が到来いたします。特に寒さや雪が日常生活をする上で大きな負担になってくると思います。避難されている方の心情を思いますと胸が痛みます。

さて、地震や津波などの災害が発生した場合、いろいろな被害が出ると想定されます。でも、まずは第一に尊い命を落とされるという犠牲が避けられればいいと思っています。特に津波の場合は、一にも二にも逃げる。このたび作成していただいた吉田町津波ハザードマップの中でも、津波てんでんこということで、津波が来るおそれがあるときは家族や親類のことを構わず早く逃げなさいと教えてくれています。よく自分の身は自分で守る、自分の命は自分で守ると言われます。自助・共助・公助のうちの自助であります。

ただ、自分で逃げるができる人はよいのですが、1人では避難できず、情報を得ることが難しく、何らかの手助けを必要とする人がいることも現実であります。一般的には災害弱者と言われております。この方たちの対策としては、当町では平成23年1月、こととしてございますが、災害時要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難支援に関する事項を具体化した支援計画を作成しております。また、今月には、今後の防災対策の指針としての津波ハザードマップの説明会や防災ラジオの配布が行われました。

当局におかれましては、町民の生命・身体・財産を災害から守り、安全で安心して暮らせる町づくりに取り組んできているところだと思います。以下、7点について質問いたします。

1点目でございますが、災害時要援護者避難支援計画は全体的な考え方と要援護者1人1人の避難支援計画、個別計画と申しますが、で構成されております。計画作成の経緯を伺います。

2点目に、個別計画は要援護者が登録申請をして、その申請書が要援護者台帳になると思いますが、その進捗状況はどうですか。

大分前と思いますが、対象者が800名いるとお聞きしましたが、その中でも登録申請者が五十数名とお聞きしましたが、少し少ないような気がしますが、何か原因があるのでしょうか。

3点目でございますが、この要援護者台帳への登録促進はどのようにされているのでしょうか。

4点目でございますが、個人情報の適正な実施の確保から、情報提供する場合、吉田町個人情報保護審議会の意見を聞くものとなっております。どのようにしているのでしょうか。

5点目は、福祉避難所を指定し、福祉施設の協定を結び、同避難所の確保に努めると計画にはあります。今の現状はどうですか。

6点目でございますが、要援護者参加型の防災訓練を行う必要があると思いますが、計画はありますか。

最後、7点目でございますが、避難するには、一つの目安として海拔表示があると思います。現在、主に主要地方道焼津榛原線の南側に100カ所表示がされていると聞いております。表示箇所の範囲拡大についてお考えはありますか。

以上、7点お願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 災害時の要援護者支援につきましてお答えします。

まず初めに、1点目の災害時要援護者避難支援計画は全体的な考え方と、要援護者一人一人の避難支援計画（個別計画）で構成されていますが、計画作成の経緯を伺いますについてお答えします。

県内の風水害や地震等における犠牲者のほとんどは高齢者が占めておりますが、今後より一層少子高齢化が進み、コミュニティの希薄化が進行する中で、高齢者を初めとして、障害者、乳幼児などの支援を必要とする要援護者に関し、避難時等の支援体制を確立し、災害時における規制をなくすことを目的に、国では、平成18年3月、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成しました。このガイドラインは、市町村が具体的な避難支援計画を策定するための基本的な枠組みと考え方を示したもので、市町にはみずからの力で必要な避難時の対応が適切にできない要援護者に対して、地域において避難支援の仕組みづくりを行う災害時要援護者避難支援計画を作成することを求めたものでございます。

このような中、当町では、災害時における要援護者の支援につきましては、これまでも地域防災計画の中で課題となっておりましたことから、地震等の災害に備え、平常時から情報の把握、防災情報の伝達体制の整備、避難誘導など支援体制を整えることを目的として、平成13年1月に吉田町災害時要援護者避難支援計画を作成したところでございます。

この計画は、吉田町地域防災計画の中の要援護者対策のうち、避難支援に関する内容をより具体化したものとなっております。この計画の中で、災害時要援護者とは、災害発生時に、施設以外の在宅の方で避難情報を得ることや避難の判断または避難行動をみずから行うことが困難で、家族などから必要な支援が受けられない方を対象としております。

全体的な構成としましては、対象とする要援護者の範囲、個人情報保護の措置、避難支援の実施体制、情報伝達体制・伝達手段、支援に係る自助・共助・公助の役割分担について、全体の考え方を規定しているものでございます。

また、要援護者につきましては、身体的な状態、家族構成、住居の位置など対象者個人ごとに異なるものでございますので、それぞれの要援護者個々に合った個別計画を作成するもので、計画としましては全体的な計画と個別計画の二つの構成となっております。個別計画では、要援護者個々の具体的な支援事項としまして、要援護者の個人情報を初め、避難支援者、避難方法、避難所、留意事項などについて記載したもので、それぞれの要援護者に合ったきめ細かな計画を作成するものでございます。

続きまして2点目の、個別計画は要援護者が登録申請して、その申請書が要援護者台帳になるとと思いますが、その進捗状況はどうですか。該当者が800名のところ、申請者が五十数名とお聞きしましたが、少し少ないような気がします。何か原因があるのでしょうかにつきましてお答えします。

議員も御承知のとおり、吉田町の地域コミュニティの組織は4自治会と19の町内会、540ほどの隣組で構成されておりますが、町内会によりましては既に要援護者情報を地域で共有し、相互扶助の環境が整っている地域もあれば、そうでない地域もあるのが現状でございます。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要援護認定者あるいは重度の障害のある方は、避難に関する情報を的確に把握することが困難であったり、避難に時間がかかったりするなど、自分一人では適切な避難行動をとれない方が多く、災害時には大きな被害を受ける可能性が高いものと予想されます。

今回の個別計画の作成に当たりましては、いわゆる手挙げ方式により、本人、家族の同意のもとに個別計画を作成しているものですので、支援の必要性を認めていない方や、障害があることを他人に知られたくない方も多数いらっしゃいますことが、登録申請が十分に進まない原因ではないかと考えております。

災害発生時において最も重要となりますことは、みずからの身を守る自助であり、このことは要援護者やその家族にも当てはまるものでございます。町において避難支援体制の整備を進めるに当たりましては、要援護者みずからの積極的な取り組みが不可欠であり、そのためには要援護者に対する周知が何よりも重要であると考えます。

しかしながら、要援護者は、その身体的な特性等により自助が困難である場合が想定されることから、要援護者支援におきましては、自治会や自主防災組織、隣組など向こう三軒両隣の地域における支援活動、言いかえますと共助が特に重要であり、この共助の取り組みを促進させるためには自治会等の地域を単位として、日ごろから行われている諸行事や訪問活動を通じた一層の地域交流を図っていただき、緊急時にはスムーズに連絡できる体制づくりが大切であると考えます。

また、防災研修会、防災訓練、防災関係のイベント等を通じて防災について考える機会や、要援護者支援のあり方など町民の意識啓発を積極的に取り組む必要があると考えます。

続きまして、3点目の要援護者台帳への登録促進はどのようにされているのでしょうかについてお答えします。

この計画を策定して計画の趣旨、内容等を町民の皆様にご理解いただくために、要援護登録台帳への登録を推進する方法として、本年1月28日に「地域で、共に支え合おう 吉田町災害時要援護者避難支援計画のご案内」を新聞折り込み広告として7,900世帯に配布するとともに、翌2月12日には役場からの文書配達によって全世帯に配布をいたしました。また、3月10日には身体・知的・精神の3障害者団体への説明会を開催したところ、障害のある御本人と家族を初め、障害者相談員や障害者施設の職員、民生委員、児童委員等の皆様が多数参加していただき、災害に対するリスクが高く、優先的に支援していく必要のある方への周知に努めたところであります。

さらに、5月から7月にかけては、住吉区自治会からの要請により、町内会と旧町内会の組長を初め、組長を対象とした説明会を開催しております。

要援護者台帳への登録は、要援護者で支援を希望する方や御家族の申し出により行われますが、避難支援者の選定は要援護者との関係において、身近で本人の知っている複数の住民が望ましいと考えております。ただし、避難支援者の選定に当たりましては、災害時には必ず避難支援に駆けつけなければならないという責任を懸念される方もいらっしゃいますので、避難支援は地域の助け合いの体制であり、責務が課せられるものではないことを十分に説明

し、登録する避難支援者の精神的な負担とならないような環境を整えてまいりたいと考えます。

続きまして、4点目の個人情報の適正な実施の確保から情報提供する場合、吉田町個人情報保護審議会の意見を聞くものとなっているが、どのようにしているのかについてお答えします。

吉田町災害時要援護者避難計画の策定に係る災害時要援護対象者リストの作成に当たりましては、吉田町個人情報保護条例第10条第1項第5号の規定に基づきまして、平成22年3月15日に吉田町個人情報保護審査会に諮問をいたしまして、同年3月25日に答申をいただいております。この審査会の答申では、町の保有する介護保険受給者台帳、身体障害者手帳交付一覧表、養育手帳交付台帳、精神障害者保健福祉手帳交付一覧表に記載されております個人情報を利用して災害時要援護対象者リストを作成することにつきましては、町民の生命、財産を守る上で必要なことで、本来の収集目的とは異なるもので、避難計画の策定に当たりましては妥当である旨の答申をいただいたところでございます。

しかしながら、これらの情報は個人情報の中でも特に配慮を有する、いわゆるセンシティブ情報であるため、その取り扱いやリストの保管につきましては特に細心の注意を払う必要がありますことから、同審査会からも、リストの取り扱いにつきましては厳重に管理するとともに、平常時は外部への情報提供を行わず、災害発生時においてのみ慎重に情報提供をすることが付記されております。

こうした審査会の答申を踏まえまして、町では災害時要援護対象者リストを作成し、厳重に保管するとともに、災害発生時には関係機関に情報提供できる体制を整えているところでございます。

個人情報保護審査会の諮問は、あくまでも目的外使用に係る災害時要援護者対象リストの作成でありまして、そのリストによる情報提供は吉田町災害時要援護者避難計画策定と実際の発災時に限られるものでございますが、具体的な個別計画を作成するためには、その対象となる要援護者及び御家族等の協力や要望等を相談していかなければなりません。

また、今回の災害時要援護対象者リストの作成に係る個人情報保護審査会への諮問につきましては、平成23年3月11日の東日本大震災の1年前に行っているものでございます。諮問当時に比べますと、災害時に限らず、平常時における要支援対象者リストの提供の重要性、緊急性は非常に高まっており、状況に応じて再度個人情報保護審査会に諮問することも考えてまいりたいと存じます。

続きまして、5点目の福祉避難所を指定して福祉施設との協定を結び、同避難所の確保に努めるとありますが、現状はどうですかについてお答えします。

現時点における福祉避難所としての指定はしておりませんが、健康福祉センター「はあとふる」、総合障害者自立支援施設「あつまりーナ」の施設につきましては、避難場所として位置づけをしております。また、施設そのものがバリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適し、かつ生活相談職員等の確保が容易であることから、民間の福祉施設として特別養護老人ホームの片岡杉の子園と住吉杉の子園の2施設につきましては、既に町と災害時の要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書を締結しております。

続きまして、6点目の要援護者参加型の防災訓練を行う必要があると思っておりますが、計画は

ありますかについてお答えします。

防災訓練の計画におきましては、要援護者だけを対象にしたものは予定をしておりませんが、地域防災訓練等への要援護者の参加につきましては、障害者の作業及び日常生活訓練や高齢者の入所及びデイサービス等の施設を利用している方は、平常時から施設等において月1回程度の避難訓練を実施しておりますことから、施設にお任せすることとし、在宅者のうち要援護者台帳への登録者は、原則として支援者がおりますので、支援者にお申し、未登録者につきましては家族や自主防災会を初めとする地域住民の皆様に御協力いただくという考えであります。

次に、7点目の避難するためには、一つの目安として海拔表示があります。現在主に主要地方道焼津榛原線の南側に100カ所表示がされているが、表示箇所の範囲拡大についてお答えはありますかについてお答えします。

町では、平成9年7月に安政東海地震津波推定浸水区域内の100カ所の電柱に海拔表示を設置いたしました。現在、表示が見えにくい場所もございますので、平成24年度に改めて標高表示を実施し、津波対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

具体的に申しますと、電柱への標高表示を100カ所程度実施する予定でありますが、表示する場所の標高につきましても調査してまいりたいと考えております。

また、吉田町津波ハザードマップにも掲載している現在の指定避難所への標高表示も30カ所程度実施する予定です。

また、標識等につきましては、町民の皆様ばかりではなく、土地勘のない他市町の方々にもわかりやすく知らせることが大切であることから、国際標準化機構の国際規格と日本工業規格に沿った県の標識サンプルを参考にして作成してまいりたいと考えております。

終わりに、要援護者台帳への登録の促進につきましては、今後とも福祉団体を通じて呼びかけや日常消耗品の配布時及び重度心身障害者医療費助成の更新時等でPRを続けるほか、町内会や隣組からの要請には、日程を調整し、出前講座を行う用意はできております。町といたしましても、できるだけ多くの皆様に登録していただける環境を整えてまいり所存でございますので、議員におかれましても、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 詳細な御答弁ありがとうございました。

ここで再質問に入ります。

まず、要援護者についてでございますが、実はこういう自主防災保存版ということで、要援護者の考え方なんです。16年に吉田町の地域防災の修正版の中に、さっき町長おっしゃいましたけれども、乳幼児とか高齢者とか入っているわけですが、静岡県では3人に1人が要援護者ということで載っていたんですが、当町は約3万人ですから、1万人もいるのかなということなんです。ただ、先ほど要援護者の支援計画の中の要援護者対象リストでは大体800から900ぐらいというような数字になると思うんですけども、多分それは、先ほど町長がおっしゃられました平成18年3月に国のガイドラインが出て、もっとこの要援護者に対して充実させていこうということで絞り込みとか、支援計画の対象については対象を絞

ったとは思いますが、そういうことでまずよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ただいま議員がおっしゃったことにつきましては、高齢者も65歳以上とか、あるいは幼児というような方も全部対象という中での全体の3分の1というようなことではないかと思しますので、今回私どもが行いましたのは、ここにございますような障害者とか療養手帳の所有者とか、あるいは要介護者、あるいは精神障害者というような方を対象にしておりますので、先ほど議員からお話がありましたような人数になろうかと思ひます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） この吉田町の災害時要援護者避難支援計画においては、援護者の方はちょっと絞ってということなのですが、例えばアからオまでありまして、まず、要介護3以上の判定を受けている者、あるいは身体障害者手帳の1、2級、療育手帳A1、A2、B1、B2に該当する者、Aについては精神障害者保健福祉手帳の1、2級に該当する者、オについては、それに準ずる者ということですが、先ほど概数で800ということ、大分前のあれですから、今具体的に、個々にアからエまでの数字がわかればちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 本年4月現在の対象者を申し上げますと、介護保険法に規定します要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている方が229人、それから身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けて1級または2級に該当する方が416人、それから療育手帳制度で療育手帳のB判定以上の交付決定の方が156人、精神障害者福祉法に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害等級の2級以上に該当する方が94人となっております、これは延べ人数で895人でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） アからエまでありまして、オについては各号に、要するにアからエまでの号に準ずる状態にある者とありますが、具体的にはどのような方を言っているんですか。具体的にわかれば。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） これにつきましては、介護認定を受けずに在宅であって寝たきりの状態のような方で、客観的に介護等の認定を持っていない者のおおむねそのような状態にある方、あるいは御本人が登録申請を希望する方、こういうような方を対象としております。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 私が感じるのは、よく介護度3を持っていても、介護度2で3に近い人とか、この表で額面どおりに分けられるとなかなかあれなんです、例えば介護度判定が2とか、あるいは障害者手帳でいえば3級で、2まで本当は等級変更すればいいんだけども、2に近いんだけどもという、そういう方を考えてもよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 結構でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） オだと、要するに障害者手帳とか、あるいは介護とか、療育とか、精神とかという関係に準ずるということになっておりますが、私一つ思うのは、高齢者のその辺が支援計画の中の表に入っていないなと思ったんですけれども、この部分については、先ほど町長言いましたけれども、手挙げ方式で、私も自力でできないんだけど助けてよということであれば、支援計画の中にある表の中になくても、それは手挙げ方式で手を差し伸べていただけるというか、要援護者の中に入るということで、それはよろしいでしょうか、そういう考えで。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 私どもがつくったこの支援計画の中の参考資料というところが後ろのほうにございまして、その中に要援護者の特徴というのが載せさせてもらっておりますが、その中では、ひとり暮らしの高齢者であって、体力が衰えて行動機能が低下している場合や緊急事態の知らせがおくれる場合があるというような方も一応対象としておりますので、今御質問のものでよろしいかと思えます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 一応自分の頭の中で要援護者の概念というか、それをちょっと整理したいなと思って一応お聞きしました。

次に、ちょっと登録が少ないんじゃないかということですね、なかなかこれは手挙げ方式の中で、障害のある人がなかなか他人に知られたくないとか、答弁の中にありましたが、実は個別登録申請書というものがあまして、その中に、町長が先ほど言いましたが、避難時の支援者を3人これは書くことになっています。この3名がなかなか書いてもらうに大変だなということも、それが少ない理由なのかなと私は思っていますが、ただし、ここを書いてももらわないと、この個別計画は進まないよと私は思っています。まさにそのとおりだと思います。

ところで、そういう中でもどうしても書けないよという人も多分いると思うんですね。助けてもらいたいんだけど、避難支援者を頼むことができないから、そのまま申請もできないよということである方もいらっしゃると思いますが、そういう方に対しての対応とか、僕も3月10日の説明会は障害者の相談者として一応参加しました。そのときに、相談に乗りますよというようなことを言われていたんですが、そういう事例はあったでしょうか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） この登録に関しましては、地区の民生委員さん、児童委員さん、あるいは町内会長さん、組長さんに御協力をいただいているわけですが、町としましては、必ずしも支援者がなければ登録をお断りするということはしておりません。実際、今お話のように、支援者のない方もいらっしゃいますが、それについては、また随時、支援者を探してくるというような状況にございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 現実には、五十数名の中で、支援者をちょっと書き切れなかったという数字は何か把握、もしわかったら、どのぐらいいるのかなということ。わかれば結構ですが。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） 直近で11月25日までの数字がございますので、それを申し上げますと、登録者が65人になっております。このうち支援者なしという方が27人おります。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） わかりました。

次に、本定例会の初日に町長の行政報告の中で、要援護高齢者等福祉システムの導入を進めているとお聞きしました。この避難支援計画と、その要援護のシステムとの関係というか、もしわかったらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

社会福祉課で主体となって進めております災害時の要援護者避難支援計画と、高齢者支援計画で現在進めております要援護高齢者等福祉システムとの関係、関連ということでよろしいでしょうか。

現在、このシステムにつきましては、町長の行政報告にありましたとおり、地域支え合い体制づくり事業として、現在、システムの構築を行っているところでございます。このシステムは、基本的には単身老人世帯、またその他緊急医療情報キットの配布事業等を行っておりますけれども、そちらのほうを利用して、いわゆる高齢者の福祉サービスとか福祉事業ですね、こういった利用者や対象者、それから包括支援センターに相談があった実績のある者、大体1,500人をデータベース化するものでございます。

また、電子地図上にこちらのほうのお宅の位置を落としまして、そういったマップ機能を付加したというシステムでございます。

平常時におけるこちらのシステムにつきましては要援護者台帳でありまして、社会福祉課が主体で進めております災害時の登録者、いわゆる災害時に支援を必要とする者のデータをこちらのシステムに取り込みまして、また、吉田町津波ハザードマップとリンクさせることで災害時に対応しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） その要援護高齢者福祉システムの導入の中で、やはり行政報告ですが、要援護高齢者マップを作成する予定と、こうやって報告があったわけでございますが、このマップも、ハザードマップのイメージがありますもので、何々マップというといろいろ分けてくださるのかなど。これは私たちにもいただけるとか、そういう代物というか、どんなものでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） データマップについてでございますが、先ほど来出ています個人情報に非常にかかわるということで、基本的には開示しません。これはパソコン内で電子データとして、高齢者支援課及び町の包括支援センターで更新と厳重管理をいたします。ただ、災害時におきましてのみ、これは住宅地図スケールでマップをデータともども打ち出しが可能でございます。そうした場合は、自治会、町内会での開示をすることも可能だと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） この支援計画、これは多分できない相談という話になると思うんですが、実は行政が保有しているリスト、障害者関連、知的、身体、精神、介護という形のそういうリストの流れを保護審議会の中で厳粛にというか、厳正に、一応諮問して、回答いただいてやっている中ですもんで、なかなか出せないと思うんですが、やはり登録を拡大というか、広く、多くの人に知ってもらうというのは何らかの方策が必要じゃないかなと思うんですけれども、そのリスト自体を見ると、民生委員さんが訪問調査してとかとありましたもんで、民生委員もどちらかというところだと思えますもんで、先ほど再度個人情報審査会を開きたいとかと何か言っていましたもんで、ひょっとしたらと思ひまして、そのリストを、例えば民生委員さんをお願いして、未登録者というか、そういう何か協力を仰ぐことはできないでしょうね。できる、できないで結構ですが。

なぜかといいますと、他市へ行きましてちょっとお聞きしたところ、その辺もちょっと出してしているよと。よそでは1,000とか何千とかと、そういう形でしてありましたもんで、よそはその辺をどうしているのかなということ。あくまでも個人情報自体は本当に扱いは慎重に、これはわかっています。ただ、僕も19年に、個人情報と生命とどっちが大事かねというような質問をわかっていて質問しているんですが、やっぱり個人情報の壁はなかなか高いんですが、生命のことを考えますと、やっぱりそちらのほうが、この辺は考え方で、ある程度、そういう法律より、どちらかというところ、個人情報の方が今拡大解釈というか、変な方向に行っているのかなということ、どうしても生命を守るという強い気持ちがあれば、目的があれば、個人情報より上回るんじゃないかなと。ただ、それは国のほうが。なかなかこれは難しい問題だと思うんですが、よそもそういうところをやっているようなところもありますもんで、その辺はどうしてきているんだということ、その辺は研究していただきたいと思うんですが、研究をしていただけますか。

○議長（八木 栄君） 社会福祉課長、大石修司君。

○社会福祉課長（大石修司君） ただいまの御質問でございますが、個人情報保護法あるいは条例等の状況を踏まえた中で行っているわけでございますが、一方、民生委員さんの活動の一環としてということで、これは全部オープンにするというわけにはまいりませんが、そういう中で、民生委員さんのほうから個別に御質問等があれば、それにはお答えできるような形はとっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） なるべく、もしあれば、ちょっと前向きにやっていただきたいなと思います。

それから、最後のほうになります。海抜標示について、先ほど電柱200カ所、指定避難所に30カ所ということで答弁がありました。それこそ第3次の県の想定では、吉田町は津波は来ないよという形で、それでもということで焼津榛原線の南へ100カ所ということでやってあるわけですが、今度のハザードマップを見せていただいて、当然、道より上のほうへ浸水地域が広がっています。ということで、合わせて130カ所ということで、その辺が浸水地域の範囲だけ、説明会でも、白いところも来るんじゃないかと心配なされた質問を、10月4日でしたか、住吉の説明会でそういうことを質問した町民の方がおったんですけれども、来ないよという一つの目安だと思うんですが、ある程度のところまで、一応個人的には全域と

というのは極端かなと思うんですけども、範囲を広げて標示箇所をしていただきたいなという気持ちがあるんですけども、この130カ所は箇所であって、地域のことを限定してませんもんで、その辺の考えをちょっと教えていただきたいなと。もし検討するなら、検討していただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、来年度につきましては130カ所を予定しておりますけれども、来年度以降につきましても、そのほかの場所についても設置を継続的にやっていきたいと担当課では思っています。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 一遍にできないよということの答弁だと思います。徐々にしていきたいと思いますということで、整備していくよということで。

そういう場合において、やはり標示するときも、指定避難場所と電柱ということがあるんですが、要するに、町ではお店、コンビニさんとか、こういうところにもというお願ひをしているわけですけども、それが1点。

もう1点は、やはり地域のことは地域の人が一番知っているということで、やはり標示するところはここでどうかやという相談というか、声を聞きながら進めていってほしいなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 設置する場所につきましても、今議員さん言ったように、そういう意見を取り入れるのも有効な手段だと思いますので、自治会とか、自主防と相談して検討を図っていききたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） ぜひそのようにお願ひします。

それこそ私は、この質問をいたしましたのは、せっかくなつくった支援計画ですもんで、よく町長が、あつまりーナをつくったときも言いましたけれども、建物をつくっただけじゃなくて、中へ入って、本当にその中で活動というか、利用する人が幸せになるようなことが一番ということで思ひます。この計画も、本当に有効的に充実させる、あるいは要援護者自体が自分から地域に溶け込むというのも必要だろうと思ひし、他人に知られたくないとか、あるいは支援する人も気軽にその人を助けるということで、そういう町が環境づくりをして、この支援計画を盛り立てていただきたいなと、こういう考えでこの質問をしたことによって、町民の方にこういうことがあるんだねということを知っていただければと思ひまして質問させていただきました。

当然、私たち身体障害者福祉会、私も会員になっているわけですが、11月の理事会で会員が三百数十名おるんですが、担当課から会員にちょっとPRしてくれないか、配ってくれないかと、個別計画書を。役員は足を引きずりながら300の会員のところへ分けました。なぜかという、本当にこの計画を盛り立てていきたいということでやっております。そういうことを当局もなかなか事情とか、いろんな壁があった大変だと思ひんですが、やはりそういうことをまた、それこそこれが公助だと思ひんですが、まず自助、共助があって公助が来

ると思うんですが、三者一体になってこの辺を進めていってほしいと思います。

当局もまたこういうことで御尽力いただくことを期待しまして、私の質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） 以上で6番、枝村和秋君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時55分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 平 野 積 君

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

[4番 平野 積君登壇]

○4番（平野 積君） 一般質問させていただきます。

本日は、一般質問、片岡シリーズの3番目として登場させていただきまして、町政に対する町長の姿勢について質問させていただきます。

私自身は、リーダーというものはメンバーの意見をしっかり聞き、情勢を判断した上で計画を立て、施策を打っていくというものであるというふうに考えております。その折に、町長のほうから、本年度5月の「広報よしだ」の町長就任あいさつにおいて、「これまでの8年間という時間は、町民の皆さまの町政に対する信頼を主眼に置き、行政主導によるまちづくりを進めてきました。その結果、町民の皆さまから一定の評価を得られたものと判断しましたので、これからは町民の皆さまとの協働によるまちづくりに舵を切ることをお話ししました」との記載がありました。

そこで、本質問の目的でございますけれども、町長が考えていらっしゃる町民との協働による町づくりというのはいかなるものなのかということを確認することに主眼を置きたいと思っております。そして、それに向かって我々町民が準備をしていかなければならないというふうに思いますので、その思いで質問させていただきます。

町長就任あいさつは先ほど述べましたけれども、6月の定例会におきましても、「諸施策を具体化するに当たりましては、町づくり機構のようなシステムを構築することができるように、住民の参画意識の醸成に努めながら、町民参画型の事業展開を行ってまいりたいと考えております」というふうに述べられております。

そこで、以下に質問をいたします。

1番目といたしまして、行政主導による町づくりと町民との協働による町づくり、おのこのメリット、デメリットというところを町長のお考えを教えてくださいというふうに考えております。

2番目に、過去に8年間、行政主導による町づくりを進めてこられたということなんですが、その代表例を示して、それをどういうふうに進めていったのか。もしそれが町民と協働による町づくりであれば、どういう進め方であったのかということをお教えいただければというふうに思っております。

3番目として、町長に今期就任して7カ月が過ぎておりますけれども、町民との協働による町づくりの例を現在どういうふうに進めていらっしゃるのかということをお教えくださいということをお願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町政に対する町長姿勢についての1点目、行政主導による町づくりと町民との協働による町づくりおのおのメリット、デメリットに関する町長の御見解を御教示くださいにつきましてお答えいたします。

行政主導による町づくりと町民との協働による町づくりを進めるに当たっての特徴を一般論として申し上げますので、これによりまして、それぞれのメリット、デメリットを御賢察賜りたいと存じております。

まず、行政主導による町づくりであります。この手法の場合、行政側が課題としてとらえているテーマに対しまして、行政が計画立案から予算措置、実施に至るまでのすべての過程を直接的かつ組織的に担うことができるため、課題に対してタイムリーに、そして確実に対処することができます。この手法は、通常求められる程度の行政サービスを提供する事業を構築する場合や、国・県などの新たな補助制度に沿ってエントリーする場合、さらには、非常時の対応などのため迅速に事業展開しなければならない場合などには効果的な手法と言えます。

逆に、ただいま申し上げたようなケースに町民との協働による町づくり手法を取り入れた場合には、計画づくりの段階で多くの時間を要するおそれがあり、結果として効果的な問題解決を図れない場合が多く発生するものと考えられます。

次に、町民との協働による町づくりであります。町民参画を前提とする町の活性化事業を推進する場合や、町のアイデンティティーを構築しようとする場合などには、この手法によらなければ達成できないと考えております。このような場合には、後々かかわりを持っていただく方々に主導する段階から参画していただき、実施の段階でも積極的なかかわりを持っていただき、そのかかわりを持っていただいた方々にその事業の趣旨を町に定着させる推進役を務めていただけるようにすることが大切であろうと考えます。

逆に、こうした場合に、行政主導による町づくりの手法だけを用いて施策展開を図ろうとしても、町民意識の中に事業の趣旨が十分に伝わらず、結果として担い手不足に陥り、手がけた事業が町に定着することは余りないのではないかと考えております。

このように、どちらの町づくり手法にもそれぞれの特徴がありますので、事業を実施する場合の前提状況を総合的に勘案し、いずれの手法とするのか、また、それらを融合した手法とするのかなど、その時々で最も効果的だと考えられる手法をもって町づくりを進めることが肝要であろうと考えておりますし、また実践しているところでございます。

続きまして、2点目の過去の行政主導による町づくりの代表例を示し、それを町民との協

働による町づくりで進める場合の進め方を御教示くださいについてお答えします。

過去の行政主導による町づくりの代表例につきましては、御質問の中でその例を特定していただければ、お互いに予備知識を持った中で応答できるわけでありますが、私に代表例の選択をお任せいただく内容の御質問でございましたので、この場では、その代表的な例として、入札制度改革、日曜開庁、そして中山三星建材工場跡地の売却決定プロセスを挙げさせていただきます。

まず、入札制度改革について申し上げますが、この改革は平成15年度から手がけたものでございます。平成15年度の途中までの当町の入札の状況を申し上げますと、非常に高落札率となっており、まるで談合が行われているのではないかと懸念されるような実情にありましたことから、私には多くの町民の皆様から、公共工事の受注に係る不明瞭さを指摘する声が寄せられておりました。

このため、私は、入札制度の中に抽せんという偶然性を取り入れ、容易に談合できず、かつ競走の原理が働き、客観的な透明性を確保できるようなシステムをつくり上げるように、トップダウンの形で職員に指示を与えました。この結果、考案された制度が抽せん型指名競走入札制度であり、平成15年10月からこのオリジナルな入札制度による入札を開始いたしました。

この制度は、町内業者に発注する場合はほとんどである土木一式工事と水道施設工事に限定して用いる制度で、参加させる業者につきましては、ある一定の要件を持つ牧之原市内の業者を例外的に加えるほかは、すべて町内業者に限定する制度として、行政側だけで制度設計したものでございます。この制度をスタートさせた当初は、制度として町内業者を擁護する入札制度であるにもかかわらず、ほとんどの町内業者が発注者である町に反発し、入札をボイコットする場面もあり、さらには、議員の中でも激しく反対の意を表し、一般質問された方もおられます。

この抽せん型指名競走入札制度を導入する前の当町の土木一式工事と水道施設工事の指名競走入札による落札率は、平成11年度が98.54%、平成12年度が99%、平成13年度が99.37%、平成14年度が99.32%、平成15年度の9月までが98.61%でありました。これが抽せん型指名競走入札に移行した後の平成15年度の10月から3月までが87.14%、平成16年度が83.92%、平成17年度が86.3%、平成18年度が84.23%という結果で推移をいたしました。この入札制度改革では、当初目指した客観的透明性を確保できたばかりでなく、落札率の恒常的低下傾向を生み出したことによりまして大幅な行政コスト削減を実現することができ、大きな成果を得ることができました。また、平成15年度の入札制度改革断行時には、マスコミもこの取り組みを大きく取り上げ、克明にその生々しいプロセスが全国に向けて報じられました。

そして、この入札改革は、当然のことながら町民の大きな関心事ともなり、町民有志による勉強会も誕生し、談合は必要悪などではなく、コンプライアンスを重んじてこそすべての町民にとって健全な町にできるとの町のアイデンティティー確立のための一助になったものと確信をしております。

当時、この施策は、行政主導による町づくり手法でなければ、そしてトップダウンでなければなし得ないものでありました。これを町民との協働による町づくり手法で実施した場合は、行政と町民と利害関係者との共通するコンセンサスを得ることさえもできず、決して実現することはなかったと断言しても過言ではない状況でありました。

次に、日曜開庁であります、これも平成15年10月から試行を開始したものであります。当時、入札改革同様、多くの町民の皆様から日曜開庁を望む声が私に寄せられておりましたことから、トップダウンの形で、日曜日に役場の窓口において行政サービスを提供するという既成概念を覆すサービス提供を前提とする体制構築を職員に命じて、実施に踏み切ったものであります。

やはりこの日曜開庁に対しましても、当時の議員の中には批判的な意見を述べられた方がおりましたが、日曜開庁の利用者や平日の来庁者に対して日曜開庁に対するアンケート調査を行い、また、継続的な利用状況分析なども実施するなどして、町民の皆様が賛同されていることを承知しておりましたので、迷うことなく継続してまいりました。

このサービスにつきましては、サービス開始時期を早目に設定しないようにすれば、町民との協働による町づくり手法も取り入れられる施策であると考えます。そして、その手法を取り入れれば、サービス内容やサポート体制の検討を町民の皆さんにゆだねる局面をつくることができ、結果として、今のスタイルの日曜開庁ができ上がったかもしれません。

しかしながら、そうした場合、早期に町民の皆様の日曜開庁のサービスを享受していただくことは難しかったと思います。また、このサービスは行政側のサービス体制を吟味した中で対処方針を決定する施策であり、課題としても、余り町民との協働による町づくり手法はなじまないものであったと言えます。

最後の例の中山三星建材工場跡地の売却決定プロセスでございますが、これは平成14年度に町が確たる目的もなく工業地域内にある建物つき工場跡地を約12億円で取得したことから、その利活用策について結論を出さなければならないという重大な課題を処理するものでございました。

当局では、この重大な課題を解決するため、まず、取得した土地や建物などの財産が行政財産であるのか、普通財産として取り扱うべきであるかなどを調査検討し、その上で、この土地には企業誘致を行うことが最善の方法であるとの方針を固めました。しかし、この財産につきましては、取得する場合も処分する場合も議会の議決が必要となるものでありますので、まず、議員各位の賛意を得ることができる状況にならない限り事務を進めることができないことから、行政財産としての取得要件を満たす事務手続となっていたのかという調査や、売却することの是非についての意見を求めることなどを議会に依頼いたしました。しかし、これに対して議会が応じてくださらなかったことから、当局においてみずから事務検証委員会を設置して、みずからの事務手続を検証し、その結果を踏まえ、私は、この土地や建物などの財産を取得した当時の事務手続は行政財産取得の要件を満たしていなかった。よって、取得すべきではなかったことから、売却することとするとの結論を出し、その事務検証内容を公表いたしました。

また、この財産の取得については議決事件になっておりましたことから、議会に対して検証結果を報告し、当局の結論に対する意見を求めようとしたところ、議会は特別委員会を設置し、事務調査を行うこととなったほか、議会からの請求によって、この財産取得手続に関する監査委員による監査も実施されることとなりました。そして、その末に、このとき実施された監査による監査結果報告書の中に驚くべき監査委員の権限が明記されたことは、今もって忘れることができません。

驚くべきこととは、「監査委員は利害を調整する立場にある」との趣旨の文言が明記され

たことでした。これは平成20年6月20日のことですが、以来、当局は、このあろうはずもない監査委員の利害調整権限の打ち消しを議会と監査委員に対して再三再四訴えることとなった次第であります。また、この監査報告書には、議決事件である行政財産の取得としての行政手続に問題はなかったと受けとめられる内容の総論で結ばれており、議会特別委員会は、この監査所見も念頭に入れられて調査を進められました。

そして、平成20年12月5日に特別委員会は事務調査の最終報告書を議会に行いました。その報告で意見として述べられた内容は、一つ目に、行政財産を取得する要件は満たしていなかった。二つ目には、売却は差し支えないというものであり、当局の検証委員会と相通ずる結論でございました。

しかしながら、この報告は議会の議決に付されず、議会全体の意見とはなりません。その後の議会で、この件に関する発議案が提出され、結局、全く見解が異なる監査意見書の内容と特別委員会の結論の双方を尊重するような内容で議会の統一見解を示され、いまだもって私には全く理解できず、明快に課題解決できたとの実感を得られないままで今日を迎えております。

この問題解決には、行政が主導して動き始め、議会を揺り動かし、町民の皆様には行政から積極的に情報提供を行った。町民の皆様一人一人にこの件に関する御自身の意見を持っていただくように働きかけをいたしました。これに対し町民の皆様からは、当局はもとより、議会や監査委員に対して詳しい説明を求める声が高まったことは、ここにおられるすべての議員の皆様のご記憶にもとどめられておるのではないかと感じております。

これは、この課題解決への取り組みを通して町民の皆様にある種のアイデンティティーが生まれたあらわれではないかと感じました。町民の皆様が行政経営や議会運営に興味を抱き始め、コンプライアンスの大切さに気がつき始めたあらわれであろうと、大変うれしく思った次第でありました。この課題に対しては、行政主導による町づくりの手法と町民との協働による町づくりの手法、さらには議会と協調する手法を融合させながら解決を図ろうとした画期的な例であります。

行政は、さまざまな課題に対してさまざまな手法を用いて対処しなければならないわけがありますが、その基本となりますのは、いかに的確に行政ニーズを把握するかであり、それに対してどのような姿勢で臨めばよいかを臨機応変に、かつ適正に判断することと考えております。

中山三星建材工場跡地の売却決定プロセスの課題解決では、総じて迅速な処理とはならず、町民の皆様のご要望には十分にこたえたとは言えないと痛切に感じておりますので、議員各位におかれましても、この課題解決の例を教訓として、議会活動及び議員活動のあり方を熟慮していただければ幸いであると、強く念じる次第であります。

そして、活発な議員活動を通して、町民の皆様が必要としている行政サービス、もろもろの課題解決などにつきまして、説得力のある客観的な手法などを用いて当局に御提案いただければ、最も的確な行政手法をもって対応させていただきたいと存じております。よろしくごお願い申し上げます。

次に、3点目の町長就任から7カ月過ぎますが、本年の町民との協働による町づくりの例を御教示くださいにつきましてお答えします。

皆様方御承知のとおり、3期目の任期を迎えるに当たりましては、町民との協働による町

づくりへの転換を私は打ち出しました。これは、これまでの町長就任期間の間で町民の皆様の中に揺るぎないある種のアイデンティティーが確立されたのではないかと感じているからであります。

私は、町民の皆様と協働して課題解決を図るためには、行政と町民の皆様との間に共通する基本的な意識が備わる必要があると考えております。その基本的な意識とは、コンプライアンスを大切にする意識であり、人と人、心安らぎ健康で住みやすい町づくりを進めようとする意識であります。それらの意識が今回御紹介させていただきましたような施策を通して徐々に確立されていっているものと判断をしております。

しかしながら、町民との協働による町づくりを急速に進めることは難しく、目下、試行錯誤を重ねているところでございますが、具体的には、一部の既存団体に対して協働を進める主体となるような取り組みを促し始めているほか、吉田の魅力創造委員会や大井川流域 s m i l e ネットなどの新たな町づくりを担う組織も生み出しております。こうした皆様方の御協力を得ることができるよう努めるとともに、新たな動きも喚起しながら、その手法を常に活用できるような基礎自治体となるためのシステムづくりを進めてまいりますので、議員におかれましてもよろしく御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） まず最初に、確認しておきたいんですが、町民の皆様との協働による町づくりというのと、町民参画型の事業展開というのは同じだというふうに考えてもよろしいでしょうか。

いいですか。じゃこれから、行政主導型の町づくりと町民参画型の町づくりということで話を進めさせていただきます。

まず最初に、メリット、デメリットというところでお話をさせていただいたんですけども、行政主導ということにおいては、行政主体の課題に対してタイムリーに確実にやれるというのがメリットであるということでした。逆に、デメリットというのはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。先ほどの答弁の中にはデメリットというのがなかなか出なかったと思うんですが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、答弁の中で申し上げておりますけれども、逆にという以下の文言ですけれども、ただいま申し上げたようなケースに、町民との協働による町づくり手法を取り入れた場合には計画づくりの段階で多くの時間を要するおそれがあり、結果として効果的な課題解決が図れない場合が多く発生するものと考えられますと。コンセンサスがほとんどできないということはあると思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） わかりました。

今のお話の中では一般的なお話であるということなんですけれども、2番目の質問の中で、行政主導のやり方として三つの例を挙げていただきました。今のお話の中では、基本的には行政主導というのが結果的にはよかったというお話のように聞こえていますが、1番目はそうですよね、少なくとも。入札の話は、町民参画でいけばなかなかこれは達成できなかった

というふうにおっしゃっていますよね。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的になかなか達成できないのではなくて、達成できないんです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ということは、行政主導が正しい進め方であったというふうに考えていらっしゃるということですね。

日曜開庁に関していえば、町民参画型でやればレベルの向上を図れたかもしれないけれども、時間がかかるというふうにお考えであるということによろしいと。

3番目の三星建材の跡地に関しましては、結局はうまくやれているけれども、なかなかうまく進まないのは何がしかの要因がある、議会がなかなかはっきりしないというふうにお考えであるということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議会が全くこの問題の本質について理解できないと。極端なことを言えば、臭い物をふた隠しというような結論に終わっておるなど、私はそのように思っております。考えてみればまさにそのとおりでございます。最終的な発議案を出された、要は、監査委員の出された意見と、それから調査委員会の出した意見を二つを一緒にして、真摯に受けとめるというふうなことは、何度もこの場でお話し申し上げておりますけれども、どうやっても全く内容の違うものを真摯に受けとめるということはどういうことであるのか、また説明責任を果たしてもらいたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） ありがとうございます。

では、5月に町長就任のあいさつで、行政主導型から町民参画型にかじを切るということですが、やっぱり変化させるということは、何がしかの反省があって変えていくんだというふうに思いますが、行政主導に関する反省というのはありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 別に反省をしているわけじゃありません。間違ったことをしたからどうのこうのじゃなくて、基本的に私のそれまでの8年というものは、町民の皆様の中に取りました町政に対する信頼というものが欠けておりましたので、具体的に、やはり町民主導型の事業展開というものが本来望ましいものでありますから、そのようなことをするための時間として、いわば町民の行政に対する信頼を回復するために費やしたものであると、こんなふうに思った次第です。だから反省ではございませんので、過去は忘れません。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 反省ではないけれども、変えていくというのは、何が目的なんだろう。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今私が話申し上げたことですから、議員、御理解できないですか。基本的に町政というものは、政治というものは、町民との間に確たるアイデンティティー、この町の町づくりを進めるに当たってどういうふうなことが必要であるかという確たるものがお互い共有できるものがあるならば、基本的にはそのような意識を、またそのようなものを基軸として行政主導、また、町づくりを進めていくというのが私は望ましい形であると思ひ

ますので、そのように申し上げた次第でございます。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 要は、基本的には行政主導も町民参画型も効果的なものを選んで進めていくということだというふうに理解しております。

もう少し具体的な例を挙げますと、ハザードマップを作成するということにおきまして、6月の私の一般質問におきまして、ハザードマップを作成するときに、ハザードマップにどのような情報が欲しいのか町民の声を聞けば、よりレベルの高い、質のいいものができるのではないかというお話をしました。そうしたときに答弁といたしまして、ハザードマップ作成業者が作成過程の中で意見を聴取すると申しておりますという御回答を得ました。それに対して、なかなか進んでいないので、10月の総務文教常任委員会におきまして、あれはどうなっていますかということをお伺いしますと、11月に最終的に、どういう形で皆さんに表現するかということで3種類の案を、数種類と言っていましたが、結果的には3種類でした。結果的に、一番最初に上がったものが、現行の配られた、2番目に上がっているのが、せつかく10メートルメッシュでやっているのに、そこをもう少し大まかな色分けに変えた案が2番目にあつたと思います。3番目が、ちょっと何をあらわしているのかようわからん選択肢だったんですけども、結果的には、もう1番を選ぶしかないというような中において、それが実行されたわけです。町民の声を聞くというのが、要するに最後の最後の決まったもの、決まった状況においてどうしますということで、町民がそれを選択すれば町民の声を聞いたということになるんでしょうか。そこに疑問があるんです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） そもそもハザードマップをつくるのに、町民の皆さんが地震のメカニズムであるとか、そういうことについて御理解を専門的な意味で持っているわけではございませんし、基本的には、そのような知見を持った教授のもとで一コンサルタントが、有名なコンサルタントが作成にかかわったわけでありまして、最終的には、そのデザインとか、そこに入れる、例えば避難所の海拔であるとか、そういうようなことについて意見を取り入れていくということであれば、私はそれで十分だと思った次第でございますけれども。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その中において私が言ったのは、どういうことを前もって、結果的に調査、出すのは業者なんですけれども、どういう情報が欲しいかということ声を聞いてほしいと言っているにもかかわらず、それをやらなかったということに関しては、今の御意見であれば、それは業者が、専門家がやるのが当たり前でしょうと。そうしたら、一般質問で聞いてくださいねと言ったときに、業者がやるとおっしゃったのはどういう意味があるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、それは業者との間に仕様書を入れておりますので、その仕様書の中に、基本的には町民の皆さんの欲しいものが入っていると私は思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうしますと、あれは基本的には行政主導であるというふうにお考えであると。

- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） 基本的には行政主導でございます。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） ちょっと趣旨を変えます。

「広報よしだ」の町長就任あいさつのページの中に、「町民の目線に立ち全力を挙げてまちづくりを進めます」という表題があります。これは、町民参画型の町づくりと町民目線に立った町づくりというのは同じというふうに考えているんですが、意味が違うということでしょうか。

- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） 入札制度改革も、それから日曜開庁も、それから三星の売却決定コンセンサスの問題も、基本的にはすべて町民目線でございます。要は、町民目線を酌み取れるか否かではないでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） 行政主導でやるときは町民目線でやると。
- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） すべて双方同じでございます。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） わかりました。

じゃ、もう一つ具体的な例でお話をさせていただきます。

私は広報特別委員会の一員として、議会だよりの作成に当たっておりますけれども、吉田中学に導入いたしましたエアコンに関して取材をいたしました。これはもう基本的には町民目線に立った行政主導であるという理解でよろしいでしょうか。

- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） そのとおりでございます。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） エアコンを導入したことに対して生徒さん、先生、PTAの代表の方からお伺いしたわけですが、結果的にはおおむね歓迎されています。しかし、その導入に関して、先生からは晴天のへきれきであったというような話とか、PTAからは、昨年12月の議会に動員がかかり、初めて知ったとの声がありました。要するに、町民目線に立ったというところからすると、何かそこはちょっと欠落しているように思いますが。
- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） 町民目線に立つということは、基本的には町の利益、町民の利益というものが、いわば事業計画であるとか、その中にあるかどうかということです。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） ということは、町民の利益がどこにあるかを町がみずから考えるということであって、町民の声を聞くということとは違うということですか。
- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） あらゆる事業に関して町民の皆さんのアンケート調査をするなんていうことをやったら、行政は前へ進みませんよ。それ、議員御承知でしょう。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) わかっていますよ。

じゃ、このエアコンを導入したときに調べる中において、生徒からは、エアコンが入ったというんですが、エアコンがグラウンド側に設置されていると。風は廊下側に行く、廊下側の人は冷風がかかって寒いと。ところがグラウンド側の人は冷房の効果が低いわけです、窓際で暑いし。遮光カーテンをしてやっていると。要するに、ここに寒暖差が生じているというのが現状であると。中には、寒暖差ないしは、もう閉め切っていますから気持ちが悪くなって保健室に行って休む生徒がいるというお話が出てきたわけです。これに関しては行政の方は理解されているのでしょうか。情報があつたのでしょうか。

○議長(八木 栄君) 教育長。

○教育長(黒田和夫君) それは別に、そういう空調を入れるということにつきましては、役場でもどこでも、多少の窓側の人、廊下側の人いろいろあるだろうと思いますけれども、それは中で調整しながらいくと、そういう問題であろうと思いましたが。今議員が言われている町民の目線とかという問題とはまた別な問題であろうと、私はそう思っております。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) じゃ、一つお伺いします。

エアコンをどこにつけるかということに関しては、最終的には町なんだろうけれども、どういう過程でそれが決まったのでしょうか。

○議長(八木 栄君) 教育長、黒田和夫君。

○教育長(黒田和夫君) 学校に空調設備を入れるということは、子供たちの学習環境を整えるという意味でして、だから、そういうことはすべての学習環境を整えるという考え方の中で決まったことでありまして、どこでだれが言ったとかという問題ではないので、我々はもちろん、子供たちが暑いときには快適な状況の中で勉強して学習効果を上げると、そういうねらいのもとにいろんな事業を展開していると、そういうふうに御理解いただきたいというふうに思います。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) 総論ではそうなんです。でも、実際に設置すると、グラウンド側に設置するといったときに、どういうことが起こるのかということや予想した上であれを設置したのか。とにかく環境をよくするために設置すると。でも、結果的には、それによって保健室に行く人がいるという事実があるわけですね。それを設置するのに、先生の意見とか、生徒さんの意見とか、どこにつければいいとか、そういう議論があつた上でなされているのか、とにかくどこかにつければいいんだろうということや決まったのかということや聞いています。

○議長(八木 栄君) 教育長、黒田和夫君。

○教育長(黒田和夫君) もちろんそういうふうに、その日の体調によりますし、子供の体質にもよりますので、そういうことが起こり得るということは、この問題に限らず、十分承知しておりますし、そういうことを考えながら進めているわけです。

○議長(八木 栄君) 4番、平野 積君。

○4番(平野 積君) そうすると、今現在そういう現象が起こっているということに対して、これはこのまま放置するということなんですか。

○議長(八木 栄君) 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） ちょっと乱暴な言い方だと思うんですけども、放置するなんていうことは。それが必ずしも空調がすべての原因とは限らないわけなんでね。保健室へ行くのは、その子のその日の体調にもよるでしょう。そうしたら、保健室へ行けば養護の先生がその子に適切な指導をするわけで、だから放置するとか、そういう問題じゃないと私は思います。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は、生徒さん、先生から聞いた話によりますと、それは体調にもよるでしょう。しかし、その数がエアコンをつけて増えてきているというのが事実であるということに関してです。要するに、環境をよくしようということで、皆さんが快適に授業をしようと、総論では合っていると思うんです。でも、実際にそういう中において、そのために授業を受けられない生徒が出てきたということに関して、どういうふうにお考えですかということ。

○議長（八木 栄君） 教育長、黒田和夫君。

○教育長（黒田和夫君） 議員の言われるそういう生徒が出てきたという数がどのくらいいるか、何人いるかということは具体的に聞いておりません。ただ、その数が異常に多ければ、当然、学校からはそういう報告があるはずですからね。それが無いわけです、今の状況では。だから、何かそういうことをとらえて、すべて子供たちの学習環境を整えるという趣旨に反するというお考えは、少しどうかというふうには思っております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） その数がどうかということに関しては、私も校長先生に聞きました。そうすると、わかりませんと言うんです。というのは、保健室に行ったということは校長先生には報告がないらしいんですよ。そのために休校する、学校から帰るといって報告があるということなんで、その時点ではどれだけかという御回答を得られませんでしたので、保健室に行けばわかるから調べておいてくださいよというお話をさせていただきました。

○議長（八木 栄君） 平野議員、ちょっと質問の内容が当初の町政に対する町長の姿勢という中の町民との協働ということで、だんだんずれてきたもんですから、少し修正をお願いします。

○4番（平野 積君） はい、わかりました。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一般質問の進め方は御存じですよ。ぜひともそれに沿ってやっていただきたい。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私としては、町民参画型で行くということであれば、そういう施策を行うときにおいて町民の声をしっかり聞いてやれば、もっと効果的なことが得られるんじゃないかという思いで、今具体的な例としてお話をしています。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） だから、特定のいわば事業展開に当たっては、そのようなことも必要であろうと思いますけれども、すべてについてそれをやる必要は、私はないと思っております。議員の皆さんも、議会改革をやられたらどうですか、三星なんかでも全部やられたらどうですか、一度。それやったら、もっともっといい議会になると思いますよ。

- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） それこそ今関係ない話じゃないですか。
- 議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。
- 町長（田村典彦君） 関係ない話ではなくて、そういうような話というものも、当然いわゆる答弁の中にも入ってきてしかるべきだと私は思っております。
- 議長（八木 栄君） 本筋にちょっと戻していただけますか。
4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） 要は、町民参画型というのが具体的にどういうふうに進めていくのかというのを、もう少し明確に説明していただけないでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。
- 企画課長（塚本昭二君） 町民参画型の町づくりということにつきましては、総合計画の中にも入っておりますので、企画課からということで答えさせていただきますが、町民参画型の町づくりにシフトしようとしているのは確かな取り組みでございまして、ただ、この町民参画型の取り組みというのは非常に難しいというふうに感じております。先ほど町長が例として出されました入札改革、それから日曜開庁、それから三星建材跡地の問題、こうしたものについても、すべて何も聞かないでいきなり出てきたテーマではないわけですね。すべてが町長が政治活動の中で町民の声を聞かれたという中から出ております。
- すべてやはり町民の声をまず集約をする過程が必要であろうと。これは、先ほど来、議員御指摘のとおりだと思っております。その集約をする中からどういう手法を用いるかということについては、行政がその責任も担っておりますので、その中で判断をすべき一つではないかというふうに思います。
- それと、先ほどの学校のエアコンの問題でございまして、これにつきましては、国が新たな交付金事業としてメニュー化したものの一つでございまして、しかも、エアコン設置というのは、静岡県においてはそれほど優先度が低いものでございました。その中で、県と再三にわたりまして調整を進めて、それでエアコン設置を補助対象にしようというところまでこぎつけたわけです。その補助対象ですので、補助に乗るだけの工法でなければいけないですし、いろんな制約があるんですね。そういう制約を、確かに町民の皆様方の声を聞きながら進めていくというのは、これは本当に望ましい形だと思いますけれども、あの場合においては、それをやっている暇があったかどうかというのは、その状況にまた立ち返ってみないとわからないわけですが、その中で、町民参画が実現できるかというのは別問題だと思っております。
- 町民参画型の過程というのは、先ほども申し上げましたとおり、とにかく意見集約の段階がまず一つであろうと。これについては、今、そのモニタリングをするシステムをつくらうということで検討している段階ですが、少しおくれぎみにはなっておりますが、そうしたシステムをつくるということと、実際にそうした集約を図って計画づくりを行って、それから事業展開をしていくと。その事業展開まで含めた中で、町民の皆様にご活躍をいただくというところがなければ、町民参画とは言いにくいというふうに思っておりますので、実際にこのシステムを動かしていくということになると、動かすまでにはかなり時間がかかるというふうに思っています。
- この動かすまでに行政を動かさなくてもいいかどうかと、住民サービスが滞ってもいいか

という問題もありますので、そうしたところのさじかげんを考慮しながら、徐々にそこに近づくように事業展開を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 説明していただいて、町民の声をまず聞いていろんな施策を打っていくというのは町民目線に立った行政主導型タイプであるということによろしいんですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） まず一番大事なことは、町民目線に立った行政というものが、基本的には、その事業というものが町の利益、町民の利益に絡むものであるかというのが、まず一番大きな問題になります。それになかったことが、当然のことながら、わかった段階において、判断が下された段階において、町民の皆様の御意見というものを集約するわけですが、それはどのようなやり方でやるのかというのは、そのときそのときによって変わってまいります。その集約をした上で、今度はそれを事業化し、その中にまた町民の皆様の参画を仰いでいくということになります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 確認ですけれども、今現在やられているのは、要するに町民目線に立った行政主導型であると。これからは町民参画ということになっていこうとすれば、今企画課長がおっしゃったように、まず聞いて、事業を起こすときに、そこに町民の人が意見なり、参画するというのが町民参画型であるということでおっしゃっていたと思いますが、そこはそれでよろしいですね。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 町民参画型というのは、今当局がイメージしているのは、実践まで含めた形で町民参画型であるというふうに思っております。今、住民目線がどうかということになりますと、先ほども申し上げたとおり、町長が例として出しましたものも町長の政治活動の中から出てきたものでありますし、すべてが町民目線なんです。今行っているのも町民目線でございます。今、全然人の意見を聞かないで、何か行政主導でどんどんやっているようなとられ方をちょっとされているのかなと思ったんですが、そうじゃなくて、アンケートもありますし、どこでも訪問しますDAYとか、いろんなものを使いまして意見集約を図る努力はしているわけです。それにさらに意見集約を図るためのものを加えていこうかなと、こういうところを今模索しようとしております。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 私は言葉の確認をしているだけで、聞いていないとは一言も言っておりませんからね。要するに、参画型というのはどういうものなのか。今、企画課長のおっしゃったように、まず町民の声を聞いて、町民がその実行段階においてもいろいろアイデアを出し、一緒にやっていく、進めていくというのが町民参画型であるという認識であるということによろしいということで、私なりに行政主導と町民参画でメリット、デメリットというのは考えているわけではありますが、町民参画型というのに関しても、それを実行していこうとすれば、まず時間がかかるというか、そこを熟成するのに時間がかかる、そういう意識を変えていくのに時間がかかると思っています。行政に関しても、実際にここでつくろうとすれば、行政主導であれば、ここでできる話が、もっと前から計画を立てていかなさ

やいかん。そうすると行政のほうも、それをやろうという意識であれば、先、先に計画を立てて、町民の皆さんと一緒にやっていく期間というのを想定した上で進めていかない限り、これは達成できないと思うんですよ。行政のほうもそういうことをしっかり考えた上で町民参画型というのを実施していただきたい。

今の流れでいくと、もう短期間、時間がないからそこが町民参画型にならないというのも現実だと思うんですね。だから、そこをもっと早目にやっていただくということ、及び町民の皆さんの意見が通るように早目、早目の計画を立てる。そして、その町民の皆さんへの意識の改革というのが必要だと思うんで、そこを進めていただきたいと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問ですけれども、住民参画型の事業展開の手法としてもいろいろあるわけですね。今の計画に沿って住民の皆様方がさらに計画を練り上げて実践をしていくと、こういうオーソドックスな方法もございます。ただ、そればかりではなくて、住民がすべて一定の方向に向かって自分たちで企画段階から実践まで担っていくと、こういうような手法もあるわけですね。今までのオーソドックスなものというのは、どちらかというところ、どうしても行政主導の域を出ないわけですね。当然、議会もございますので、すべてが総合計画の中で動いているという、それをどうやって変えていくかというところも含めて、どういう手法を用いるかということを考えなければいけないと。町民参画型のシステムを完成させればさせるほど、どこでかじ取りをしていくかというところが大事になってくるわけですね。

今は、行政主導型であれば議会が決めていただくと。それで行政が実施すると、こういう流れなわけです。このシステムじゃなくて別のシステムをつくらなければいけないということも、手法によっては出てくるわけです。その辺まで今大きく考えて、どういう手法をもって吉田町になじむシステムができ上がるかというところを、行政サイドでは今考えているところなんです。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） そうすると、町民参画型というのにもいろんなタイプがあると。今ここで私が議論してきた町民参画型というのは、今おっしゃったオーソドックスな町民参画型であるというふうに認識しています。そうすると、今おっしゃったように、町民にかなりの部分任せて動かしておられるということも町としては考えていらっしゃるというふうなことによろしいですね。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 例えば自治会等が自分たちの地域の課題というものを自分たちで解決していくというようなことも、当然考えられるわけで、むしろそういうことをしていただいたほうが、行政とすれば非常にありがたいわけでございますけれども、そういうようなことがあれば、あとは、そのやり方であるとか、そういうようなものについてはなかなか難しい、方法等の問題がありますから。それはうちのほうで側面的に援助しながらやっていくと。そういう形で、うちのほうは黒子になって、基本的には地域から生まれた要望と、また地域から生まれた課題の解決に地域そのものが動いていくというふうなことが望ましいわけで、本来、そういうものが増えてくることを祈っておりますけれども。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） もう時間もありませんので、要するに、今町長がおっしゃっていただいたこと、これ物すごく重要なことだと私自身思っています、やっぱり自治会の皆さんというのが中心になって、その地域に根差した事業を展開していくということを、より進めていただきたいなという思いでいます。今後もどんどんそこを推進していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう時間ありませんので、要するに、今おっしゃったような、町民が主体になる町民参画型においては、ある程度行政が主導しつつ町民が主体でやっていくというような展開というのが、吉田町そのものをよくしていく手法だというふうに思っております。それをぜひ推進していただいて、よりよい吉田町をつくっていただけるように、町民の声をしっかり聞いていただき、町民の声を生かしていくという体制で事業展開していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は13時とします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

〔3番 山内 均君登壇〕

○3番（山内 均君） 3番、山内 均でございます。

今回質問に先立ちまして、前回の9月の議会の一般質問の中で木造住宅の耐震改修補強事業費補助の町の補助金の増額を検討するという回答を聞きました。それに対して、早速検討を開始していただいていることに対して感謝いたします。数字は、まだ期待をしていますので言えませんが、できるだけよい結果をいただきまして、安全・安心の町づくりの前身になればよいと思っております。

他方、連合審査の中で都市計画税のことにに関して質問いたしました。それに対して、早速、「広報よしだ」の10月号に掲載していただいたことには、ありがたく思いますが、ちょっと満足できるものではありませんでした。今回、質問に当たりましては、近い将来起こり得る東海地震に対して何をすべきかを念頭に置いて質問させていただきます。

まず、都市計画税の明確化についてお聞きします。

地方税法第4章第6節第702条に、「市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町

村の区域で都市計画法の規定により都市計画区域と指定された区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として当該土地又は家屋の所有者に土地計画税を課すことができる」と記されております。使途が特定されている目的税であることが規定されています。

国でも、都市計画税は都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があるので、特別会計を設置しないで一般会計に繰り入れる場合においては、都市計画税をこれらの事業に要する費用に充てるのであることが明らかになるような予算書、決算書の事項別あるいは説明資料等において明示することにより、議会に対しその使途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であると地方団体に通知したとあります。

また、平成18年度においても、都市計画税を課税している678団体のうち113団体が議会に対して充当状況の明示を行っており、そのうち財源内訳の特定財源欄に明記しているのが30団体、備考等の欄に充当額を明記しているのが7団体、充当調書を作成しているのが52団体、事務事業報告書への明記、その他の方法によるものが24団体となっている。

また、土地家屋の所有者を都市計画事業等の受益者とみなして事業費を負担していただくという都市計画税の性質について、国民にどの程度理解されているか、また、市町村において住民への周知のためにどんな措置がとられているか具体的な措置及び市町村の数を尋ねているときに、国では、各市町村は都市計画税についての理解を得るため住民の周知をさらに図っていく必要があると考えている。各市町村の状況は、平成18年度において都市計画税を課税している678団体のうち約6割の404団体が住民に対して都市計画税の周知を行っているところであり、具体的措置としては、広報紙によるものが134団体、パンフレットによるものが139団体、説明会開催によるものが18団体、インターネット、その他によるものが94団体と答えています。

ここに、都市計画事業とは、都市計画法の規定による国交省または都道府県知事の認可、承認を受けて行われる都市計画設備に関する事業で、道路、公園、下水道、その他いろいろあります。その中でその価格とは、当該土地または家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を言う。都市計画税は一定の区域内の土地または家屋について、土地の利用向上、土地価格の上昇等が伴い、土地の価格が上がるという受益の関係があり、その事業に要する費用を負担させるという受益と負担の関係があります。都市計画税は目的税であり、都市計画事業または区画整理事業に要する費用に充てるものであることを明らかにする必要があると考えます。

平成18年、都市計画税を課税している団体678のうち113団体が議会に対して、また、約6割の404団体が住民に対して都市計画税の概要の周知を行っているとあります。吉田町の平成22年度の会計報告書においては、歳入第1款町税、2項1目固定資産税の欄に都市計画税の歳入の記載はありますが、歳出には記載がありません。「広報よしだ」に掲載された表では内容が理解できません。都市計画税が同事業にどのくらい充てられているかを住民に周知する必要があると思いますが、町の考え方と方向性をお聞きします。

要するに、都市計画税というのは、道路とか公園とか、周りの都市整備をすることによってその土地、家屋を持っている人の資産価値が上がる、それを標準として課税をしているということですから、やっぱり期待をしている、全体も含めて、自分の周りは特に期待をしている、そういう税ではないかと思っております。そのためには、やっぱり何らかの形であら

わしていただきたいと。そのあらし方の方法としては、パンフレットを作成するか、広報紙に掲載するのがよいと考えます。

この問題に関しては、僕がずっと感じていたことであり、税の公平とか公正とか、いろんな観点からも住民の方々が理解して、納得できる方法が必要と考えます。私は北区に住んでいます、全体を見たときに、公園等の施設のバランスが欠けていると思います。時々見かける風景がありますが、歩道のない車道を小さな子供を連れ乳母車を引く若い主婦、道路で自転車の練習をしている子供、水のない田ぼで遊んでいる子供たち、公園で遊んでいる親子や小さな子供たちを見たとき、安全に安心して使用できる公園は確かに必要であると思います。そういうものを含めまして、一つ一つの税がどこに、どのぐらい使われたか、それはできるだけ皆さんにわかりやすく、納得できるようにしていただきたいと思っております。

二つ目の質問は、現在の未完成の道路についてです。

一つの地図を提出させていただきました。目安としてわかりやすくなると思いますので、ちょっと見ていただきたいと思っております。

吉田町には途中で中断されている一部未完の道路が幾つかあります。それについてお伺いします。

一つ目の①は東名川尻幹線と吉田大東線の交差点の部分、2番目が国道150号線と大幡川幹線の交差点、3番目が住吉幹線と榛南幹線の交差点の北側の未完の部分、4番目が大幡川幹線と中央幹線の交差点の北の部分、その他幾つかあります。

1の東名川尻線と吉田大東線の交差点では、自彊小学校に通う子供たちの重要な通学路であり、地域の安全・安心を支える道路であります。現在でも自治会の人たちや町内会長さん、地元の人たちも心配をして、この道路に関しては早期の完成を期待している交差点です。

②の大幡川幹線の国道150号線への接続道路は、大型貨物や通勤の乗用車が非常に多く、自転車や歩行者が安心して通りにくい危険な道路です。

3番目の住吉幹線と榛南幹線交差点北と4番目の大幡川幹線と中央幹線交差点北側の道路は、将来起こるであろう東海地震の地震時に発生する危険がある津波対策に必要な道路であり、同時に、北へ向かう避難経路としての非常に重要な意味を持っている道路であります。

12月に発表されました吉田町津波ハザードマップの中で、辻先生からも避難タワーの話が出ましたが、住吉幹線は避難タワー等との一体の計画を考えることが必要な道路であると考えます。④番目の大幡川幹線と中央幹線交差点の付近は、津波による被害はないかもしれませんが、安全・安心を支える役割は大きなものであると思います。町長の行政報告において、10月に発注が済み、工事に着手し、順調に進んでいるとのことで、一安心をしているところであります。

いずれにしても、どの道も吉田町にとって大事な意味を持つ道路であり、防災、避難確保の観点からも安全・安心の観点からも優先順位をつけ、早期に完成させていただかなければならないと感じております。

そこで質問をさせていただきます。

それぞれの理由はあることはわかっています。問題点をどのように把握しているか、これは難しい問題ですので、無理のない範囲でお答えいただきたいと思っております。

また、それをどのように解決しようとしているか。

3番目が、どのように行動しようとしているか。

4番目が、協力してくれた人々に感謝の気持ちをあらわすためにも感謝の形も必要だと思っておりますが、それについてはどうでしょうか。

特にこの4番目の問題に関して感じることでありますが、すべての面で協力者が必要であり、心や物の協力がないと前進はできません。道路とか水路とか公園等は土地の提供とか協力がなくなかなかできないものであります。特に土地に関しては、先祖から預かっているものであったり、個人の所有のものであったり、たとえわずかでも協力がないと完成しないものであります。もし何代か先に協力をした形が残っていて、それを見て自慢と誇りがわいたときに、大事にする気持ちがわいてくるのではないだろうかと思って、以上の質問をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 都市計画税についての1点目の、吉田町も都市計画税の住民の理解を得るために周知を図る必要があると思うが、どのように考えるか。そして、2点目のどのような方法がよいと考えるかについて、あわせてお答えします。

都市計画税とは、議員からも御説明いただいたとおり、地方税法第702条に基づき町が行う都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、一部の例外を除き、都市計画区域内に所在する土地及び家屋に対し課税されるものでございまして、用途の目的が特定された市町村の目的税の一つでございます。

このため、都市計画税は特定の事業費の財源として限定的に措置される特定財源と混同される場合もございしますが、財政運営上は、町税などと同じように一般財源として取り扱うものであります。

当町は、町内全域の20.84平方キロメートルが都市計画法に基づく榛南・南遠広域都市計画区域内にありますので、原則として、町内に土地家屋を所有している皆様には都市計画税を納めていただいております。この都市計画税は、多くの市町村において都市基盤整備を行う上で欠くことができない貴重な財源となっているものであり、当町でも同様でございます。

当町における都市計画税の収入済額は、平成22年度吉田町一般会計歳入歳出決算で申し上げますと2億6,622万7,000円でございます。この歳入は、街路整備事業、土地区画整理事業、下水道整備事業、そして都市計画事業及び下水道事業に係る地方債償還金の歳出合計8億7,845万1,000円の財源として充当させていただきましたが、その充当割合は、都市計画事業として把握している事業費の約3割でございます。

現状の都市計画事業の事業箇所は、住吉地区、川尻地区、片岡地区が大半でございますので、現在という短期的視野で見た場合には都市計画税の充当先に地域格差があることは否めません。しかしながら、都市計画事業全体計画では、大幡川幹線、東名川尻幹線、吉田港幹線などは町内を縦断し、榛南幹線、中央幹線、富士見幹線などは町内を横断する主要な幹線道路として整備を進めているものであり、全体として町内全域にわたるものでございます。

また、公共下水道事業につきましても、現状では国道150号から南側の区域の整備にとどまっておりますが、順次、国道150号を北へ越えて整備を進めていくものであります。このため、都市計画税の充当先につきましては、現時点だけを見ての判断だけではなく、遠い将来を見越して、その必要性を考えなければならないものであります。

また、都市計画税を収入できない場合は、都市計画事業に当たらない事業などに振り向けている一般財源を投資計画事業に充当することになり、全体の事業縮小を図らなければならなくなります。都市計画税は、こうした側面を有する貴重な財源でございますので、税の特徴や現況などについて町民の皆様にお知らせし、納税の理解を得なければならないことは、御指摘のとおりであると考えております。

このため、議員から、平成23年第3回吉田町議会定例会において、今までの報告書類では目的税である都市計画税の用途について説明していない、町民に説明すべきであるとの内容の御指摘をいただきましたことにつきまして、大変もったいな御意見でありましたので、早急に御意見の趣旨に沿う対応を行わなければならないと反省し、「広報よしだ」10月号に都市計画税の用途状況の項目を設け、平成22年度決算状況から町民の皆様には都市計画税の充当事業を掲載したところでございます。

その説明の方法につきまして、先ほど議員は、国会答弁を聞いて、議会に対して充当状況の明示を行っている130団体のうち30団体が都市計画税を特定財源欄に明記しているとの内容の御発言がありましたが、冒頭でも申し上げたとおり、都市計画税につきましては地方税の一つでございますので、一般財源に位置づけられておりますので、その趣旨に沿って処理するのが適当であると理解をしております。

地方公共団体の予算書、決算書は、地方自治法施行規則によりそれぞれ様式が定められているものでございます。そして、その様式上では、事業の財源内訳として目的税を記載するよう求められてはおりませんので、規定の財務処理では、目的税である都市計画税の充当先を特定財源であるかのごとく記述することは予定されていないことであると解釈をしております。

そうは申し上げましても、納税者に丁寧な説明をしなければならないことは、議員の御質問の趣旨のとおりでございますので、今回の広報に掲載した記事の内容に終始することなく、さまざまな検討を加えて、納税者にわかりやすい情報提供の方策を考案してまいりたいと考えております。

続きまして、未完成道路の問題点と対応についてお答えします。

まず1点目の、それぞれ理由があることはわかっているが、問題点をどのように把握しているかについてでございますが、町内の道路は都市計画法に基づく都市計画道路と道路法による道路と、その他の道路に区分されますが、整備手法につきましては、行政機関内における国や県への手続を除けば、ほぼ同様の事業の進め方となっております。

一般的な事業の進め方としましては、まず初めに、地権者や地元関係者の皆様を対象にした地元説明会を開催し、どのような道路になるかを説明させていただくとともに、皆様の御要望をお伺いした後、境界確認を初め、道路設計や世論調査等を進めていきます。そして、用地調査等の成果をもとに、関係者の皆様に対しまして用地買収や物件補償を個別に行い、その後、御同意をいただいた後に工事に着手し、完成検査を経て供用開始を行うという流れで進めております。

道路整備の事業を進める上で最も時間を費やし、また最も重要な課題となりますところは、地権者の皆様方の貴重な財産を買い取らせていただく用地買収の段階でございます。担当者も細心の注意を払って対応させていただいているところでございます。

御質問の各道路の進捗状況でございますが、東名川尻幹線・主要地方道吉田大東線の交差

点につきましては、静岡県土木事務所が事業主体となり用地交渉及び歩道設置工事を実施している状況でございます。今年度は、主要地方道吉田大東線の自彊小学校正門付近から神戸辻までの歩道設置工事を行っており、御質問のありました東名川尻幹線・主要地方道吉田大東線の交差点付近につきましては、現在、地権者と用地交渉中であると島田土木事務所から伺っております。

また、2の国道150号・大幡川幹線交差点につきましては、これまで自治会や一部の議員の御協力をいただきながら、長年にわたり地権者の方から理解を得ようと粘り強く交渉したわけでございますが、本年に入りましてようやく地権者から御理解を得られる状況になってまいりました。

次に、3の住吉幹線・榛南幹線交差点北側の部分でございますが、こちらにつきましては今年度中に地権者の御理解を得ることができましたので、今年度、県の補助を受けまして、現在、測量調査、設計業務を行っているところでございます。来年度以降につきましては、用地買収や物件補償、さらには道路改良工事を順次実施していき、接続します榛南幹線の供用開始とあわせて、平成25年度末を目標に供用を開始したいと考えております。

次に、4の大幡川幹線・中央幹線の交差点部から北側の部分でございますが、こちらにつきましても地権者や関係者の方々の御理解を得まして、現在、事業を推進しているところでございまして、今年度につきましては、昨年度に引き続き用地買収や道路改良工事を実施しているところでございます。現在、当事業は順調に整備が進んでおり、平成25年度末には完成する予定でございます。

次に、2点目のどのように解決しようとしているのかと、3点目のどのように行動しようとしているのかについてであります。あわせてお答えいたします。

どの路線も同様ですが、担当者は戸別に関係者の自宅を訪れ、理解を得られるよう努力するわけでございますが、個人的な事情から、この場では述べるできない課題または条件を提示されることもあり、これらそれぞれの問題は一様に解決できるような単純なものではないことから、皆様個々の状況に沿った対応を図り、関係者に納得いただけるよう、何度も何度も足を運び、粘り強く交渉を進めることが最良の方法と考えます。

今後は、関係者の皆様からより一層の御理解を得られる用地交渉が実現できますよう努力してまいります。

次に、4点目の協力者に感謝の形をあらわすためにも、それを形にすることが必要であると考え、それについてどのように考えるかについてお答えします。

道路事業において御協力いただきました方々に対しまして、町として感謝を形にあらわすということは、道路新設や改良等の整備を一日でも早く完成させて、町民の皆様が安心して御利用いただくことが最大の感謝の形であるのではないかと考えております。そのためには、現在整備中や、計画されている道路につきましては、町の実施計画等に基づき、常に事業効果のチェックを行いながら、町民の皆様への利益の還元、すなわち早期での供用開始が行えるよう、より一層の努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 御説明ありがとうございました。

一つ、今町長の言われた短期という言葉が出てきました。実は、僕も平成元年、昭和63年に引っ越してきました、しばらく開発審議会委員のほうをやらせていただきました。その中でも具体的なことがあったわけですが、僕が引っ越してきてから20年たって、はっきり言って公園というのはできなかったですね。途中でいろんな計画が上がったときに、それがだめになったという経緯もわかっています。ただ、そのときに、町長の言う短期と長期、僕にとって25年というのはえらい長い長期的なものであって、やっぱり短期とは考えていないですね。

それともう一つは、長期を考えることは当然必要なことだと思いますけれども、今回の災害があったときに、今一番先にやらなければならないもの、優先順位として一番先にやらなきゃならないものが、町長の主張している安全・安心の町づくりだとしたら、今、道路に関してはいろいろすばらしい答弁いただきました。それをどのように順序づけていくか。それは、僕にとってはいつも仕事で考えることですので、その部分に関しては、町長の言う短期と長期、それと、今こういう災害が起きたときのその短期と長期、その概念なるものをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 一概に短期、長期とかということを具体的なそれぞれの事業に対してあらかじめ設定しているわけではございません。単純な話、今、議員の御発言にありました安全・安心でございますけれども、これが町民の皆さんが、現在安全というものがこの町に不足しているというのは、3月11日の東日本大震災までは、県が示している第3次被害想定においては、基本的にこの町は東海地震が起きた場合でも、最大の津波高2.4から4メートルで、現在の海岸に構築してある防御でもって対応できるということで、安全というものが確保されていたと、こんなふうに思っています。これは当然のことながら、震度に対してそれぞれの家屋というものが倒壊することはあり得るわけですが、それは個々の問題でもございまして、全体としては、いわばこの町が壊滅的な状況になるということはおよそ夢想だにできなかったわけでございます。しかしながら、3月11日の東日本大震災でもって、いわば想定外ということが起きましたので、この町も想定外の津波にやられる可能性があるというわけで、そこから安全というものが改めて問われる事態となったわけです。

したがって、もう一度この町の安全というものを最深部、最も深いところからいわば見詰め直して構築していくというのが、町民に対しまして安全を提供し、最終的には安心していただくというふうな形になろうかと思っています。

そして、今、議員が短期とか長期とかと言いますけれども、これは、一つには、その事業というものを考えた場合に、それに要する財源の問題もございまして、また、その事業量の多寡の問題もございまして、一概にこの事業が短期、この事業が長期というふうなことで区分けしているわけではございませんことを、まずもって原則的に御理解賜りたいと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 僕も、短期とか長期とか、それを通して規定を持っているわけではありません。ただ、実際に3月11日前の価値観であるとか、長期間であるとか、そういう考え方というのは、価値観が間違いなく180度転換しました。その中で、都司先生もおっしゃっていましたが、30年という数字が出ました。そうすると、今本当に一番安全であるか、安心であるか、安全・安心を考えたときに、ピークの部分は少なくとも30年、都司先生の言われ

るところでは持っていかなきゃならんだろうと。そのためには、もちろん町長の言われた財源、そういうものは絶対に必要になります。その中で、僕の中では3.11を踏まえた長期とか短期であるとかというものを、僕のイメージをちょっと出したかったわけです。

ですから、ぜひその点も、そこに向かってやっていただければと思います。

○議長（八木 栄君） 山内議員、今のは未完成道路の問題点についての、道路ができるできないの短期、長期のことですか。

○3番（山内 均君） そうです。都市計画としての短期、長期の話です。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 事業を進める上において、先ほど申し上げましたように、例えば道路でいうならば、関係する地権者、関係する団体であるとか、そういうところがありますけれども、そういうところの御理解がより早く、投入できる財源がよりたくさんあれば、そんなものすべて短期で終わってしまいます。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） わかりました。その短期とか長期とかは、その部分を含めましてその辺の答えしか出てこないということはわかっていますので、僕のイメージの中での長期というのは、都司先生の言われたそれを一つの目安にさせていただきたい、それが一つの思いであります。

それから、今、目的税の話、都市計画税の話をしました。都市計画税の中では、今町長の言われた昭和25年くらいの法律だと思います。ところがその法律というものは、僕の中では時代に合わせて少なくとも、先日町長の言われた、10年じゃなくて今は3年が一昔という話をしましたね。そのときに、もう10年、20年というのは、どこかの町長のいた国のように、実情に合わせて変えていく、法律を変えることが本当はできればいいんですけども、そうじゃなくて、できる条例をどのように変えていって、できるだけ現在の近くに合わせるのか、現在との整合性をどうして持たせるかというのが、やっぱりこれから新しくこの町に来る人たちであるとか、若い人たち、子供たちが大きくなって、そのときにどういうふうな形の町ができるかと、そういうものをイメージしながらやっていけばと思っています。

それと、都市計画税は特に、例えば先ほど言われました目的が、都市計画事業であるとか、区画整理事業の中でどうしてもそれをやるから、工事をすることによって、都市整備をすることによって土地とか家屋の建物が値段が上がってきて、評価が上がってきて、その評価に対してかけるわけですから、やっぱり税を払う町民の人たち、例えばそういう立場から見れば、実際にどういうふうにとどのくらい使われているかな、それは僕の中にずっと眠っていた、北区の公園の一つをとってみても、非常になさ過ぎる、少な過ぎると思います。一つ今はつくっていただいております。なかなか中央から、北区の中央の部分であるとか、そういうところに余り見えないのが、僕の中では非常に心配をするというか、残念なことなんです。

あとは、北区の中で——北区の中の質問をしますので、どうしても住んでいるところが中心になって非常に申しわけないですけども、僕が一つ思うのは、やっぱり公園とかそういうものを都市計画税を含め、今言った街路であるとか、そういう都市計画全体を含めたときに、防災のための道路は、今町長の言われた、すごい目の前に現実に出てきました。僕には一つの理由があって、いろいろ聞いてわかっているがと書いたのは、そういうことは大体、時々耳に入ります。できるだけ情報を集めています。その中で、幾つか道路がある中で、い

つごろできるという一つの安心感ですよ。やっぱり安全・安心というのは、それが将来に向かってどのぐらいにできるという、例えば町長さんのそういうのを聞いたときに、初めてその中で安心をできる、精神的な安心ですよ。物理的な安心と精神的な安心が僕の中ではあると思っていますので、それは非常に今言われた中で……

○議長（八木 栄君） 山内議員、都市計画税についての質問なもので、事業のほうのことをちょっと言うというような形です。それと、意見を述べるのもいいですけども、再質問ですので、質問をとにかくわかりやすくお願いしたいんですけども。

○3番（山内 均君） わかりました。

では、これから質問させてもらいます。

町長のこれからの北区の、今いろいろな話を踏まえた中での方向性とか将来性って見えませうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 山内議員の質問は、都市計画税についてということと、あと未完成道路の問題点なもので、それについての再質問ならいいですけども、今ちょっと関係ない質問になっちゃって、関連というんですかね、事業的なことになっているもので、自分が最初質問したことについての細かいことを聞いてくれればありがたいです。

○3番（山内 均君） 都市計画税についての今のやつは、道路もそうですけれども、僕の中では質問と関係をしています。それは都市計画税が受益の負担がそういう性格のものであったときに、やっぱりその辺をどういうふうな形で考えていくかということは、僕の中では同じだったんです。だから、つながっていると思いますけれども、ちょっと質問の向きを変えます。

都市計画税に関しては、そういう形で、実際いろいろ聞いてみますと、町民の方って割合、その意味を認識していないもんですから、あえてここで都市計画税ということをして、僕のほうはこれからずっとやっていくことだと思いますけれども、あとは、道路の形をちょっと聞かせてもらいます。

先ほど町長の言われた、どのような形で解決しようとするとか、その部分ですけども、先ほど前の質問のときに町長が答えられた自治会の人たちとか、町内会長の人たちとか、そういう人たちがみんなで自治会の問題としてやってくれる、そういう形を通っていけば一番いいと思っていますので、僕の中ではその辺が、きょうはある程度納得できるあれだったんですけども。

あとは、先ほど言いました、協力をしてくれた人たちに何かの形をあらわすことができませんかというので、これは僕の中で重要な問題でありますけれども、何か方法とか、そういうのは考えられるものはありませんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市建設課長。

○都市建設課長（大石悦正君） 感謝を形であらわすという話なんです、うちのほうでは説明会を行って、時期等は御説明しています。そういった中で、地権者から話を聞いている中では、そういった感謝の気持ちをあらわしてほしいというような御意見とか、そういうものは承ったことはございません。ただ、前、山内議員のほうから話がありましたのは、完成してから後世に残すというような話がありました。そういった中で、町としましては、先ほど町長から話がありましたが、一刻も早く完成させる、それが一番と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） できるだけそういう形で何かの、今までなかったかもしれないけれども、そういう方法が将来に向かって交渉がうまくいくようなこと、そういうものを望むわけですけれども、それが考えられるものがありましたら、またよろしくをお願いします。

今回、僕がこの道路を上げた理由が一つありまして、それは、先ほど言いましたいろんな未完の道路があったときに、この道路がみんなできることはわかっている、でも、なかなか進まない。いつできるだねという話が心配な中で起きています。それを、僕らは議会の中にいますのである程度わかりますけれども、なかなか外へ出す機会、広報であるとか、そういうものがなかなかないもんですから、それをあえてここでやることによって、どのようにか外に出す方法はないかなと思って考えたわけでございますけれども、まだこれからいろいろ、この都市計画税とかそういうのに関しては、また勉強しながらやっていきますので、よろしくをお願いします。

中途半端になりましたけれども、終わります。

○議長（八木 栄君） 3番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◇ 佐藤正司君

○議長（八木 栄君） 続きまして、7番、佐藤正司君。

〔7番 佐藤正司君登壇〕

○7番（佐藤正司君） 佐藤正司です。

私は、さきに通告してある大井川流域 s m i l e ネットについて質問します。

町は、新しい公共の場づくりのためのモデル事業の採択を受けて、コミュニティ放送FM島田を活用した防災災害ネットワーク大井川流域 s m i l e ネットの整備を23年度、24年度の2カ年にかけて進めています。12月からは防災行政ラジオを予算5,968万円で9,800台購入し、希望者に無償配布を始めました。来年3月をめどに、役場庁舎屋上に予算1,300万円でFM島田の中継局を設置して、町内全域でFMラジオが受信できるようになります。そのほかに、ソフト事業として500万円の予算が計上されています。事業目的は、ラジオを媒体とし、放送事業者、NPO法人、産業観光事業者及び行政のネットワーク化を図り、FM島田受信エリア全域における総合交流の活性化及び富士山、静岡空港の利活用を図る事業を展開するとあります。

事業を進めるに当たり、以下質問いたします。

1、新しい公共の場づくりのためのモデル事業を取り入れる計経過について。

2として、FM島田活用団体等の育成とあるが、どのようにするのか。

3として、受信圏域における交流促進とあるが、どのようなことを考えているか。

4として、今年度中にFM島田が町内全域で放送され、各戸に防災行政ラジオが配布されるが、電波障害は予想されないか、また、あった場合の対応についてはどうされるのか。

5として、事業計画にアンケート調査はありますが、広く町民の意見を取り入れるために町民からのアイデアを募集してはどうかということです。

以上、質問いたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 大井川流域 s m i l e ネットについて、1点目の新しい公共の場づくりのためのモデル事業を取り入れる経過はについてお答えします。

平成20年10月1日に開局しましたFM島田は、島田市及びその周辺市町の一部を放送区域とする地域コミュニティ放送局として、志太榛原地域における情報を放送しております。暮らしに身近な情報取得手段として、この地域に貢献している媒体と言えます。

当町とFM島田とは平成22年1月に災害時等における放送要請に関する協定書を締結し、同年4月から「吉田まちかど情報」として平日の5日間、朝、昼、夕と1日3回、2分程度、町のイベント情報などFM島田を通して町外に向けて発信しており、緊密な連携が図られております。ただし、現状におけるFM島田の当町内の受信可能エリアは全体の3分の1程度のみで、しかも出力の弱い電波しか受信できない状況にありますので、全吉田町民に向けての情報提供という点では有益性は希薄であると言わざるを得ません。

こうした中、3月11日の東日本大震災が発生し、長い海岸線を有する当町としては、津波に対する防備の見直しと、住民に対する避難情報の確実な伝達が喫緊の課題となりました。このことから、新たな被害想定による町独自の津波ハザードマップの作成及び津波避難計画の策定、そして全世帯を対象とした同報無線個別受信機となる防災行政ラジオの配布事業などの防災対策に着手をさせていただきました。

東日本大震災はさまざまな生きた教訓を示してくれております。その中の一つが臨時災害FM局の活用でございます。被災地で大きな役割を果たしている臨時災害FM局の様子を目の当たりにしたことから、FM放送受信機能を有する防災行政ラジオのさらなる活用を目指す取り組みを開始いたしました。

この取り組みにおきましては、コミュニティ放送の活用手法と財源について検討をさせていただきました。コミュニティ放送は、一つの市町に対し1局の放送免許が与えられるのが原則となっており、地域的一体性が認められれば併設する市町まで受信エリアを広げることができるという制約の中で運営されておりましたが、平成23年6月に電波法関係審査基準の一部が改正され、さらなる例外として、コミュニティの一体性が認められる場合には隣々接の市町まで受信エリアを拡大することができるようになりました。

こうした背景もあり、当町としては、FM島田の受信エリアを吉田町全域まで拡大させる手法でコミュニティ放送局を活用しようと考えたわけでございます。

一方、財政的な面では、国や県の雇用制度の活用を念頭に置き柔軟に思考しましたところ、内閣府が所管し、新しい公共の場づくりのためのモデル事業として、県が公募する補助事業に採択される可能性があるかと判断し、大井川流域 s m i l e ネットの事業名で応募し、採択を得たところであります。

次に、2点目のFM島田活用団体等との育成とあるが、どのようにするのかについてお答えします。

新しい公共の場づくりのモデル事業とは、新しい公共の担い手としてNPO、地域の団体等、及び市町で構成された会議体が事業主体となって地域の諸課題の解決に向けて先進的な取り組みで、他の地域のモデルとなる事業に対して支援補助される事業であります。

これまで防災に関しましては自助・共助・公助の三つの視点がございますが、このうち共助と公助につきましては行政の働きかけの上に成り立っております。しかしながら、非常時には行政の働きかけには限界があり、阪神・淡路や新潟中越で起きた震災、そして今回の東日本大震災の民間の働きは目覚ましいものでありました。こうした民間の力は、そのノウハウが平常時から培われていれば、非常時に大きな威力を発揮されると考えます。非常時におきましては、行政が入手できる情報には限りがあり、きめ細かい情報を入手するためには地域住民からの情報は不可欠であり、日ごろから行政と地域とで活発に情報交流をしておくことは大事なことであると考えます。

大井川流域 s m i l e ネット事業では、FM島田の受信エリアを共有エリアにとらえ、FM島田を情報の集約・発信の拠点として、非常時、日常時とも大井川流域住民に向け情報を発信いたします。会議体に御参画いただきました地元団体の皆様には、平常時におきましては地域間交流の促進情報発信の源として、それぞれの活動やイベントの情報を提供し合う連携を図っていただき、積極的に大井川流域住民に向け発信していただきたいと考えております。

特に、大井川流域の交流促進に向けての意識の高いNPO法人しずかちゃんには、それぞれからもたらされた情報を町とともにFM島田へ提供する役割を担っていただきたいと考えております。また、非常時におきましては、NPO法人しずかちゃんを初めとする大井川流域 s m i l e ネットの構成団体には貴重な情報提供者として御協力をいただきたいと考えております。

島田市とFM島田に対しましては、非常時における防災情報発信に関する協定書、災害時における臨時災害FM委託運営に関する協定書の締結先として、今後協議を進めてまいります。特にFM島田には災害支援プラットフォームの役割を担っていただきたいと考えております。

次に、受信圏域における交流促進とあるがどのようにするのかについてお答えします。

大井川流域には、豊かな自然、さまざまないやしの場や、人々の潤いのある営み、味わい深い豊富な食材など多種多様な資源が点在しております。しかし、それらの魅力は、全体をまとめて音声によって発信されることはまれであり、大井川流域に住む人々の間でも知り尽くされているとは言えません。大井川流域の地域には人を呼び込むことができる集客施設もあり、多種多様な資源を活用しての流域内でのイベント等も開催されております。こうしたイベント情報や行政情報などを日常的、恒常的にラジオ放送から発信し続けることにより、大井川流域住民の人の動きを呼び起こすこととなり、その結果、リスナーや情報提供者の増加に結びつくものと考えております。

こうした非常時の地域間交流によって生み出された人々の交流が、非常時の被災地における避難受け入れ、物的及び人的支援、介護支援、子育て支援などなど、支援を受けたい側と、支援したい側との双方が求める情報に対して、被災者とボランティアという立場で情報を交換する環境を生み出すものと考えております。

次に、今年度中にFM島田が町内全域で放送され、各戸に防災行政ラジオが配布されるが、電波障害は予想されないか。また、あった場合の対応はについてお答えします。

FM島田は島田市内に放送局があり、現在、6カ所の中継局から電波を送信しております。すべての中継局から同一の周波数の電波が送信され、中継局相互の電波が同一レベルの出力

で到達する重複エリアでは、互いに干渉し合う干渉波による受信障害が発生しますが、既にこの干渉波を低減するためのシステムは、FM島田放送局内の親機や中継局内の送信設備には組み込まれております。

今回、7カ所目として庁舎屋上に整備する吉田中継局は、吉田町全域を効率よくカバーできる位置でもあり、安定した強い電波を発信させるため、既存中継局からの弱い電波を抑え、現状における島田の受信可能エリア内では、先ほど説明しました干渉波による受信障害は発生しない状況でございます。

また、吉田中継局の整備最終段階では、放送拡大エリア内での混信や出力不足等による電波障害がないことを調査する潜在電界調査やエリア電界強度測定を行うとしております。

このように、吉田中継局の整備は進めますが、各世帯の家屋構造の違いや、ラジオの置く場所の違いなどで屋内における電波受信の事象はさまざまと思われるので、個々の事象改善につきましては、各世帯で工夫をしていただく場合もあるものと考えております。

次に、事業計画にアンケート調査はあるが、広く町民の意見を取り入れるためのアイデアを募集してはどうかについてお答えします。

s m i l e ネットアンケート調査につきましては、s m i l e ネット情報の聴取者の現況や、その反応などを探るための事業メニューの一つとして組み込んでおります。この一環として、10月7日から10日までの4日間、SLフェスタ2011と連携しての大井川流域s m i l e ネットキャンペーンを展開いたしました。

具体的には、島田市内のローズアリーナ会場、川根本町の千頭会場それぞれに大井川流域s m i l e ネットのブースを設け、本事業のPR活動及び特産品の販売を実施し、吉田町の魅力を紹介をさせていただき、また、8日、9日の2日間は大井川鉄道のSL車両をそれぞれ2両借り上げ、吉田町民300人の参加を得て、SL体験乗車の事業を実施いたしました。

SL体験乗車をされた方々を対象にアンケート調査を行い、207人から回答をいただき、そのうち94人の方々が継続して大井川流域s m i l e ネットのモニターとして、今後のアンケート調査などに御協力をいただけるとの回答を得ることができました。今後の町内のアンケート調査につきましては、モニターの方々を中心に、s m i l e ネット会議体の方々の御協力をいただきながら、継続して調査を進めていきたいと考えております。

また、これに加え、町外における受信エリアの方々を対象にしたアンケート調査につきましても、s m i l e ネット会議体の中で協議していただきたいと考えておりますので、今予定している中でアイデアを募ってまいりたいと考えております。

東日本大震災におきましてはFM島田が大きな役割を果たしましたので、大井川流域で放送活動を展開しているFM島田には大いに期待をしているところでございます。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 幾つか再質問をします。

質問の答えについては、大体よくわかりました。

私も、この間の6月補正のラジオの全戸配布についても、予算は賛成したし、それから9月議会の補正でも、この中継局をつくるということでの補正予算も賛成しておりますので、これは総額8,000万ぐらい今年度だけでもかけていると思うんで、ぜひこれは有効に事業は

進めていただきたいという立場で質問いたします。

幾つか細かい点で確認をさせていただきます。

これは、新しい支援事業のQ&Aを見ると、新しい公共の場づくりについての国のほうが22年10月、11月ですか、閣議決定して、11月に補正予算で87億5,000万円つけたということで、それ以後、県のほうでばたばたというふうに進んできて、ことしになって吉田町は、午前中の一般質問じゃないですけども、行政主導でやったのかなと思いながら聞いていたんですけども、それで上限1,000万で、ハード、ソフト500万ずつということで、アンテナを立てるには500万じゃ足らんもんですから、800万足して1,300万ですか、そういうことでこの事業進んでいるわけですから、ぜひ有効な設備として機能させていただきたいと思えます。

それで、質問としては、さっきアンテナのことがちょっと出ましたけれども、アンテナは強力な電波だから多分そんなに障害はないだろうというような御答弁でしたけれども、今、建物が鉄骨とか、そういう場合はなかなか電波は室内だと聞きにくいよということを知っています。ただ、3月の時点でアンテナを立てて流したときにどうなのかはちょっとわかりません。でも、ぜひそういう場合にはということだったけれども、自己でやってくださいということですので、自己でやるしかないのかなと思えます。

ただ、一つ、私、電気屋さんに聞いたら、VHFのテレビアンテナが立っていれば、それは生きるよと。FM放送に使えるよということを知っていますから、ぜひそういうことも広報していただきたいと思えます。

質問としては、ラジオを配布しましたけれども、例えばもう1台、2台目が欲しいよというような場合は、一家でも2階と下と別々に住んでいたという場合もあるもんですから、そういう場合もあると思うんですけども、そういう場合のことは考えておられますか。欲しいという希望があったときに。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 普通の家には一家に2台とか3台車があったり、2台とか3台テレビがございまして、このFMの防災行政ラジオにつきましては、それまでは考えておりません。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 一家に1台限りということで、売らないというか、お金出して買いたいといっても譲らないということではないんですか。そういう人がたしかいたと思うんで。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員のほうから全額有償で買いたいという場合があれば、またそれはそれで、今後、そういうことがどんなふうになればいいのか考えていきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） その場合、定価1万円ぐらいだと思うんですけども、今回5,700円ぐらいで入っているじゃないですか。その売り値はどう考えますか。それはわからない。まとめて買ったから安かったというのはあると思うんですけども。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） s m i l e ネットの関連だということで、企画課から答弁をさせ

ていただきますが、防災ラジオにつきましては、ただいまのところ、できる限り全世帯にまずは1台行き渡るというところから、情報伝達手段を各世帯で確保できるような取り組みを前提として先に進めたいということがありますので、一家に何台も有償でそれでは用意しましょうというところは、今のところ考えておりません。

それで、ラジオにつきましては、これはタイの洪水の影響などもございまして、なかなか生産が間に合わないという国内事情がございます。その中でも、当町の場合、発注が非常に早かったこともございまして、数量的に確保できたという背景がございます。

今後、発注して、潤沢に機材が入ってくるかどうかということは、まだはっきりいたしませんので、まずは各世帯に1台ということを優先して事業展開を図ってまいりたいという考えでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） もしそういうことがあったときは、ぜひ対応していただきたいと思えます。

今回、この防災行政ラジオを配布するということが決まったというのか、予算を認めたのは6月議会だと思うんですけども、6月議会のときもたしかいろいろ質問が出たと思うんですよ、意見というのか。その中に、今回各家庭に配られたラジオに吉田町行政ラジオというシールが張ってあるんですけども、あの当時、6月議会の中ではFM島田が76.5メガヘルツだよというようなことも張るべきじゃないかというような意見が出たと思ったんですけども、そのことについては検討なされたんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 議員のおっしゃるとおりでして、御質問も御指摘もいただきましたし、当局としてもそういう方向で考えているという答弁をさせていただいたところです。ただ、その当時の町内全域への電波の発信時期というのは、できれば12月ということで考えていたわけですが、それほど簡単な工事でもなかったものですから、若干延びておりまして、放送開始時期が3月へずれ込んだということもございまして、全く電波も受信できない中で、シールだけが先行してしまうということもいかなものだろうかということで、電波を発信する段階になれば大々的にまたPR活動も行いますので、そうした中でそういうシールの対応を考えたいというふうに今検討しております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 私、北区の電波が入るお宅の人に、その人よく聞いているよという話をしていたもんですから、ちょっと聞いたんですけども、町の動きがわかったり、結構ためになることも多いよということなんですけれども、ただ、先ほど答弁の中では、吉田町の放送は1分か2分ということで、朝、昼、晩と多分同じ内容を1週間通してやっていたらと思うんですけども、今後、せっかく全町に入って、聞かれる方が多くなってくると思うもんですから、ぜひもうちょっと吉田町の行事なり、イベントなり、そういったものを広報するなり、あと、これは町としての話だけれども、やっぱり民間の事業者は多分コマーシャルとして使ったりするケースも出てくるのかなと思うんですけども、それは個人のことになると思うんですけども、せめて吉田町としては、その放送枠を広げるとか、内容を濃

くするとかというようなことは何か考えていらっしゃるでしょうか。あれば、具体的に。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの議員の御質問でございますけれども、まさに町内全域へ行き渡らせるという効果はそういうところにあると思ひまして、当然、行政情報としても発信していくものは増やしたいというふうには考えておりますし、また、これは行政主体の事業展開ではございません。御質問にありまして、新しい公共の場づくりのモデル事業ということで、事業展開として国の補助を受けて行えるのは24年度まででございます。したがって、今、smileネットとして会議体を構成してございますが、そうした会議体の方々、それとそれらを支援して下さるの方々、そういう方々のFM島田を介しての情報提供者がどんどん増えてきていただくということも目的としておりまして、行政はあくまでもその中の一つの時間帯を購入して発信をするということになってくる事業でございますので、行政の取り組みだけではなくて民間の働きかけを、行政側からも働きかけを行っていくというふうなつもりでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） ラジオですから、どの程度聞かれるかがわかりませんが、ぜひわかりやすい放送というのを考えていただきたいと思ひます。

今、23、24年度、2年間ということでしたけれども、その後の、町は維持していくと思うんですけれども、維持費については年間どのぐらいと見込んでいらっしゃるでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 放送委託を行わない中でも、保守、それから回線使用料とか電波利用料とか、そうした固定費がございますので、約110万程度ではないかという試算をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。

○7番（佐藤正司君） 大体わかりました。今回、先ほども言ったように、8,000万円ほど今年度はかかるし、そのほか、毎年110万でしたっけ、維持費もかかってくわけですから、目的は防災が第一だと思うんですけれども、あとは大井川流域の地域交流促進とかということでは、もともとこれはちゃんとした目標というのはそれぞれあったと思うんですけれども、それに今回、この事業の採択によって補助金をもらってやったということでは、ぜひこれは生かしていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時13分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会15日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第54号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第1、第54号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてにつきましては、産業建設常任委員会へ付託し、審査結果については委員長から委員会報告書が提出されております。

この議案を議題といたします。

初めに、この議案について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、枝村和秋君。

〔産業建設常任委員会委員長 枝村和秋君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（枝村和秋君） それでは、平成23年12月定例会産業建設常任委員会に付託されました1件の議案審議について御報告申し上げます。

平成23年12月8日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員7名と当局から町長を初め所管課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会しました。

日程第1、第54号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、審議に入りました。

委員。国からの公共事業補助金が追加配分されているが、その詳細は。

当局。東日本大震災の関係で補助金の一部凍結され、9月に減額補正をした経緯がありました。そういう中で、今回、凍結の一部解除がされ、補助金の内示がありました。

委員。補正により、公共事業が実行されるわけですが、新規に工事を増やすのではなくて、もともと計画してあったところを行うということでしょうか。

当局。当初予定したところを補助金の関係で一部やめていたが、そのところを計画どおり行うということです。

以上で質疑を終了し、本案に討論を求めたところ、討論はなく、討論を終結し、採決を諮ったところ、全員異議なく本案は原案のとおり認定されました。

産業建設常任委員会に付託されました1件の議案審議を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（八木 栄君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

委員長、御苦労さまでした。

これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第48号議案 吉田町老人デイサービスセンター設置条例の制定についてを議題とします。

これより、第48号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

この条例規則の中に、第4条に指定管理者が加入する損害賠償等とございますが、この損害賠償等というものはいかなるものなのか、ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 高齢者支援課でございます。

指定管理者が加入する損害賠償保険とはどんなものかという御質問かと思えます。

町の直営の場合は、総合賠償保険、補償保険というものに加入することで対応しておりますが、指定管理により施設の管理を行う場合は、こうした保険にかわるものとしまして、万が一に備えまして、一般民間の保険会社との損害賠償保険契約が必要となってきます。

ちなみに現在のこの施設の指定管理者でございます吉田町の社会福祉協議会では、現在、

介護保険事業に限定された総合保険に加入しているというふうに聞いております。

この保険は、公的介護保険の給付対象となりますサービス提供中の偶然な事故により、他人にけがをさせたり、他人のものを壊したり、また名誉を棄損したり、他人の財産を侵害したりしたことについて、法律上の損害賠償責任を負担される場合にこうむる損害に対して保険金が支払われるものだと聞いております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに。

6 番、枝村和秋君。

○6 番（枝村和秋君） 本条例は、吉田町高齢者介護ホームから名称が変更になったというような設置条例でございますが、何か名称変更だけでなく、サービスの幅が向上するような、変わるようなこともお聞きしたんですが、ちょっとその辺を具体的にお願いします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 本条例の制定でございますが、もちろん条例名が変わったということでございますが、経緯を申しますと、平成2年に県の補助事業としまして、吉田町高齢者介護ホームを建設いたしました。以後、吉田町社会福祉協議会が町からの受託事業としまして、虚弱老人の日帰り通所施設として運営されてきました。

平成12年に介護保険が施行されまして、当施設は介護法認定者でも介護度の低い要支援者のデイサービス、それから経過措置としまして町単独事業で虚弱老人の通所施設、いわゆる高齢者介護ホームとして複合の運営をされてきました。それが高齢者介護ホームの名前が残ったという理由でございます。

内容につきまして、どんなものが変わったかという質問だと思われまして。当初の説明にもありまして、全体的に文言や表現が現状と合わないということが一番大きな問題でありまして、本年度介護保険等の策定を次年度からの3年間に向けて策定しているわけですが、そちらのほうとの整合性をとるとというのが一番大きな理由でございます。また、高齢者介護ホームという名称自体が現在使われていないという理由もございまして。

また、本年度中に入浴施設の改修等を行いまして、既存の施設が個別の介護入浴に適さなかった大型浴槽であったのを個別の介護入浴が可能な施設になりました関係上、機能ともに老人デイサービスセンターということになりましたので、対象者を広げたということで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6 番、枝村和秋君。

○6 番（枝村和秋君） 今の件は了解いたしました。

もう1点ですが、受託事業から指定管理ということで、多分、社会福祉協議会がやられていると思うんですが、指定管理の年数が3年だと思いましたが、来年3月で一応切れるわけですが、これによって指定管理者の準備というかその辺も多分していらっしゃると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 議員さんおっしゃるとおり、本年度3月で指定管理の期

間が、3年間の指定管理が切れます。来年度4月からということで、現在、今受託されている社会福祉協議会を初め、公募等に向けて準備を進めている段階でございます。

以上でございます。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質問はございませんか。

3番、山内 均君。

○3番（山内 均君） 山内です。

一つお伺いします。

この規約の中で第10条にあります、第10条(4)、指定管理者が行う業務の範囲の中に(4)の第3号に掲げるもののほか、町長が定める業務、これはちょっとどのようなものを想定しているのかお聞きしたいんですが。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 一般の条例にありますように弾力的に運営をするということで、特にこれをこれを町長が定めるといったものではございません。

以上です。

○3番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

設置条例ということで、それに関連しまして、今年度末に3カ年の新たな計画を策定中であると思いますが、町内の介護事業に対しまして、これが名称の変更ではございますけれども、今後のこのようなサービスの需要と供給のバランス等を考えて、我が町はどのような状況であるのか、また今後は新設を考えているか、その点について御質問いたします。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 来年度から次の介護保険の計画に入るわけでございまして、昨日、第3回目の策定委員会を開催いたしました。その中で説明をいたしました。もちろん介護保険自体が金額とサービスのバランスということで、サービスを充実させれば当然金額も上がるということでございますが、町にとって今一番必要なサービスというものを策定委員会で意見を出していただきまして、それに向けてこの3年間はサービスを充実させるということで、具体的には入所施設の緊急性がある程度高いのではないのかなかということ、それから近隣市町で予定されている施設の吉田町における使用の想定割合等算出しまして、過不足のないサービスを提供しようと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今の説明で、入所施設を最優先で検討していくということですが、民間含めてのことだと思いますが、町独自としてこういうような形での設置という予定は考えているか、その点についてと、民間で新たに需要を賄える施設が予定されているようならお知らせしていただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 高齢者支援課長、山村丈太郎君。

○高齢者支援課長（山村丈太郎君） 先ほどのデイサービスセンターですね、こちらのほう利

用の幅が広がったということで、認知症対応、それから地域密着型等も可能になりました。そういったわけで、そちらのほうの利用は多分、充実してくると思われれます。

それから、民間のほうでございますが、もちろん公募ということで町が欲しいよということ計画しまして、それに対して民間で社会福祉法人なり、医療法人なりがそれに対してつくりたいということにならないとつukれないわけでございますが、計画としては約29床くらいの入所施設、こちらのほうは以前、榛原総合病院が計画するというので情報を得ましたが、それが立ち消えになったということで、当初は予定のほう入ってなかったんですが、そちらのほうも策定のほうに入れるということで、昨日、策定委員会のほうの御了解を得ました。

以上でございます。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第49号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、第49号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第50号議案 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、第50号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第51号議案 吉田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、第51号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 第100条の2、たばこ税に係る不申告に関する過料及び第139条の2、特別土地保有に係る不申告に関する過料のおのおの第2項に、「前項の過料の額は、情状により、町長が定める」と記載されております。この情状によるというのはどういうことかということを御説明願えますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） こちらにつきましては、過料ということで、これまで当町においては、過料を課した実績はございませんけれども、過料を課す判断としては、不申告の直

接な理由とか原因など実際の事情を調査し、正当な理由、事由の有無を確認する必要がありまして、情状によりということでごちらに入れてございます。

また、額の多寡につきましても同様で、税目ごと、不申告の理由、事由を事前に想定して識別するための基準を示すことが難しいということで、ここには情状により町長が定めるということで条例はさせていただいております。

特に、たばこ税とかにかかわります不申告の場合は、各町だけではなく、県とか関係市町との不均衡にならないように連携して処分していかなければならないということで、金額の多寡については、こちらでは制定はしていません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。

○4番（平野 積君） 状況はわかったんですけども、9月の定例会で吉田町行政財産の使用料条例の質疑において、町長が必要と認めるときということに関して施行までに運用基準というの設けていただくということ、設けるということを経済課長のほうから答弁が得られました。だから、これにしたがって、要するに町長の私的行政運用を抑えるということに関していえば、そういう運用基準というのをしっかり決めていくと、ほかの他市町がどうであろうとしっかり決めていくというのが重要であるというふうに考えているんですが、その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、不申告の直接の理由、原因など事情を調査しなければならないということで、事前にそういった事由、不申告の理由とか金額を先に想定して識別するというのが過料の場合は難しいということで、先ほども申しました施行までに基準を設けるということが難しいということで判断しています。

○4番（平野 積君） 了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

寄附金の全額控除という形で控除額が変更になりまして、通例ですと寄附と言ってもそんなには該当することが町民の皆様にとってはないわけかと思われるわけですが、来年予定されております確定申告におきましては、3.11の大震災の寄附行為もふるさと納税と同等の控除がなされるということで、全国を挙げて被災地を支援していると。町民の多くの方々もその制度でやられているわけですが、その周知をやはりしなければいけないと思うんです。変わることによって、やはり貴重な、市民の中からそういった形で支え合おうというきずなの形でなされた行為に対して、市としても歓迎するよという形で、今後この改正がなされた後、どのように町民に対してこの内容も含めまして周知を図るかお尋ねいたします。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 住民に対しての周知でございますが、この条例をお認めいただいた後に、町のホームページ、また今からですと2月の広報になるかと思っておりますけれども、ほかの税制改正等もございますので、それとあわせまして広報に載せさせていただく予定で

おります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） また、申告時期に合わせまして、申告に見えた方にはわかりやすいようなポスター等を掲示していただいて、ついうっかりという方もいらっしゃると思いますので、そのような形も御検討願いたいと思いますが、そのようなこともお考えですか。

○議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。

○税務課長（池ヶ谷恭子君） 申告会場には税制改正に関するパンフレットとふるさと寄附金に関してのわかりやすいものを置きたいと思っております。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第52号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、第52号議案についての質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（八木 栄君） ないようですので質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第53号議案 平成23年度吉田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより、第53号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番、増田剛士君。

○1番（増田剛士君） 1番、増田です。

歳出のところで、農林水産業費の14ページからのところですが、16ページの4目の漁港海岸管理費の中で、流木等処理対策事業費というのが県費のほうから上げられておるんですが、これは多分、今回の台風15号あたりによって、流木がかなり今流れ着いて非常に迷惑しているというか、火がつけば危ないということで費用がついておるのかと思うんですが、この費用というのは、そうした大量に流木が流れ着いたたび、このようなものを請求というのか、してつくものなのではないかというのが1点と、この流木等の処理という中には、もう流れ着いたものだけなのか、漁師の方々が網にひっかかったのを、もう打ち上げたものも含めての処理ということをお考えでしょうか。

その2点よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） 産業課です。

ただいまの、まず1点目の御質問でございますが、今回の流木等処理の対策事業費ということで予算の計上をさせていただいた要因ですが、これにつきましては、御指摘どおり台風12号、15号により、漁港海岸に漂着した流木等の集積処理ということで予算を計上させていただいてございます。環境対策ですね、県立自然公園にも指定されておりますので、今現状でも早急に処理しなきゃならないわけなんですけれども、この関係につきましては、県の漁港課と漁港整備課等にも相談いたしました。

本来でいきますと、災害関連の緊急事業のほうで処理できないかというふうな検討もしたわけなんですけれども、海岸の保全施設の機能を阻害するというような条件がございまして、海岸に実際もう打ち上げられてしまっておるものですから、特に阻害する要素が、見た目が悪いだけで、火災とかそういったことには影響しますけれども、直接漁港の海岸保全の機能を阻害するというのは当てはまらないんじゃないかということで、そちらは断念いたしました。今回こちらの入のほうにもございますとおり、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費のほうが対応できるということなものですから、そちらを利用して今回の予算措置という形になりました。

これは、海岸に打ち上げられたものだけを対象にしておりますので、漁業関係者が例えば集積したものとか、そういったものは対象にしてございません。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。

一応、了解いたしました。

それと、もう 1 点お願いします。処理委託ということなんですが、どこまでの処理を考えておられるのでしょうか。

漁業関係者の方が自分のうちで処理しようとする、処理施設の関係で大きなものはできないよと、1メートルぐらいにカットして持ってきてくださいよと、それで、流木に石がかんでいたらこれはできませんよ、大量に持っていったらこんなにたくさん持ってきてできませんよと、そのような状況にあるようなんですが、委託した場合、最終的にはどのような処分を考えておられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。

○産業課長（杉村勝巳君） 産業課でございます。

これにつきましては、ここにも先ほど申しましたとおり、流木の処理方法といたしましては、本来の償却とか火災になるわけなんですけれども、塩分を含んでいると、また大量の処理が出てきます。そのために償却は今のところ考えてはおりません。

最終的には、チップ化というようなそういう形を考えておるわけなんですけれども、今回の事業におきましては、流木処理委託料の中には最終処理までは含んでおりません。海岸に漂着しているものを集めまして、それを適宜の大きさに当然裁断しまして集積すると。当初は何か所かに集積しておくという予定でしたが、火災、そういったものに注意しなきゃならないということもありまして、仮置きということで町有地のほうに仮置きしまして、それを最終的にはチップ化という形をとりたいと思っておりますが、予算的にもかなりかかるものですから、それと、あと、チップにする場合でも、塩分を含んでおるといことでなかなか引き取り手がございません。

ですので、実際は表面部分だけ、流木の表面には塩分が付着しておりますが、中まで浸透しておらないということで、雨水等で流すこともできるものですから、それを一応予測しまして、仮置きということで集積しておいて、その後チップ化して町有地等に草押さえといいますか、そういったあれにも使えますので、公園等そういったところに利用できるんじゃないかというふうに考えておるわけなんですけれども、今回の事業では集積して仮置きしておくという状況まで、運搬して、そこまでの状況を考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1 番、増田剛士君。

○1 番（増田剛士君） 1 番、増田です。了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

7 番、佐藤正司君。

○7 番（佐藤正司君） 今のことに関連してですけれども、緊急雇用ということで600万近く入っていますけれども、そのうちの人件費としては半分までというふうに聞いていますけれども、これのいつごろまでに、大量な漂流物が着いていますから量的にも相当あると思うんですけれども、いつごろまでにそれをやる計画なのか。

それから、緊急雇用ということで使うけれども、何人ぐらいを計画されておられますか。

- 議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。
- 産業課長（杉村勝巳君） この場合、緊急雇用というので一応、8人雇用は考えております。それで、期間につきましては、1月から3月いっぱいを予定しております。
- それこそ、漁港区域内全域でございます。2キロほどございます。そのボリュームとして1,283立米ぐらいを今積算しているわけなんですけれども、当然重機等も使いまして、あとダンプで搬出という形を予定しております。
- 以上です。
- 議長（八木 栄君） 7番、佐藤正司君。
- 7番（佐藤正司君） もう1点だけ確認しますけれども、先ほど町有地へ仮置きを言ったけれども、具体的などこかという考えはあるんですか。
- 議長（八木 栄君） 産業課長、杉村勝巳君。
- 産業課長（杉村勝巳君） 今、産業課のほうで企業立地のほう進めておるところなんです、住吉工業用地ですね、旧三星の跡地を仮置き場所ということで考えております。
- 7番（佐藤正司君） 了解。
- 議長（八木 栄君） ほかに質疑は。
- 3番、山内 均君。
- 3番（山内 均君） 山内です。
- 交通安全対策費、2目に需用費、安全対策費、カーブミラーということで……
- 議長（八木 栄君） ページ数を先に言ってください。
- 3番（山内 均君） はい、補正予算に関する説明書の中の8ページです。
- 多分これも台風のときの被害だと思いますけれども、まず1点はどのぐらいあったのか、それをお聞きしたいことと、とりあえずそれをちょっと願えますか。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。
- 8ページの修繕料135万9,000円の内訳でございますけれども、今議員さんおっしゃいましたとおり台風15号によりますカーブミラーの倒壊や損壊が発生したことから、この部分の安全施設の修繕をするということで、箇所数につきましては、住吉地域が5カ所、川尻地区が5カ所、片岡地区が3カ所、北区地区が4カ所の合計17カ所の修理をやる予定でございます。
- 以上でございます。
- 議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。
- 3番（山内 均君） 実際、現場を見まして、倒れたやつを一つ見ましたけれども、川の横に、土手にあったやつが基礎が小さくてそのものが倒れていたんです。当然予算に反映してくることで、その辺もまたちょっと原因なんかを突きとめながら倒れないような方向に、要するに事故とかそういうのがある可能性がありますので、その辺はまた検討するかどうか、お願いします。
- 議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。
- 総務課長兼防災監（田村政博君） カーブミラーの修繕につきましては、鏡面の補修と、あと本体そのものが腐ってしまったり折れたものとか、今議員さんおっしゃったように基礎がアンカーの部分から転倒したのもございますので、それらにつきましては、強度的なものを業者が把握して今後修理していきたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

- 議長（八木 栄君） 3番、山内 均君。
- 3番（山内 均君） はい、了解しました。
- 議長（八木 栄君） そのほか。
4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） 町民税、固定資産税というのが補正されておりまして、町民税が2,354万5,000円の減、固定資産税が4,000万円の増ということになっておりますが、この補正の額というのがどういうふうにして決められているのかということをお教え願いたい。
要するに、調定額というのが毎月出てきて、それに対して納入されたもの、未納入のもの、条件いろいろあると思うんですが、この補正の段階でこの金額が決まるというのは、どういうシステムで決めているのかということをお願いします。
- 議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。
- 税務課長（池ヶ谷恭子君） 町民税につきましては、6月が賦課期日ということで、6月以降に課税状況等で今年度の金額が決まってまいりますので、それに基づきまして今回補正をさせていただきます。
償却資産につきましても、申告が1月末までということで、5月に課税を行いまして、その結果、課税状況に基づきまして、増額補正を行ったものでございます。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） 町民税と固定資産税と計算の仕方が違うのかなと思ったのは、町民税は1,000円単位まで出ているんですが、固定資産税は4,000万とざっくり補正されていますよね。この辺に関して何かシステムが違うのかどうかということですが。
- 議長（八木 栄君） 税務課長、池ヶ谷恭子君。
- 税務課長（池ヶ谷恭子君） 固定資産税の償却資産につきましては、収納率を掛けまして、端数処理を行った結果、4,000万ということで、ちょうどぴったりとした金額がことしは出たということで御理解いただきたいと思います。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） じゃ、別の質問をします。
地方特例交付金の補正ということで、462万6,000円というのが出ておりまして、児童手当及び子ども手当特例交付金となっております。10月から1月までの子ども手当の支給に対応するためという説明があったと思うんですが、歳出の中でどこに反映されているんでしょうか。
- 議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。
- 企画課長（塚本昭二君） この地方特例交付金の歳入計上しておりますが、本来、歳出におきましては、児等手当及び子ども手当、こちらの歳出の措置というのは当初予算で措置してございますので、その財源のあり方が変わってきたということで国からの措置が変わった部分をこちらで入を見込んだというだけのものでございます。歳出においては、変わりございません。
- 議長（八木 栄君） 4番、平野 積君。
- 4番（平野 積君） しかし、補正の歳入と歳出、数字は合っていますよね。それは、要するにもととの予算がどこかに振り分けられたということですか。
- 議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 歳出においての財源内訳が変わってまいるわけがございますけれども、まだ確定できる段階ではございませんので、財源振替を今回の措置では行わないということで、最終的には3月までの歳出を見て、その中で財源を確定していくと、こういうような財政的な手法をとらせていただいております。

以上です。

○4番（平野 積君） 了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

13ページの母子保健衛生費の小・中学生医療費の増額補正について、御確認いたします。

1,145万8,000円という形で大幅な増額補正でございます。それについて、再度どのような状況でどういった原因で、今後どのように見込んでこのようになったかと確認したいと思います。お願いします。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 今回の補正ですけれども、本年度の実績におきまして、昨年度と比べますとかなり数が伸びているということで補正をさせていただくことに、このままでいきますと支出に支障を来すということになりますので補正をさせていただきますけれども、数が増えた原因ですけれども、特定はされておられません。

これはあくまで推測ですけれども、乳幼児補助から小・中学生補助に移行した人たちが、かなりの割合で請求していることが考えられると思っております。小・中学生の医療費補助からスタートした人たちは、申請の煩わしさから申請しなかった人もいたと思われましても、乳幼児医療費からスタートした人は、これは受診券にて受診していた方ですので100%の人が受給していたことで、これからも申請をする人が多くなっているのではないかと推測ですけれどもされます。

それから、約1,150万という大きな金額の補正になりますので、今後かなりこれは負担ということになりますので、どのような対策を講じるかでありますけれども、医療費につきましては、年々増大していることであります。

コンビニ受診というのが増えていると考えられまして、本当に治療を必要としている方が適切な対応ができなくなったり、医師が休養をとれずに翌日以降の診療に支障を来すこともありますので、コンビニ受診は医療費の拡大にもつながるために、町ではコンビニ受診の抑制に努めていきたいと考えております。

コンビニ受診の抑制とあわせまして、予防医学という観点からも、かかりつけ医やかかりつけの薬剤師、これらを持つことも大切なことですので、これらのこともPRをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 詳細なる御答弁、これからもっと聞こうと思ったことも一部は話していただきましてありがとうございます。

実績で見ますと、20年度が2,828万6,000円、21年度が3,725万2,000円という形で、このときは新型インフルエンザが大量発生したことでございます。昨年度決算で実績で見ますと、

3,379万7,000円。これは当初に対しまして、今の時点でいいますと、7月の時点で受診者数で711、入院、通院で増えているということで、やはり今課長が答弁されたように、本当に必要な方の受診ということであるとは思われますが、いろんなところで聞くところによりますと、かかりつけの医者に行っても専門医でないために心配だから違うところに行って受診するとか、本来ならば、様子を見ればいいような方でも受診されるということが非常に多いケースを全国的なニュースとして聞いているわけで、本当に青天井でこのままどんどん上げていくということは、結果的に今そのサービスを享受されている町民の方々にとってもメリットが少なくなる可能性があると思われるものですから、やはりこれはみんなで保っていく、みんなの税金を有効に使って、将来を担う若者に対して医療費負担がないような補助をして、明るい家庭を築いていただくという本来の趣旨があると思いますので、やはり非常に難しいことではあると思いますが、コンビニ受診に対しまして、ある程度の対策、また医師会の方々に聞きますと、かかりつけ医という形で専門のお医者さんにその子供はもうその先生という形で診て、このぐらいなら大丈夫だよ、これなら病院に行きなさいといったようなアドバイスをいただくような形での指導。

また、薬に関しましてやはり、かかりつけの薬局、医局というものを持って、しっかりとしたかぶったような薬の支給がないような形というのがいろんなところでなされていると思うんですが、その辺について担当課としての今後推進する考えはいかがでしょうか。再度聞きます。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、これから町の負担ということも大きくなっていくことも十分考えられますので、コンビニ受診の抑制等を力を入れて事業を推進していきたいと考えておりますけれども、先ほどちょっと言い忘れたことの中で、シャープ8000という事業もやっております。これは、県のほうでやっている事業ですけれども、こちらのほうも踏まえた形で、PRのほうもさせていただきますと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 今、県のシャープ8000ですね、相談窓口という形でやられているわけですが、近隣でいいますと、島田市、あと掛川、先月ですか、藤枝市ですね、そういった形の医療講演会を県の保健局とともに、市が行った実績があるわけで、志太榛原圏内で。吉田町としてそういった健康セミナー的な周知する形で、広報紙以外で学習するようなことを今後予定して、適正な受診、適正な補助といった形での推進を図っていくお願いしたいと思いますが、そのようなお考えはございますか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、八木三千博君。

○健康づくり課長（八木三千博君） コンビニ受診等を抑えるとか、そういうことにつながるような形で講演会等ができるかどうか、今検討している最中でございます。県のほうにも問い合わせをしまして、今後前向きには考えていきたいと考えております。

以上です。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） そのほか質疑はございませんか。

[発言する人なし]

- 議長（八木 栄君） ないようですので質疑を終結します。
討論を行います。
反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

- 議長（八木 栄君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第55号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第8、第55号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
これより、第55号議案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

- 議長（八木 栄君） 質疑を終結します。
討論を行います。
反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

- 議長（八木 栄君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
本案は原案のとおり同意することに決定されました。
-

◎議案第56号の質疑、討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第9、第56号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
これより、第56号議案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。
討論を行います。
反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。
本案は原案のとおり適任とすることに決定されました。
ここで資料配布のため暫時休憩とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時55分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程の追加について

○議長（八木 栄君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、町長から第57号議案から第60号議案までの4議案と、12番、藤田和寿君から発議案第6号と発議案第7号の2議案合わせて6議案が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、この6議案を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第57号～議案第60号の上程、説明

○議長（八木 栄君） 町長から提出されました追加日程第1、第57号議案から追加日程第4、第60号議案まで町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成23年第4回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第57号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、特別職の職員で常勤のものに対して支給する旅費の種類等につきまして、新たに赴任に伴います移転料、着後手当及び扶養親族移転料を追加し、国家公務員等の旅費に関する法律と同様に赴任を伴い住居を移転する場合において、必要に応じ旅費を支給することができる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

なお、今回追加しようとする移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給対象は副町長に限るものでございます。

第58号議案は、吉田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

本議案は、吉田町職員等に対し、支給する旅費の種類等につきまして、新たに赴任に伴います移転料、着後手当及び扶養親族移転料を追加し、国家公務員の旅費に関する法律と同様に、職員が赴任を伴って住居を移転する場合において、必要に応じて旅費を支給することができる内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

第59号議案は、副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、本年10月17日から空席となっております当町の副町長に、現在埼玉県草加市に居住する須永 宣氏を選任するにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

第60号議案は、吉田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、地方税法の規定により、設置することとされております固定資産評価員に税務諸法にも通じ、固定資産の評価に関する知識を有する現在埼玉県草加市に居住する須永 宣氏を選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が追加上程いたします4議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

総務課長、田村政博君。

〔総務課長兼防災監 田村政博君登壇〕

○総務課長兼防災監（田村政博君） 総務課でございます。

それでは、第57号議案、第58号議案、第59号議案、第60号議案の議案につきまして、御説明申し上げます。

なお、第57号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び第58号議案の吉田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてはそれぞれ関連するものでございます。

条例の改正内容としましては、第58号議案の改正内容をもとに第57号議案を改正することから、説明は、第58号議案を先に御説明します。

それでは、まず初めに第58号議案 吉田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条

例についてでございます。

議案書の4ページから7ページ及び参考資料ナンバー7をごらんください。

本議案は、吉田町職員等の旅費に関しまして、これまで当条例で規定しておりませんでした移転料、着後手当、扶養親族移転料につきまして、国家公務員等の旅費に関する法律に準拠し、新たに旅費の種類に追加しようとする内容の条例改正をお認めいただくものがございます。

主な改正内容でございますが、これまで条例の第6条で旅費の種類を規定しておりましたが、今回、移転料、着後手当、扶養親族移転料の三つを新たに支給できる旅費の種類に追加し、その支給額の算定方法、支給対象等につきまして、規定するものがございます。

第6条第1項中の食卓料の次に、移転料、着後手当、扶養親族移転料の3種類を加えるとともに、同条に2項を加えるため、第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給要件を規定した2項を追加するものです。

第11項移転料及び扶養親族移転料は、赴任に伴う職員及びその扶養親族の住所または居どころの移転及び家財の移転の路程に応じて、町長が必要な者について支給するものであります。

第12項着後手当は、町長が必要と認めた者について、その赴任後、公舎その他住居に入居するまでの日数に応じ、1日当たりの定額により支給するものであります。

第17条及び第18条は条項ずれに対応した改正と別表が追加することなどから、別表ずれに対応した改正を行っております。

次に、第34条を第37条とし、第27条から第33条までを3条ずつ繰り下げ、第26条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条を第29条とするものがございます。

第20条から第25条までを3条繰り下げ、第19条の次に移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額についての規定とし、3条を追加するものがございます。

第20条移転料の額は、次に規定する額によるものということで、第1号「赴任の際扶養親族を随伴する場合には、赴任を伴う住所又は居所の移転の路程に応じた別表第2の定額による額」、第2号「赴任の際扶養親族を随伴しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額」、これは単身赴任であればこの号の適用となります。第3号「赴任の際扶養親族を随伴しなかった場合において、赴任を命ぜられた日から1年以内で扶養親族を移転するときには、前号に規定する額に相当する額」、これは赴任の際は単身赴任であったが、後から扶養親族が来る場合を想定したもので、1年以内に限って支給するものがございます。また、額については、第2号の単身赴任時と同額とするものがございます。

次に、第21条、着後手当の額は別表第3に定める額を1日分とし、5日を限度とする赴任後、公舎その他の住居に入居するまでの日数に応じて額を支給するものがございます。

次に、第22条、扶養親族移転料の額は、次に規定する額とするものがございます。

第1号、赴任の際、扶養親族を随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族は1人ごとに、その赴任の際における各扶養親族の年齢に従い支給するものがございます。

アとして、12歳以上の者であれば、実際にかかった交通費である鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額と別表第3に規定する旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額を支給いたします。

イとして、6歳以上12歳未満の者につきましては、アに規定する額の2分の1に相当する

額を支給いたします。

ウとしまして、6歳未満の者につきましては、その移転料の際における職員相当の別表第3に規定する旅行諸費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額を支給いたします。

なお、支給する額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものでございます。

次に、別表を別表第1に改め、別表第1の次に移転料の額を定めた別表第2、着後手当及び扶養親族移転料の額を定めた別表第3をそれぞれ追加するものでございます。

この改正条例の施行期日は、公布の日から施行するものでございまして、その支給対象となる適用は改正条例の施行期日以後に出発する旅行から適用するものでございます。

続きまして、第57号議案 特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページから3ページ及び参考資料ナンバー6をごらんください。

本議案は、特別職の常勤のものうち、副町長の旅費に関しまして、これまで当町の条例で規定していませんでした移転料、着後手当、扶養親族移転料について、国家公務員等の旅費に関する法律に準じ、新たに旅費の種類に追加しようとする内容の条例改正をお認めいただくとするものでございます。

この条例改正の内容は、先ほど御説明しました第58号議案 吉田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の改正内容と同様でございまして、特別職で常勤のものうち、副町長の旅費に関しまして、移転料、着後手当、扶養親族移転料の額を定めるものでございます。

新たに、移転料、着後手当、扶養親族移転料の三つを旅費の種類に追加するため、これまでの給料と旅費を規定していた別表を給料については別表第1に、旅費については別表2にそれぞれ区分して明確化を図るものでございます。

改正分としましては、第1条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第1に改め、別表第1の次に別表第2として、これまでの旅費に加え移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額を規定するものでございます。

なお、支給の方法につきましては、同条例第4条において、一般職の職員の給付その他の例によることが規定されているものでございます。

続きまして、第59号議案 副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書8ページをごらんください。

本議案は、長引く不況、少子高齢化の進展など当町を取り巻く厳しい環境の中、津波防災対策を初め、今後さらに加速します地方分権に的確に対応した役場の組織機構を確立し、より一層の住民福祉の向上を図りたく、本年10月17日から空席となっております副町長に、現在、埼玉県草加市に居住する須永 宣氏を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

須永氏の住所は、埼玉県草加市新善町430番地の38、氏名は、須永 宣、生年月日は、昭和25年10月31日、現在61歳でございます。

須永氏の主な経歴を申し上げますと、昭和44年4月に大蔵省、現在の財務省に入省され、昭和48年から同省主計局に配属されて以来、長きにわたり主計局に勤務され、平成3年には

主計局主計官補佐に就任され、国の予算に深くかかわっておられまして、その後北海道財務局釧路財務事務所長、福岡財務支局管財部長、独立行政法人都市再生機構経理部長等を歴任され、平成22年7月に同省を退職されております。国家公務員として、長期にわたり国の財政をつかさどり、特に財政面において卓越した識見を有するほか、行政運営面においても豊富な経験をもとに多くの役割を担っていただける方だと推察いたしております。

続きまして、第60号議案 吉田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の9ページをごらんください。

本議案につきまして、地方税法第404条第1項の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長の行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置することになっておりまして、この評価員に現在、埼玉県草加市に居住する須永 宣氏を選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

須永氏の住所は、埼玉県草加市新善町430番地の38、氏名は、須永 宣、生年月日は、昭和25年10月31日、現在61歳でございます。

須永氏の経歴につきましては、先ほど第59号議案で御説明を申し上げましたとおり、国税局財務事務所の勤務経験があり、税務諸法にも精通されていることから固定資産評価についての識見を有しており、評価員として適任であると思われま。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 以上で説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開きますので、議員の皆様は第2会議室にお集まりください。再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時38分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第1、第57号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第57号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第58号議案 吉田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより、第58号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 57号にも移転料が出ました。今度職員ということで58号が出ておるわけですが、移転料というと早く言えば引っ越し代かなと思いますもので、かかる費用は副町長であろうが職員であろうが同じかなということが個人的には思うんですが、金額が多少副町長のほうがよいということになってはいますが、この辺のちょっと、自分は平等的なことを考えているんですが、その辺の考え方が一つ質問します。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 今の御質問でございますけれども、国家公務員では、指定級以上ということで副町長が指定されておまして、職員につきましては、指定級より下というような中で差が生じているような状況でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） はい、わかりました。

もう1点、この表を作成するに当たっては何か、他の市町あるいは国家公務員か何かそういう表というか、それを参考にしておるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） 国のものを参考にさせていただいております。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

第6条の11項の移転料及び扶養親族移転料は、国に伴う云々にありまして、町長が必要と認めた者について支給するというところでございます。

赴任に伴うという解釈で、その場合、町長、赴任の状態でおかつ町長が認めた者だけというものの解釈でよろしいでしょうか。その点について御確認いたします。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） そのとおりでございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 旅費の条例を見ますと、用語の意義という形で第2条に掲げております。そうしますと、赴任といいますと、(4)で「採用された職員（国、都道府県又は他の市町村の職員であった者が引き続いて採用された場合に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは」という形でなされているわけで、現職の職員の場合のみ赴任という形でのよろしいですね。

○議長（八木 栄君） 総務課長、田村政博君。

○総務課長兼防災監（田村政博君） すみません、もう一度お願いしたいと思いますけれども、もう一度お願いします。すみません、ちょっと質問が……。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 2回目ですね。吉田町職員等の旅費に関する条例の第4章旅費の第2条、用語の意義というところで、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによるという形で用語の設定をなされております。

4号に赴任という箇所がありまして、その箇所は、採用された職員、特別職も含む職員だと思いますが、（国、都道府県または他の市町村の職員であった者が引き続いて採用された場合に限る。）がその採用に伴う移転のため住所もしくはという形でなされておりますので、これを解釈いたしますと、現職の国家公務員及び都道府県職員、市町村の職員であった者が我が町へ赴任された場合が赴任という形でという解釈と私は思いますが、その解釈でよろしいですね。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの赴任の解釈でございますが、旅費条例の第2条第4号に規定してあるわけでございますが、先ほど御質問の中にありました赴任の例は、採用された職員に関してだけのものございまして、採用された職員というのは、吉田町の身分を取得をするという意味でございまして、それが採用された職員のところにあるわけですが、その後転任を命ぜられた職員の例もございまして、採用それから転任について、赴任という説明になっております。

以上が旅費条例上の文言規定でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） すみません、先ほどの質問の確認ですけれども、それはわかりました。現職でなければ赴任にならないということでのよろしいのでしょうか。そこを確認したいんですが。

特別職の職員は採用じゃないということですか。そうしますと、先ほどの決まったものもすべて赴任という言葉がおかしくなってしまうと、条例上、整合性がとれなくなると思いますが、現職のみであるよということであれば、すんなりと納得できるわけでございます。再度説明をお願いします。

○議長（八木 栄君） それでは、暫時休憩とします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時01分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） 大変申しわけございませんでした。

ただいまの藤田議員の御質問にお答えをさせていただきますが、吉田町職員等の旅費に関する条例第2条第1項第4号の赴任、この「採用された職員」の文言解釈につきましては、議員のおっしゃられたとおりでございます。国、都道府県または他の市町村の職員であった現職を引き続き採用するという解釈以外できないという内容でございますので、藤田議員の言われたとおりでございます。

それで、この赴任の文言を常勤の特別職にも引用する形で移転料等が支払われるということになりますので、今回この職員の中でも現職を引き続いて採用する場合だけの対象ということになりますと、今後の人材活用から申し上げますと、なかなか制約が厳しいということで、採用される職員については、軒並み例外なく適用できる制度にしたいということで、この括弧書きの、「（国、都道府県又は他の市町村の職員であった者が引き続いて採用された場合に限る。）」という部分を今回、この改正に合わせて削除をさせていただきたいというふうに考えております。

大変、現在の改正条例にこの部分の赴任の定義の中から、括弧書きを削る改正文を追加する訂正をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） ただいま、塚本企画課長のほうからお話ししたとおりでございます、やはり藤田議員の御指摘のとおりでございます。

したがって、企画課長のほうから申し上げたような形で、ぜひともお認めいただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） ただいま、町長のほうから文章の訂正についてお願いがございました。文章の訂正ということで、議員の皆さんにお諮りいたしますが、そのような形で訂正することに、訂正したものはまた後で配付いたしますが、そういうことで差しかえということでしょうか。

お諮りします。

それに御異議ございませんか。

12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 議案で配付しなくても口頭だけでいいということ、特例で、いや…配付されますか。

○議長（八木 栄君） 訂正した文章のものをしっかりと配付するように今、そういうことでということですので、しっかりと配付いたします。

ということで、再度お伺いいたしますが、そのような形で御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時55分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第58号の訂正の件

○議長（八木 栄君） 追加日程第2、第58号議案の訂正の件を議題にします。

町長から訂正の理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 訂正内容でございますが、既提出議案の条例改正文に次の改正文を加える。

第2条第1項第4号中、「（国、都道府県又は他の市町村の職員であった者が引き続いて採用された場合に限る。）」を削る。

訂正理由でございますが、吉田町職員等の旅費に関する条例第2条第1項第4号に赴任の用語の意義を規定しており、現行では、国、都道府県または他の市町村の職員であった者が引き続いて採用された場合に限り、採用された職員と認め本条例の対象とされる規定になっており、この規定が副町長及び教育長の旅費の支給の例に反映されることになっている。しかしながら、副町長及び教育長につきましては、公務員の身分を保持する者だけに限らず、広く適材を探すようにできる環境を整えることが望ましく、職員についても地域主権が進む中であって、公務員の身分を有する者に限らず、有能な人材を広く採用できる環境を整えることが望ましい。

こうした現況にかんがみ、今回、旅費として移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給する改正にあわせて、赴任の用語の意義を改正する内容を盛り込む議案の訂正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております第58号議案の訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、第58号議案の訂正の件を許可することに決定しました。

続きまして、訂正後の上程議案について引き続き質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 新採職員の場合で、吉田町以外の人を採用された場合、その場合の移転料とかそういう手当は、その後に多分、町長が認めるということで担保を制限してあると思うんですけども、その辺はちょっと教えていただきたいですが。

○議長（八木 栄君） 企画課長、塚本昭二君。

○企画課長（塚本昭二君） ただいまの御質問でございますが、職員につきましては、今文言を削る訂正をお認めいただきましたけれども、実態といたしましては、国、県等からのこちらの必要に応じて採用した者もしくは特殊な技術を持っているとか、こちらが必要だと認める職員の採用について、移転が発生する場合、そういう場合に限って適用できるような運用をしていくと、こういうことで考えております。

以上です。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第3、第59号議案 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより第59号議案についての質疑を行います。

6番、枝村和秋君。

○6番（枝村和秋君） 私は、いろいろな人事案件について、吉田町の人ならその人の人柄、人望や各種活動の実績などで人事案件、判断してきました。

本議案の人事案件について、ちょっと判断できない部分がありますもので、町内の方にお聞きしてみました。こんな意見がありました。

なぜ、地元の人を選任できないのだろうか。地元のことは地元の人がよくわかっているから、地元の人なら町のためになってくれるだろうと。また、金銭的についても、宿舎というか、官舎というか、前副町長の実績でいきますと、アパート代年間85万2,000円、火災保険1万6,000円。1期4年で350万円の支出。それに今回は、本人や扶養親族の移転料、引っ越

し代がプラスされます。景気が悪いところ、消費税の引き上げが議論され、公務員の優遇が叫ばれているところなのにと、このような意見であります。

町長は、町のために働いてくれる人は須永氏しかいないということで選任したと思います。選任理由のことは、担当課長からちょっと説明がありましたが、いま一度町長、この選任について町長の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、基本的に現在、町が置かれている状況は、津波防災町づくりというものが、町民の生命、財産及び企業の生産活動の継続というふうなところを何としても守るとというのが、この町の最大の業務でございまして、町の人間でこれに当たれる人間というのは基本的に非常に難しいというのが現状でございます。

というのは、単純な話、この津波防災町づくりに関しては、国の関与がぜひとも必要でございまして、国の関与を、やはり人間をいわばいただくことによって、津波防災町づくりというものがまだ非常に多岐多様で判然としない部分もございまして。そういうことを考えますと、国においてさまざまなことが行われるわけで、それに関する情報等をいち早くいわば入手し、またそれに対応するという意味において、やはりこの須永氏が私は適任であるというふうに思っております。

基本的に、須永氏は主計局勤務が長いということは御承知のとおり、政策または予算に関していわば査定をする、国家の最も緊要なセクションにいた人間でございまして、その辺のことについては、非常にさまざまな情報、さまざまな要路に通じておりますので、ぜひとも須永氏のいわば力というものをおかりしたいというわけで、財務省からお願いしてこちらに来ていただきました。

○6番（枝村和秋君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（八木 栄君） ないようですので質疑を終結します。

[「議長」の声あり]

○議長（八木 栄君） はい、12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田でございます。

今、町長から須永氏を任命するに当たっての思いも教えていただきました。

冒頭、担当課長から地域主権を考え、組織機構改革をやっていただきたいというような御発言があつて、上程理由がございましたが、今現状どのような問題があつて、何か過去においてそういった問題があるから改革するということだと思いますので、将来にわたっての思いというか、これからの施策に関しましては今御答弁いただきましたが、過去においてどうということがあつて、これを改革していくんだと、それを副町長に託すというようなところの補足説明をいただければありがたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今後、地域主権が進むということは、基本的に地域がこれまで国であるとか県であるとかそういうものから独立して自分たちの町づくりは自分たちでやっていくというふうなことが、いわば本旨でございます。しかしながら、やはり大事なことは、そのようなノウハウを持った人間に来ていただきまして、町の職員のレベルアップを図っていく

というようなことが、これはぜひとも望まれるわけで、端的に、じゃ町の人間だけですべてができるかという、これはほとんどできません。

また、地域主権というものが、今後どういうふうな形で展開していくのかというのが、基本的に国のいわば政策でございまして、その部分に関して情報というものが、やはり単にマスコミ等で報道されるものではなくて、深く非常に緊要なところからとる必要がございますので、その辺については、そういうようなことに通じたやはり中央の官僚に来ていただいて情報を入手するとともに、職員のレベルアップを図るということは、これはぜひとも必要なことであると思っております。

○議長（八木 栄君） 12番、藤田和寿君。

○12番（藤田和寿君） 承知いたしました。

そうしますと、町の中の組織改革等々、副町長の手腕にゆだねるところが多いと思います。今現在、町のほうには再任用の行政経営指導員がいて、世代間のさまざまな引き継ぎ等いろんな形で指導されているわけですけれども、そういった方も副町長にお任せしていくということになると今後、そういった方々の継続等どのようにお考えなのか。やはり私は、指導する方はちゃんとしたビジョンを持ってやられると思いますので、そのやりやすい環境も整備すると思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には、改革というものは私の仕事でございまして、私の意を受けて副町長が必要な人間について指導を行うというようなことになってまいります。したがって、行政経営指導員もその一員に入ってくるとそういうことになります。

だから、幅広く町の職員というものは、地域主権の方向に向けて自立できるような能力を、スキルを身につける方向で考えていくということになります。

○12番（藤田和寿君） 了解。

○議長（八木 栄君） それでは、質疑を終結します。

討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第4、第60号議案 吉田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、第60号議案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎発議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第5、発議案第6号 中部電力浜岡原子力発電所に関する決議を議題とします。

本案について、提出者、藤田和寿君の趣旨説明を求めます。

12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿です。

発議案第6号について御説明申し上げます。

中部電力浜岡原子力発電所に関する決議について。

3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原子力発電所の安全神話を覆し、原発事故の恐ろしさを明らかにしました。

浜岡原子力発電所は、近い将来確実に起こる東海地震の震源域にあり、町民が原発事故に対する不安を抱いています。

ついでには、吉田町議会として、町民の安全・安心、そして生命・財産を守ることを最優先に考え、浜岡原子力発電所の再稼働は認めず速やかに廃炉とすべきと決議する。

よって、発議案として提出するものでございます。

朗読をもって、内容の説明とさせていただきます。

発議案第6号 中部電力浜岡原子力発電所に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出、吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員、藤田和寿。賛成者、吉田町議会議員、増田剛士君、同杉本幸正君、同山内 均君、同平野 積君、同三輪正邦君、同枝村和秋君、同佐藤正司君、同吉永満榮君、同大塚邦子君、同増田宏胤君、同河原崎昇司君。

中部電力浜岡原子力発電所に関する決議。

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は、日本と世界の人々に原発の危険性を明らかにし、原子力発電の安全神話を根底から覆した。原発事故から9カ月が経過しても、いまだに事故原因や事故の全容も掴めない中、収束の見通しが立たず、多くの住民は不安な避難生活を強いられている。

また、原発事故による放射能汚染は広範囲におよび、被災地だけではなく多くの国民の日常生活にも影響を与え、とりわけ、将来を担う子供たちへの健康への影響が心配されている。そして、農業・漁業・製造業・商業など多方面に甚大な被害を及ぼしている。

近い将来確実に起こると予想される東海地震は、千年に一度の規模で3連動とも4連動とも言われ、超巨大地震及び大地震が来ると想定されている。浜岡原子力発電所は、その地震の震源域にあり、地震と津波による原発事故の危惧は拭いきれない。

我が吉田町は、浜岡原子力発電所から20km圏内にあり、事故が起きれば甚大な被害を受け、故郷からの避難は避けられず、町民は極めて大きな不安を抱えている。

吉田町議会は、町民の安全・安心、そして生命・財産を守ることを最優先に考える。

よって、浜岡原子力発電所は再稼働せず、速やかに廃炉にすべきである。

以上、決議する。

平成23年12月16日、静岡県榛原郡吉田町議会。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 追加日程第6、発議案第7号 中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書を議題とします。

本案について、提出者、藤田和寿君の趣旨説明を求めます。

12番、藤田和寿君。

〔12番 藤田和寿君登壇〕

○12番（藤田和寿君） 12番、藤田和寿です。

発議案第7号について、御説明を申し上げます。

中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書について。

吉田町議会は、先ほどの発議第6号の浜岡原子力発電所に関する決議において、再稼働は認めず、廃炉とすることを決議いたしました。

ついては、当議会として、国と県に対し、意見書を提出するため発議案として提出するものでございます。

朗読をもって、内容の説明とさせていただきます。

発議案第7号 中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年12月16日提出、吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、吉田町議会議員、藤田和寿。賛成者、吉田町議会議員、増田剛士君、同杉本幸正君、同山内 均君、同平野 積君、同三輪正邦君、同枝村和秋君、同佐藤正司君、同吉永満榮君、同大塚邦子君、同増田宏胤君、同河原崎昇司君。

中部電力浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書。

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は、日本と世界の人々に原発の危険性を明らかにし、原子力発電の安全神話を根底から覆した。原発事故から9カ月が経過しても、いまだに事故原因や事故の全容も掴めない中、収束の見通しが立たず、多くの住民は不安な避難生活を強いられている。

また、原発事故による放射能汚染は広範囲におよび、被災地だけではなく多くの国民の日常生活にも影響を与え、とりわけ、将来を担う子供たちの健康への影響が心配されている。そして、農業・漁業・製造業・商業など多方面に甚大な被害を及ぼしている。

近い将来確実に起こると予想される東海地震は、千年に一度の規模で3連動とも4連動とも言われ、超巨大地震及び大地震が来ると想定されている。浜岡原子力発電所は、その地震の震源域にあり、地震と津波による原発事故の危惧は拭いきれない。

我が吉田町は、浜岡原子力発電所から20km圏内にあり、事故が起きれば甚大な被害を受け、故郷からの避難は避けられず、町民は極めて大きな不安を抱えている。

吉田町議会は、町民の安全・安心、そして生命・財産を守ることを最優先に考え、以下事項を確実に実行するよう強く要望する。

記。

1、浜岡原子力発電所の再稼働を認めないこと。

2、浜岡原子力発電所の廃炉を事業者に求めること。

3、浜岡原子力発電所の廃炉まで、原子炉と使用済み核燃料などを安全に冷却する万全な対策を講ずること。

4、原子力発電への依存を改め、代替エネルギー開発を行い活用する政策への転換を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、静岡県知事あて。

静岡県榛原郡吉田町議会。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑を終結します。

議員、御苦労さまでした。

討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（八木 栄君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第116条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（八木 栄君） 日程第11、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があり

ます。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（八木 栄君） 以上で、平成23年第4回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、ただいま浜岡原子力発電所の件に関して、再稼働を認めず、廃炉を求めた決議、さらにそれに基づきまして、廃炉を求めた意見書を採択された。本当にまずもって、皆様に対し、心から感謝申し上げたいと思っております。

ただ、惜しむらくは、牧之原市が永久停止をする前に、私のほうから二、三の議員に対して、永久停止の前に廃炉決議をされればよろしいのではないですかという話をしましたけれども、そのチャンスを逸してきょうにまで至ってしまったと。もし、あの時点で決議されれば、吉田町議会というのは、まさに全国に冠たる町議会として本当に賛成の、また賛同の声の中でそのときを迎えたであろうと思うと幾分惜しむものであります。

しかしながら、私同様、議会の皆様も廃炉ということで足並みをそろえていただいたわけで、本当にこの町が浜岡に対して一つの意思表示がなされたという意味においては、本当にうれしく思います。

今後、議会の皆様と軌を一にして浜岡の原子力の問題について奮闘してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、当局が出しました諸議案につきまして、決議され、議決をいただきましてありがとうございました。また、副町長もこれで議決をいただきまして、19日から勤務いたします。

よりよきあしたの吉田町のため、議会の皆様方とともに手を携えて頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、あいさつといたします。

◎議長あいさつ

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

本日ここに平成23年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し

上げたいと存じます。

本定例会は、12月2日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

本年は、統一地方選挙の年でありました。選挙により議会も一新し、新たなスタートを切り、町民の皆様に信頼され、存在感のある議会を目指し、取り組んでまいりました。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

なお、当局におかれましては、本日の追加議案におきまして、議案の訂正がございましたが、前例とならないように今後ともよろしくお願いいたします。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、無事越年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） これをもって、平成23年第4回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時26分